

平成 28 年度

住民参加型在宅福祉サービス団体
活動実態調査 報告書

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

I. 調査概要	1
1. 調査目的	2
2. 調査対象	2
3. 調査方法	2
4. 調査時期	2
5. 回収数	2
6. 調査内容	2
7. 報告書の記載方法について（凡例）	3
8. 調査結果の概要	3
(1) 事業開始年	3
(2) 運営形態	3
(3) 法人化率	4
(4) 事務所の所有率	4
(5) 活動拠点の形態	4
(6) 広報活動	4
(7) たすけあい活動における会員採用率	5
(8) たすけあい活動の登録者数、担い手登録数（1 団体あたりの平均）	5
(9) たすけあい活動の担い手登録者の年代・性別（1 団体あたりの平均）	5
(10) サービスの担い手と利用者のバランス状況	6
(11) 担い手募集の手段	6
(12) 担い手募集に最も効果があった手段	6
(13) 担い手への研修機会	7
(14) 担い手に対する研修内容	7
(15) サービスの種類と実施形態	8
(16) サービスの利用者数と活動時間及び回数（1 団体あたりの平均）	8
(17) たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別	8
(18) 収入および支出総額	9
(19) 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか	9
(20) 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等	9
(21) 提供サービスごとの利用料と担い手の受取額	10
(22) 日常的に協力・連携関係がある団体	10
(23) 現在直面している活動の課題	11
(24) 訪問型サービス、通所型サービスの実施状況	12
(25) 生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」	12
(26) 市町村における「協議体」	13

1. 事業開始年（問1）	16
2. 運営形態（問2）	17
3. 法人格の有無と法人化率（問3）	18
4. 事務所の所有率（問4）	20
5. 活動拠点の形態（問5）	22
6. 広報活動（問6）	24
7. たすけあい活動における会員制採用の有無（問7）	28
8. たすけあい活動の登録者数、担い手数（1団体あたりの平均）（問8・9）	29
9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（問10）	30
10. 担い手の確保・育成への取り組み（問11）	33
11. 担い手への研修機会（問12）	39
12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（問12）	42
13. 担い手に対する研修内容（問13）	45
14. サービスの種類と実施形態（問14）	47
15. 実施するサービスの利用者数（実人数）及び活動時間（回数）（問15）	49
16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別（問16）	52
17. 収入及び支出総額（問17）	53
18. 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか（問18）	56
19. 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等（問19）	57
20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取額（問20）	58
21. 日常的に協力・連携関係がある団体（問21）	61
22. 一定のエリア内で団体間の連絡会等（問22）	73
23. 公的援助について考えていること（問23）	74
24. 現在直面している活動の課題（問24）	83
25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（問25）	85
26. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況・今後の予定（問26）	93
27. 生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（問27）	95
28. 市町村における「協議体」（問28）	96
29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（問29）	99

I 調査概要

1. 調査目的

本調査は、全国の住民参加型住宅福祉サービス団体（※）の活動の状況を明らかにし、今後の住民参加型在宅福祉サービスと地域福祉の発展のための基礎データを集積することを目的として実践した。

※「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは

- 地域住民の参加を基本として
 - ① 営利を目的とせず、
 - ② 住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、
 - ③ 有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う家事援助、介護サービス（ホームヘルプサービス）等を中心とした在宅福祉サービスである。
 - こうしたサービス（活動）を行う団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」といい、住民の自主組織として組織されているものの他、市区町村社会福祉協議会、生活協同組合、農業協同組合、福祉公社・事業団、社会福祉施設等が運営するものがある。
- また、同団体は、上記の「たすけあい活動」とともに、介護保険制度や障害者自立支援法等に基づくサービスをあわせて実施するところもある。

2. 調査対象

平成29年3月1日現在、活動している住民参加型在宅福祉サービス団体を対象に、その活動状況について調査した。

3. 調査方法

調査票は、平成29年3月に、本会で把握する住民参加型住宅福祉サービス団体 2042団体に郵送し、郵送及びFAXにて回収した。

4. 調査時期

平成29年3月31日～平成29年5月31日

5. 回収数

442団体（回収率 21.64%）

6. 調査内容

- 団体の組織体制・運営
 - 会員の状況
 - サービス、活動事業の内容
 - その他
- ※ 詳細は巻末調査票を参照。

7. 報告書の記載方法について（凡例）

組織の運営形態の類型化について

本報告書においては、組織の運営形態（調査票問2）を、以下のような類型（呼称）として分類し、集計分析を行った。以下、この類型（呼称）によって記述する。

	組織の運営形態（問2）の選択肢
1	住民の自主的な会員組織である
2	市区町村社会福祉協議会が運営している
3	生活協同組合が運営している
4	ワーカーズコレクティブである
5	J A（農業協同組合）が運営している
6	行政設置による第3セクター（福祉公社・事業団等）
7	社会福祉施設が運営している
8	ファミリー・サポート・センターである
9	その他
10	無回答



類型	回答数
A 住民互助型	181
B 社協運営型	163
C その他	96
無回答	2
全体	442

8. 調査結果の概要

(1)事業開始年（調査票 問1）

○「1996年～2000年」が最も多く 22.2%となっている。

選択肢	割合
全 体	100.0%
1990年度以前	16.1%
1991年～1995年	16.3%
1996年～2000年	22.2%
2001年～2005年	15.8%
2006年～2010年	16.7%
2011年以降	12.0%
無回答	0.9%

(2)運営形態（調査票 問2）

○「住民互助型」が最も多く 41%となっている。

選択肢	割合
全 体	100.0%
住民互助型	41.0%
社協運営型	36.9%
その他	21.7%
無回答	0.5%

(3)法人化率 (調査票 問3)

※社協運営型を除く

○法人化率は 70.7%となっている。

選択肢	各回答率
全 体	70.7%
A 住民互助型	70.2%
C その他	73.1%

(4)事務所の所有率 (調査票 問4)

○事務所が「ある」は 86.2%となっている。

選択肢	各回答率
全 体	86.2%
A 住民互助型	80.1%
B 社協運営型	92.6%
C その他	88.5%

(5)活動拠点の形態 (調査票 問5)

○「独自の活動拠点を持っている」が最も多く 47.3%となっている。

選択肢	各回答率
1 独自の活動拠点を持っている	47.3%
2 親団体から賃借	16.3%
3 自治体等から賃借	33.5%

(6)広報活動 (調査票 問6)

○「広報誌・機関紙」が最も多く 76.5%となっている。

選択肢	各回答率
1 広報誌・機関紙	76.5%
2 専用のホームページ (Facebook、ブログ等を含む)	47.3%
3 親団体のホームページに活動を紹介するページがある	26.7%
4 公民館等でチラシやポスターを掲示している	23.1%
5 その他	17.9%

I 調査概要

(7)たすけあい活動における会員採用率 (調査票 問7)

○会員制を「採用している」は 79.5%。

選択肢	各回答率
全 体	79.5%
A 住民互助型	77.3%
B 社協運営型	85.9%
C その他	72.9%

(8)たすけあい活動の登録者数、担い手登録数(1団体あたりの平均) (調査票 問8)

○1 団体あたりの登録者数は 317.8人、担い手は平均 108.2人。

○担い手一人当たりの登録者数は 2.9人。

選択肢	登録者 (A)	担い手 (B)	担い手一人当たり の登録者数(A/B)
全 体	317.8人	108.2人	2.9人
A 住民互助型	177.1人	46.2人	3.8人
B 社協運営型	335.7人	116.3人	2.9人
C その他	544.8人	218.0人	2.5人

(9)たすけあい活動の担い手登録者の年代、性別 (1 団体あたりの平均) (調査票 問9)

○担い手登録者内訳は、下記のとおりである。

	A 住民互助型			B 社協運営型			C その他		
	女性	男性	全体	女性	男性	全体	女性	男性	全体
全年代合計	34.7人	11.0人	46.2人	88.8人	31.3人	116.3人	139.4人	13.5人	218.0人
20代	2.5人	1.8人	3.5人	2.1人	1.6人	2.4人	5.0人	2.8人	5.5人
30代	3.5人	2.6人	4.5人	5.6人	2.7人	6.2人	17.9人	2.9人	17.8人
40代	5.5人	2.3人	6.3人	10.4人	4.0人	11.8人	37.4人	2.7人	38.4人
50代	7.3人	3.5人	8.5人	14.7人	3.5人	16.1人	34.8人	3.7人	35.7人
60代	11.4人	4.9人	14.4人	28.5人	8.6人	33.9人	43.9人	5.8人	46.9人
70代以上	10.9人	5.4人	13.8人	25.0人	10.5人	32.6人	23.6人	6.6人	26.2人

I 調査概要

(10)サービスの担い手と利用者のバランス状況 (調査票 問10)

○「担い手が不足している傾向がある」が最も多く 67.0%となっている。

選択肢	各回答率
1 担い手が不足している傾向がある	67.0%
2 利用者が少ない傾向がある	13.1%
3 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	11.5%
4 その他	7.2%

(11)担い手募集の手段 (調査票 問11 (1))

○実施率は「パンフレット、チラシ、ポスター」が最も多く 65.8%、次いで「個別に声掛け(57.5%)」、「登録者による紹介(50%)」の順で多い。

選択肢	実施率	選択肢	実施率
1 パンフレット、チラシ、ポスター	65.8%	7 広報誌	47.5%
2 ホームページ	47.7%	8 地域ラジオ・FMラジオ	2.5%
3 他団体の広報誌	13.8%	9 説明会、交流会	24.7%
4 個別に声掛け	57.5%	10 ハローワーク	8.4%
5 登録者による紹介	50.0%	11 掲示板	7.0%
6 担い手養成講座・研修会	27.6%	12 その他	12.2%

(12)担い手募集に最も効果があった手段 (調査票 問11 (2))

○最も効果があった手段は「個別に声掛け」が最も多く 26.6%、次いで「登録者による紹介(21.9%)」、「広報誌(16.9%)」の順になっている。

選択肢	回答率	選択肢	回答率
1 パンフレット、チラシ、ポスター	9.9%	7 広報誌	16.9%
2 ホームページ	0.9%	8 地域ラジオ・FMラジオ	—
3 他団体の広報誌	2.8%	9 説明会、交流会	2.8%
4 個別に声掛け	26.6%	10 ハローワーク	0.9%
5 登録者による紹介	21.9%	11 掲示板	0.2%
6 担い手養成講座・研修会	7.5%	12 その他	4.7%
		無回答	4.7%

I 調査概要

(13)担い手への研修機会 (調査票 問12)

○実施率は、「内部研修」は「学習会、勉強会、研修会等(68.6%)」が最も多く、「外部研修等」は、「社協主催の研修会に参加(24.9%)」が多い。

選択肢		実施率
〔内部研修〕	1 学習会、勉強会、研修会等	68.6%
	2 交流会	48.9%
	3 新人研修	20.4%
	4 ミーティング、定例会の際に	34.2%
	5 ケースカンファレンス	13.6%
	6 外部から講師を呼んで研修	38.5%
	7 他団体と共催により研修会を開催	15.4%
	8 その他	5.0%
〔外部研修等〕	9 社協主催の研修会に参加	24.9%
	10 地域包括支援センター主催の研修会に参加	11.8%
	11 地方自治体主催の研修会に参加	11.8%
	12 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	16.1%
	13 資格取得支援	13.6%
	14 その他	6.6%

(14)担い手に対する研修内容 (調査票 問13)

○研修内容は「高齢者・障害者理解」が最も多く 54.5%、次いで「認知症理解(50%)」、「救命救急(31.4%)」の順が多い。

選択肢	実施率	選択肢	実施率
1 高齢者・障害者理解	54.5%	12 医療・感染症	17.2%
2 認知症理解	50.0%	13 リスクマネジメント（ヒヤリハット）	22.2%
3 介護職員初任者研修	6.1%	14 傾聴	24.0%
4 介護（介護職員初任者研修を除く）	16.1%	15 コミュニケーション	25.6%
5 介助技術	26.2%	16 接遇（マナー）	25.6%
6 調理	26.7%	17 レクリエーション	11.1%
7 食品衛生（食中毒）	21.7%	18 育児・子育て支援	20.4%
8 移送サービス（送迎サービス）	17.9%	19 法人理念	14.5%
9 掃除	14.7%	20 行政・社会情勢等の動き	17.0%
10 救命救急	31.4%	21 その他	10.2%
11 災害時高齢者・障害者等生活支援	9.0%		

I 調査概要

(15)サービスの種類と実施形態 (調査票 問14)

○新しいサービスの種類では、「家事援助」が最も多く 76%、次いで「外出援助(68.3%)」、「話し相手(65.2%)」の順で多い。

選択肢	総実施率	選択肢	総実施率
1 家事援助	76.0%	12 グループホーム	9.5%
2 介護	48.2%	13 小規模多機能型居宅介護	8.4%
3 入浴	39.6%	14 サービス付き高齢者向け住宅	6.3%
4 食事（配食や会食）	43.7%	15 住宅改修	8.6%
5 外出援助	68.3%	16 相談・助言	41.4%
6 移送サービス（送迎サービス）	38.2%	17 話し相手	65.2%
7 デイサービス	27.6%	18 子育て・保育サービス	44.6%
8 サロン活動	34.2%	19 教育サービス	7.7%
9 宅老所	7.0%	20 財産管理・保全サービス	14.9%
10 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	11.1%	21 ケアマネジメント（居宅介護支援等）	28.3%
11 ショートステイ・宿泊	11.3%	22 その他事業	16.1%

(16)サービスの利用者数と活動時間及び回数（1 団体あたりの平均） (調査票 問15)

○サービスの種類ごとの利用者数と活動時間（回数）は、下記のとおりである。

	サービス利用者数		活動時間（回数）	
	たすけあい活動	公的サービス	たすけあい活動	公的サービス
家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス	383 人	709人	3,405 時間	12.268時間
2 外出援助・移送サービス	227 人	251人	2,320 時間	2.344時間
3 配食サービス	677 人	1522人	9.9 回/週	10.7 回/週

(17)たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別 (調査票 問16)

○「同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が最も多く 18.3%となっている。

選択肢	各回答率
1 別々の者が行っている	11.1%
2 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	18.3%
3 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	4.3%

I 調査概要

(18)収入および支出総額 (調査票 問17)

○「介護保険に関わる収入」が最も多く、平均 6,361万円となっている。

項目	平均額
収入総額	3,509万円
1 たすけあい活動の利用料収入	766万円
2 会費収入	54万円
3 介護保険に関わる収入	6,361万円
4 障害者総合支援法制度等収入	2,059万円
5 行政からの事業委託収入	819万円
6 助成金収入	243万円
7 寄附金収入	142万円
8 その他	569万円
9 不明	2,486万円
支出総額	3,651万円

(19)公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか (調査票 問18)

○「充当していない」が最も多く 14.3%となっている。一方で無回答も多く見られた。

選択肢	各回答率
全 体	100.0%
1 充当していない	14.3%
2 1～2割程度を公的サービスの収益から充当	11.3%
3 3～5割程度を公的サービスの収益から充当	1.6%
4 5割以上を公的サービスの収益から充当	3.2%
5 その他	1.8%
無回答	67.9%

(20)「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等 (調査票 問19)

○「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が最も多く 16.3%となっている。

選択肢	各回答率
全 体	100.0%
1 1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	10.6%
2 3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	5.4%
3 5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	16.3%
4 その他	8.4%
無回答	59.3%

I 調査概要

(21)提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額 (調査票 問20)

○利用料、担い手の受取り額ともに「内容にかかわらず定額」が半数を越えている。

選択肢	利用料	担い手の受取り額
1 内容にかかわらず定額	52.5%	50.9%
2 内容によって利用料が異なる	34.2%	29.0%
無回答	13.3%	20.1%

(22)日常的に協力・連携関係がある団体 (調査票 問21)

○「社会福祉協議会」が最も多く 67.6%、次いで「地方自治体(48.6%)」、「民生委員・児童委員(協議会) (41.9%)」の順で多い。

選択肢	回答率	選択肢	回答率
1 社会福祉協議会	67.6%	12 農業協同組合	5.9%
2 ボランティア・市民活動振興センター	30.8%	13 企業	7.2%
3 NPO法人	31.4%	14 労働組合	1.1%
4 地方自治体	48.6%	15 商工会議所	5.9%
5 民生委員・児童委員（協議会）	41.9%	16 青年会議所	2.0%
6 自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）	26.7%	17 小・中学校	14.3%
7 老人クラブ	12.4%	18 高等学校	6.6%
8 公民館	12.2%	19 大学・専門学校	7.0%
9 ボランティア団体（法人格をもたない）	21.0%	20 警察	7.0%
10 ボランティア連絡会	16.1%	21 その他	31.7%
11 生活協同組合	14.9%		

(23)現在直面している活動の課題 (調査票 問24)

- 該当する課題、〔A〕組織運営については、「担い手不足(76.7%)」、「〔B〕サービス提供体制については、「たすけあい活動の担い手（有償ボランティア等）と介護保険等のヘルパーとの賃金差(26.2%)」、また、ほぼ同じ割合として、「たすけあい活動の利用者負担額」、「〔C〕サービスの質については、「生活支援内容の多様化(33.7%)」が多い。
- 最も大きな課題、〔A〕組織運営については、「担い手不足(22.4%)」、「〔B〕サービス提供体制については、「たすけあい活動の利用者負担額(11.9%)」、「〔C〕サービスの質については、「生活支援内容の多様化(11.2%)」が多い。

選択肢	該当する課題	最も大きな課題
〔A〕組織運営について		
1 担い手不足	76.7%	22.4%
2 資金不足	24.9%	3.1%
3 広報不足	24.4%	0.5%
4 利用者の減少	21.3%	3.4%
5 ハードの老朽化	4.5%	0.0%
6 コーディネーターの不足	11.8%	1.0%
7 事務局の体制が不十分	13.6%	1.7%
8 作業マニュアル、就業規則等が未整備	2.9%	0.2%
9 人材育成の機会不足	14.9%	0.2%
10 後継者不足	29.4%	3.4%
11 地域組織（自治会等）との関係づくり	10.6%	2.2%
12 他事業、他都道府県との連携・協働	5.4%	0.0%
13 行政あるいは社協との連携・協働	10.4%	0.7%
14 その他	4.5%	0.5%
〔B〕サービス提供体制について		
1 たすけあい活動の利用者負担額	25.6%	11.9%
2 たすけあい活動の担い手（有償ボランティア等）と介護保険等のヘルパーとの賃金差	26.2%	9.1%
3 労働基準法との兼ね合い	9.3%	1.4%
4 活動先（サロンの会場等）の確保	7.0%	3.2%
5 24時間見守り体制づくり	5.4%	2.1%
6 サービス提供（申請）のための手続き	7.2%	2.8%
7 その他	10.2%	4.6%
〔C〕サービスの質について		
1 医療行為が必要な方へのサービス提供	11.3%	2.6%
2 サービスのマンネリ化	7.0%	1.6%
3 ニーズをサービスに結び付けられない	22.9%	7.2%
4 担い手の専門性が確立されていない	15.8%	4.9%
5 ニーズの把握ができていない	9.7%	3.3%
6 行き場のない方への支援	17.6%	4.3%
7 生活支援内容の多様化	33.7%	11.2%
8 その他	5.2%	2.3%

(24)訪問型サービス、通所型サービスの実施状況 (調査票 問26(1)(2))

- 訪問型サービスにおいては、「1.訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）」で実施済みが29.0%となっている。また実施予定では、「2.訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」が7.9%、続いて「3.訪問型サービスB（住民主体による支援）」3.8%となっている。
- 通所型サービスにおいては、「1.通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）」で実施済みが16.5%となっている。また実施予定では「2.通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」が3.8%、続いて「3.通所型サービスB（住民主体による支援）」2.0%となっている。

選択肢	実施済	実施予定
訪問型		
1 訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	29.0%	1.8%
2 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	11.1%	7.9%
3 訪問型サービスB（住民主体による支援）	6.6%	3.8%
4 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	0.7%	0.7%
5 訪問型サービスD（移動支援）	2.5%	1.4%
6 実施しない（移行しない）	9.7%	
通所型		
1 通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	16.5%	1.1%
2 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	5.9%	3.8%
3 通所型サービスB（住民主体による支援）	4.1%	2.0%
4 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	1.4%	0.2%
5 実施しない（移行しない）	12.2%	

(25)生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」

(調査票 問27)

- 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の受託状況については、「6.未定」(26.2%)が最も多く、次に「受託していない・受託する予定はない」(17.4%)となっている。
- すでに受託している団体、及び受託予定団体にその時期を尋ねた回答では、「5.未定」(28.1%)、「2.平成28年度中」(8.1%)と続いた。

選択肢	各回答率
受託状況	
1 第1層として受託している	13.3%
2 第1層として受託する予定	3.4%
3 第2層として受託している	7.9%
4 第2層として受託する予定	1.8%
5 受託していない・受託する予定はない	17.4%
6 未定	26.2%
受託時期	
1 平成27年度中	5.4%
2 平成28年度中	8.1%
3 平成29年度中	6.3%
4 平成30年度以降	1.6%
5 未定	28.1%

(26)市町村における「協議体」 (調査票 問28)

- 市区町村における「協議体」について、設置主体、設置時期、参加状況、構成団体をきいたところ、各項目とも「未定」が最も多かった。
- 未定以外では、設置主体で最も多かったのは、「1.行政」(24.7%)。設置時期で最も多かったのは、「2.平成28年度中」(14.7%)。参加状況で最も多かったのは、「2.構成員として参画している」(22.2%)となっている。
- 協議体の構成団体では、未定を除いて、多い割合順に、「3.社会福祉協議会」(29.6%)、「2.地域包括支援センター」(25.8%)、「1.行政」(24.7%)、「7.民生委員・児童委員(協議会)」(22.4%)、「6.地縁組織(自治会等)」(19.2%)

選択肢	各回答率
設置主体	
1 行政	24.7%
2 地域包括支援センター	6.6%
3 社会福祉協議会	11.5%
4 NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	2.9%
5 未定	31.9%
6 その他	1.1%
設置時期	
1 平成27年度中	10.0%
2 平成28年度中	14.7%
3 平成29年度中	10.9%
4 平成30年度以降	0.7%
5 未定	31.2%
参加状況	
1 設置主体である	5.4%
2 構成員として参画している	22.2%
3 オブザーバー等で参画している	2.5%
4 参画していない	4.1%
5 未定	34.2%
6 その他	2.9%
構成団体	
1 行政	24.7%
2 地域包括支援センター	25.8%
3 社会福祉協議会	29.6%
4 NPO法人(中間支援組織のNPO法人を含む)	15.6%
5 社会福祉法人	12.0%
6 地縁組織(自治会等)	19.2%
7 民生委員・児童委員(協議会)	22.4%
8 生活協同組合	4.3%
9 農業協同組合	3.8%
10 民間企業	6.1%
11 介護サービス事業者	15.4%
12 シルバー人材センター	15.2%
13 未定	36.0%
14 その他	12.2%

Ⅱ 調査結果

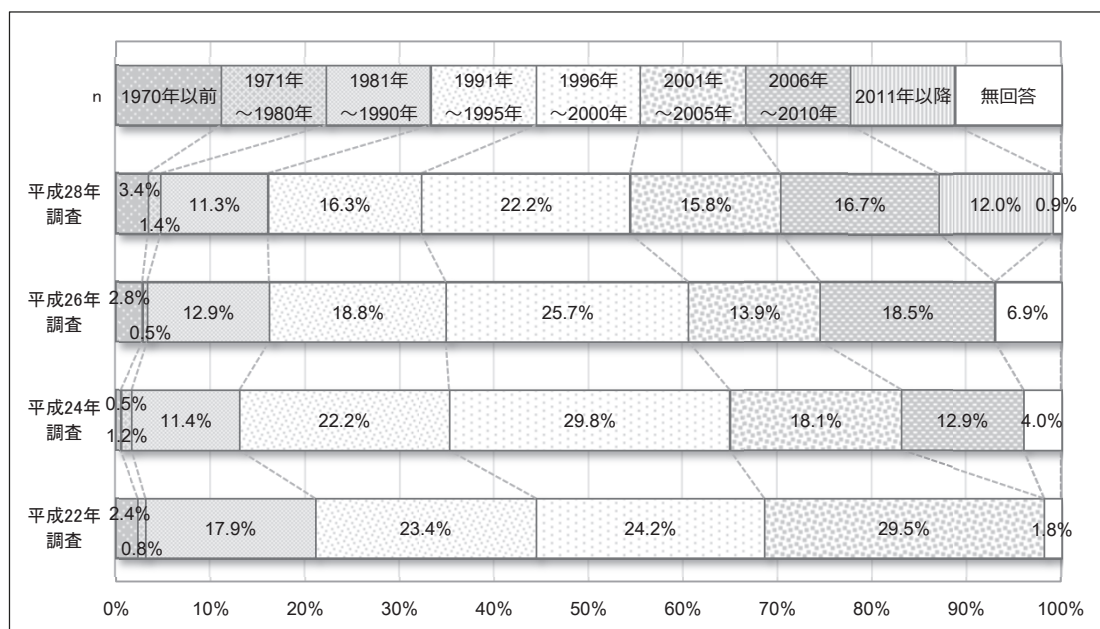
1. 事業開始年（調査票 問1）

- 事業開始年は1990年代の割合が多く、1991年～1995年が 16.3%、1996年～2000年が 22.2%で、計 38.5%となっている。（図表1）
- また、各年を比較してみると、2001年度以降に事業を開始した団体が増加傾向にあり、平成28年度調査の合計は 44.5%となっている。（図表2）

■図表1 事業開始年

選択肢<SA(※)>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%	581	100.0%	380	100.0%
1: 1970年以前	15	3.4%	11	2.8%	3	0.5%	9	2.4%
2: 1971年～1980年	6	1.4%	2	0.5%	7	1.2%	3	0.8%
3: 1981年～1990年	50	11.3%	50	12.9%	66	11.4%	68	17.9%
4: 1991年～1995年	72	16.3%	73	18.8%	129	22.2%	89	23.4%
5: 1996年～2000年	98	22.2%	100	25.7%	173	29.8%	92	24.2%
6: 2001年～2005年	70	15.8%	54	13.9%	105	18.1%	112	29.5%
7: 2006年～2010年	74	16.7%	72	18.5%	75	12.9%	—	—
8: 2011年以降	53	12.0%	0	0.0%	—	—	—	—
- 無回答	4	0.9%	27	6.9%	23	4.0%	7	1.8%

■図表2 事業開始年・経年回答傾向



（※SA=単回答・1つの質問に対して複数の選択項目から1つを選ぶ形式）

2. 運営形態（調査票 問2）

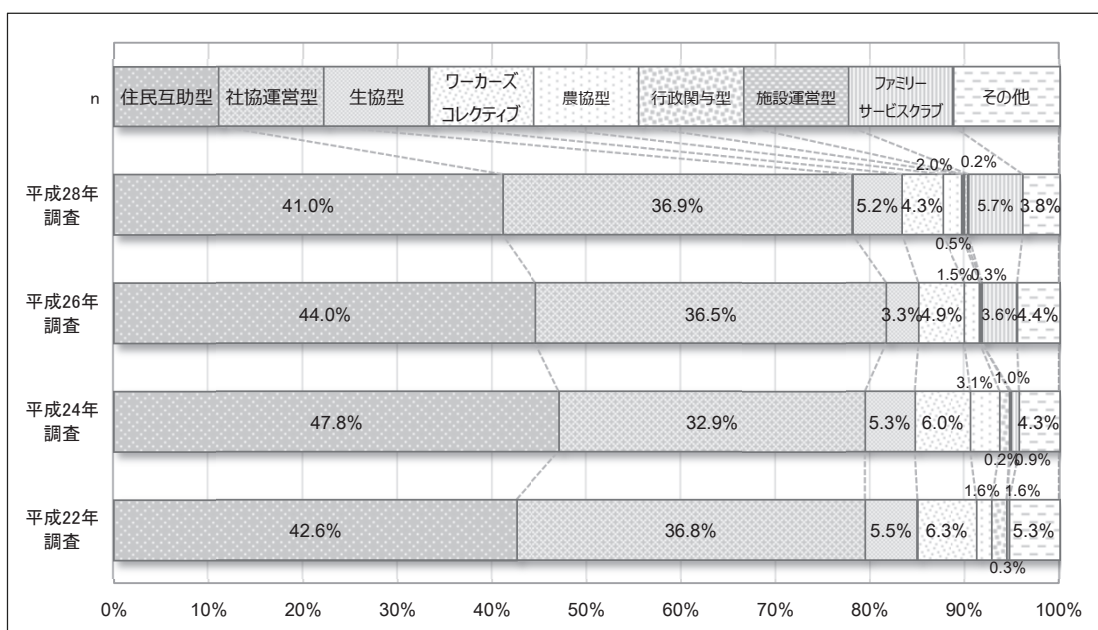
○組織の運営形態としては、「住民互助型」の割合が41%で最も多く、次いで「社協運営型」が36.9%で、この両者で全体の約8割を占めている。このほかの運営形態は6%以下となっている。（図表3）

○各年を比較してみても、ほぼこの傾向は変わらない。（図表4）

■図表3 運営形態

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%	581	100.0%	380	100.0%
1: 住民互助型	181	41.0%	171	44.0%	278	47.8%	162	42.6%
2: 社協運営型	163	36.9%	142	36.5%	191	32.9%	140	36.8%
3: 生協型	23	5.2%	13	3.3%	31	5.3%	21	5.5%
4: ワーカーズコレクティブ	19	4.3%	19	4.9%	35	6.0%	24	6.3%
5: 農協型	9	2.0%	6	1.5%	18	3.1%	6	1.6%
6: 行政関与型	1	0.2%	1	0.3%	6	1.0%	6	1.6%
7: 施設運営型	2	0.5%	0	0.0%	1	0.2%	0	0.0%
8: ファミリーサービスクラブ	25	5.7%	14	3.6%	5	0.9%	1	0.3%
9: その他	17	3.8%	17	4.4%	25	4.3%	20	5.3%

■図表4 運営形態・経年回答傾向



3. 法人格の有無と法人化率（調査票 問3）

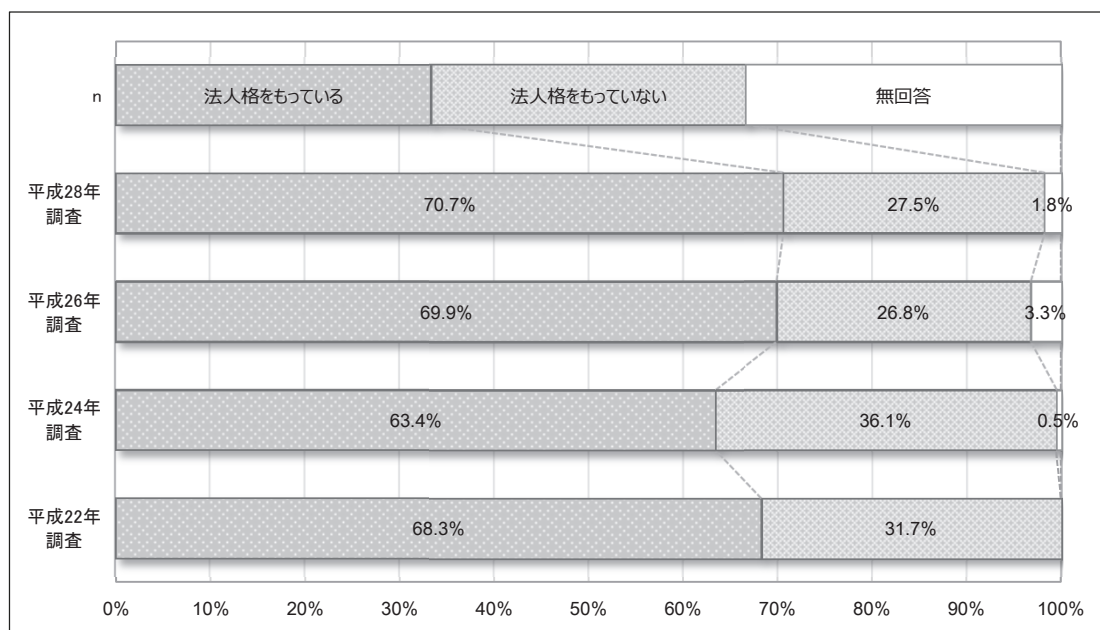
※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

- 法人格の有無をみると、「持っている（法人化率）」の割合は全体の 70.7%、これに対し「持っていない」は 27.5%である。（図表 5）
- 類型別でみると、法人化率は「C その他（73.1%）」が一番高くなっている。（図表 7）
- 全体の法人化率は、平成26年調査時よりも増えている。

■図表5 住民互助型等の法人格の有無

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	276	100.0%	246	100.0%	380	100.0%	230	100.0%
1: 法人格をもっている	195	70.7%	172	69.9%	241	63.4%	157	68.3%
2: 法人格をもっていない	76	27.5%	66	26.8%	137	36.1%	73	31.7%
- 無回答	5	1.8%	8	3.3%	2	0.5%	0	0.0%

■図表6 住民互助型等の法人格の有無・経年回答傾向

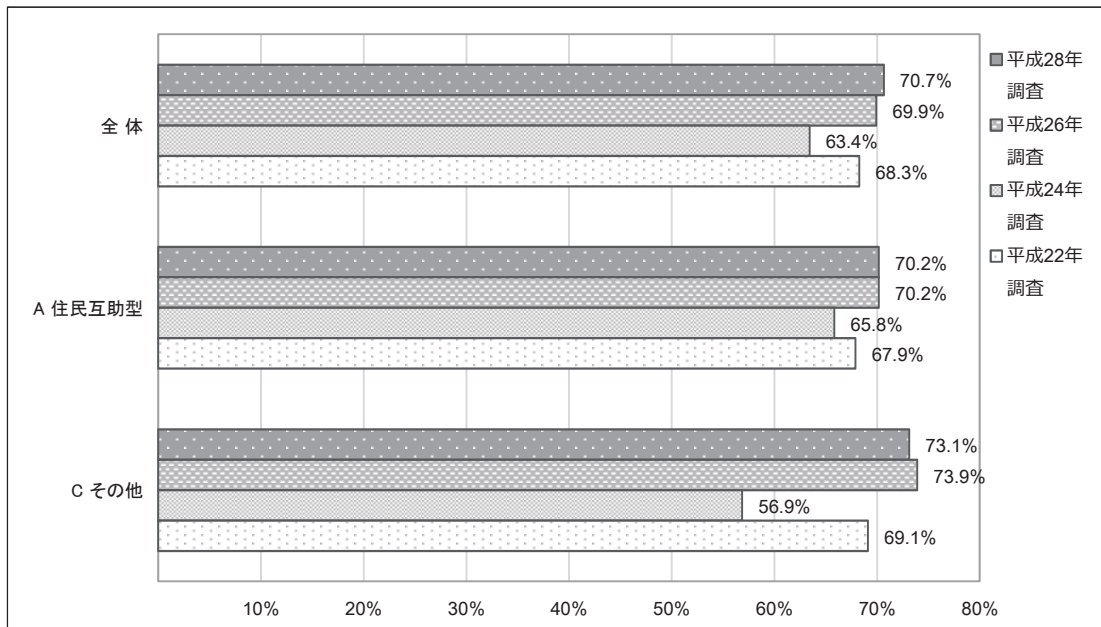


3. 法人格の有無と法人化率（調査票 問3）※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

■ 図表7 住民互助型等の法人化率×類型

類型	平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査		
	全体	持っている	法人化率	全体	持っている	法人化率	全体	持っている	法人化率	全体	持っている	法人化率
全 体	276	195	70.7%	246	172	69.9%	380	241	63.4%	230	157	68.3%
A 住民互助型	181	127	70.2%	171	120	70.2%	278	183	65.8%	162	110	67.9%
C その他	93	68	73.1%	69	51	73.9%	102	58	56.9%	68	47	69.1%

■ 図表8 住民互助型等の法人格の有（法人化率）×類型・経年回答傾向



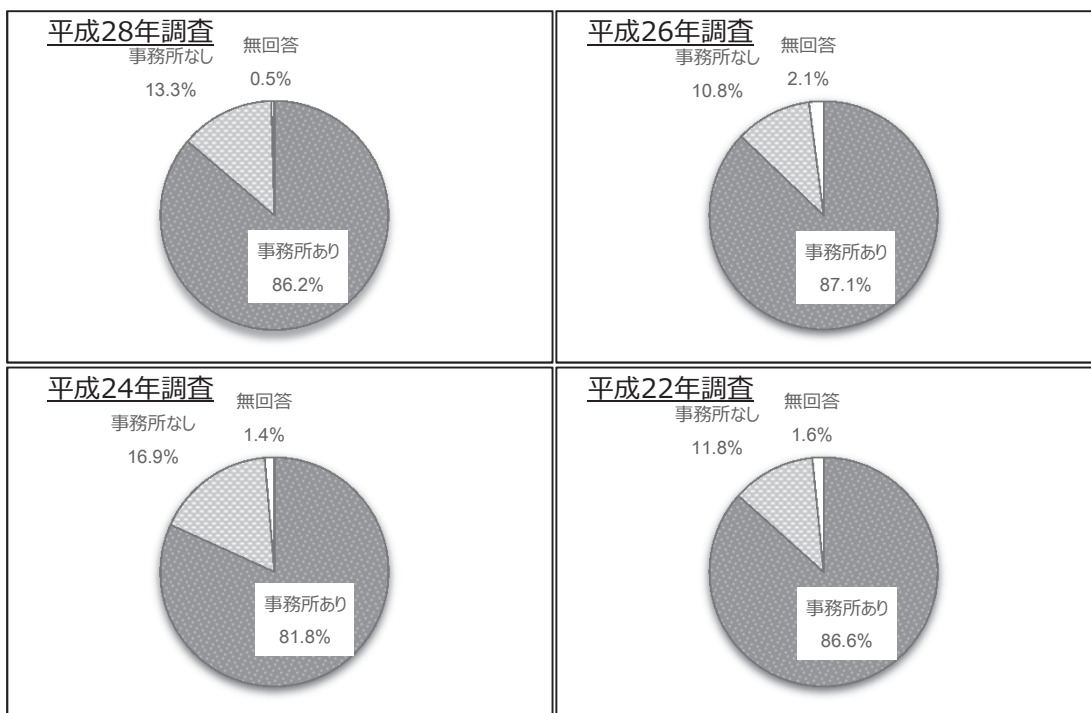
4. 事務所の所有率（調査票 問4）

- 事務所の有無をみると、「ある」の割合が全体の 86.2%、これに対し「ない」が 13.3%である。（図表 9）
- 類型別でみると、事務所設置率は「B 社協運営型（92.6%）」が一番高くなっている。（図表 11）全体の事務所設置率は、平成26年調査時よりも若干減っている。（図表 10）

■図表9 事務所の所有率

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%	581	100.0%	380	100.0%
1: 事務所あり	381	86.2%	339	87.1%	475	81.8%	329	86.6%
2: 事務所なし	59	13.3%	42	10.8%	98	16.9%	45	11.8%
- 無回答	2	0.5%	8	2.1%	8	1.4%	6	1.6%

■図表10 事務所「あり」の割合・経年別回答傾向

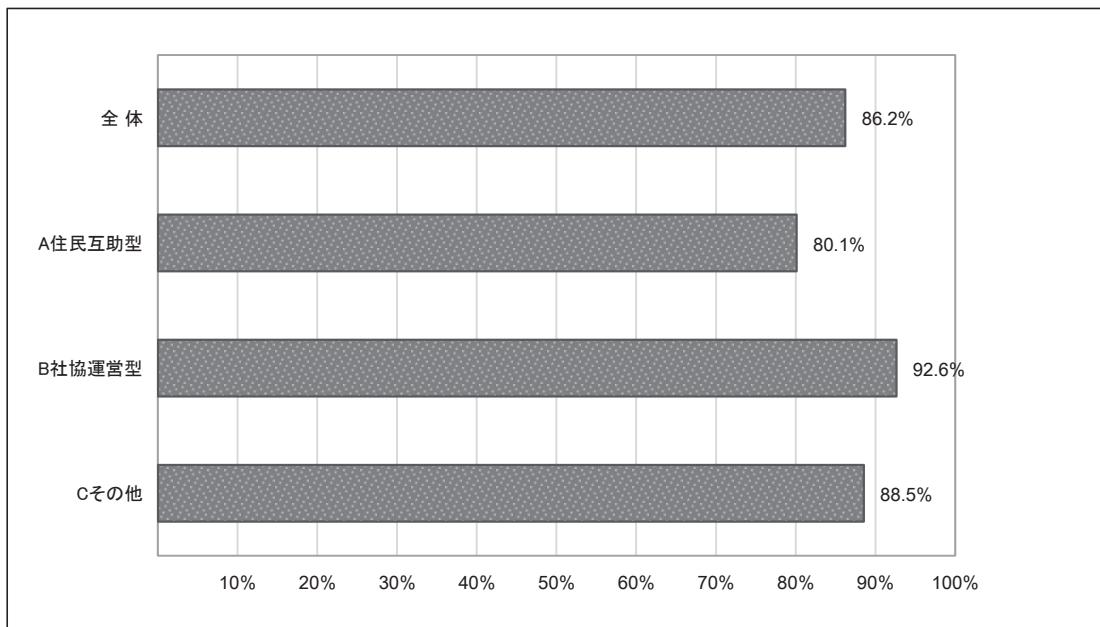


4. 事務所の所有率（調査票 問4）

■図表11 事務所の有無×類型

選択肢<SA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	181	100.0%	163	100.0%	96	100.0%
1: 事務所あり	381	86.2%	145	80.1%	151	92.6%	85	88.5%
2: 事務所なし	59	13.3%	36	19.9%	11	6.7%	11	11.5%
- 無回答	2	0.5%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%

■図表12 事務所の所有率×類型



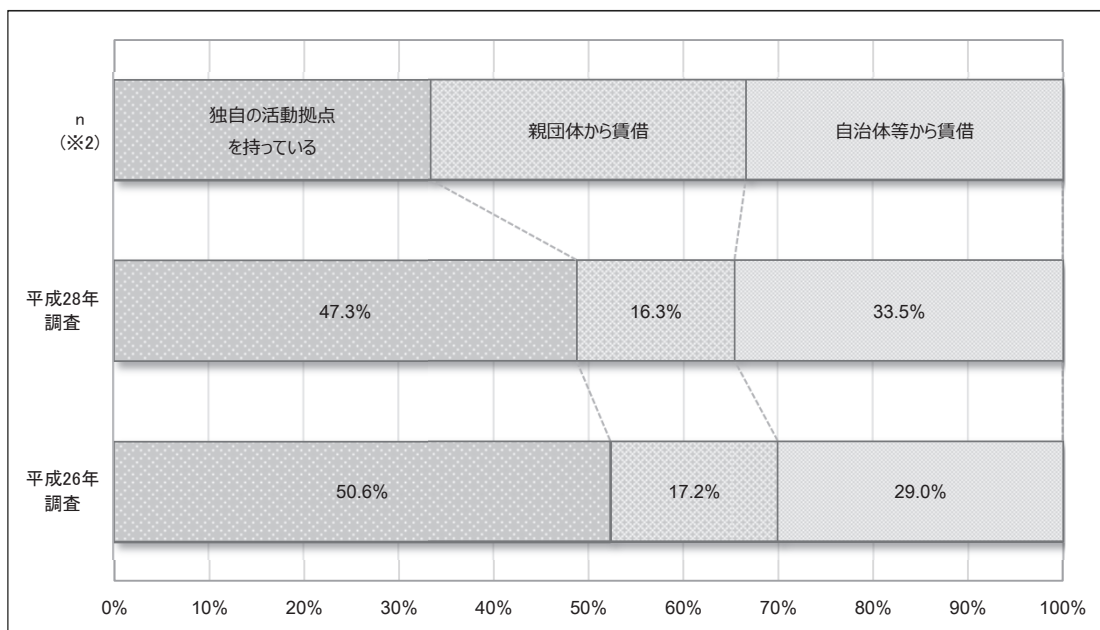
5. 活動拠点の形態（調査票 問5）

- 活動拠点の形態としては、「独自の活動拠点を持っている」の割合が 47.3%で最も多く、次いで「自治体等から賃借」が 33.5%となっている。（図表 1 3）
- 類型別にみると、A(住民互助型)は「独自の活動拠点を持っている（62.4%）」が多く、B(社協運営型)は「自治体等から賃借（49.1%）」が多い。（図表 1 5）

■図表13 活動拠点の形態

選択肢<MA※1>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	389	—
1: 独自の活動拠点を持っている	209	47.3%	197	50.6%
2: 親団体から賃借	72	16.3%	67	17.2%
3: 自治体等から賃借	148	33.5%	113	29.0%

■図表14 活動拠点の形態・経年回答傾向



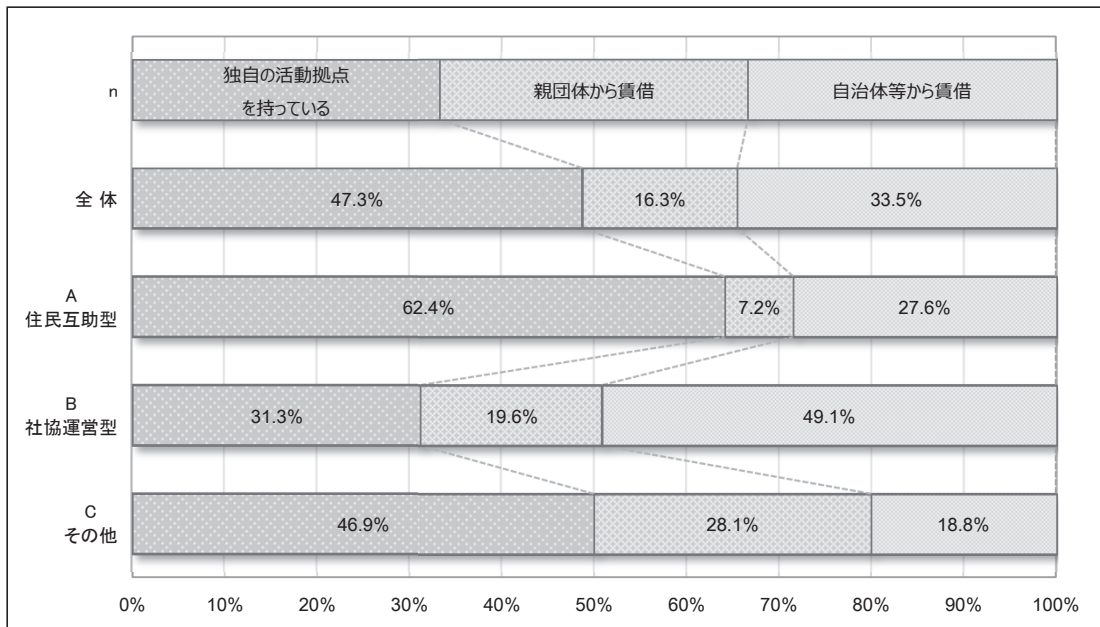
(※1 MA=複数回答、1つの質問に対して複数の選択項目から1つまたは複数を選ぶ形式)
 (※2 n=全体(母集団)から得たサンプル(標本)数)

5. 活動拠点の形態（調査票 問5）

■ 図表15 活動拠点の形態×類型

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	181	—	163	—	96	—
1: 独自の活動拠点を持っている	209	47.3%	113	62.4%	51	31.3%	45	46.9%
2: 親団体から賃借	72	16.3%	13	7.2%	32	19.6%	27	28.1%
3: 自治体等から賃借	148	33.5%	50	27.6%	80	49.1%	18	18.8%

■ 図表16 活動拠点の形態・経年回答傾向



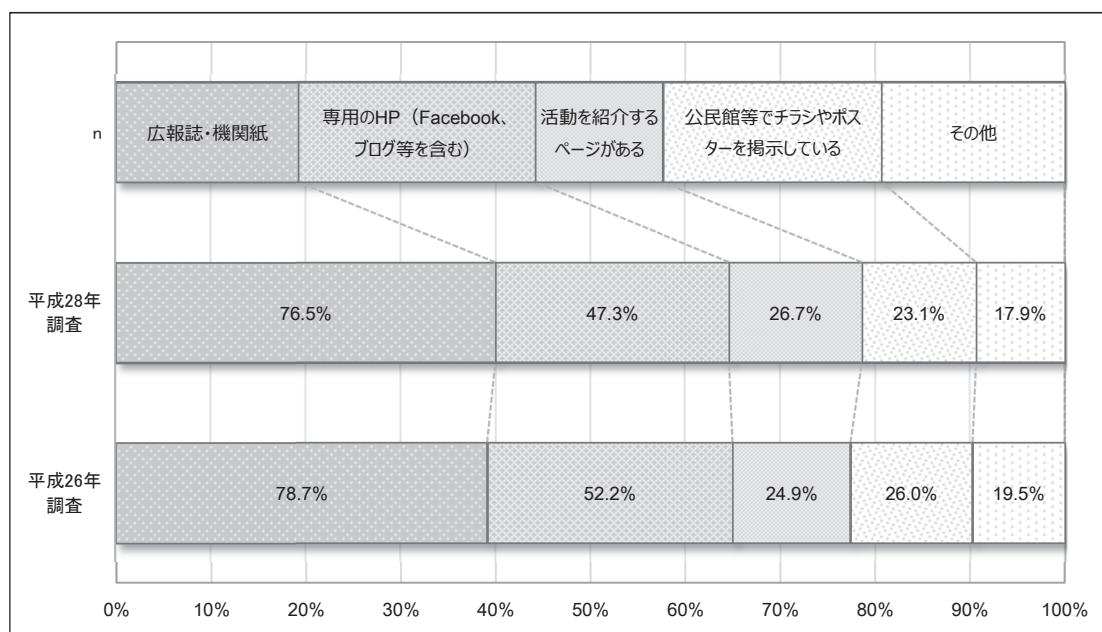
6. 広報活動（調査票 問6）

- 広報活動は、「広報誌・機関紙」の割合が 76.5%で最も多く、次いで「専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）」が 47.3%となっている。（図表 17）
- 類型別にみると、A(住民互助型)は「広報誌・機関紙（61.9%）」が多く、B(社協運営型)も「広報誌・機関紙（94.5%）」が多い。（図表 19・20）

■図表17 広報活動

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	389	-
1: 広報誌・機関紙	338	76.5%	306	78.7%
2: 専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）	209	47.3%	203	52.2%
3: 新団体のホームページに活動を紹介するページがある	118	26.7%	97	24.9%
4: 公民館等でチラシやポスターを掲示している	102	23.1%	101	26.0%
5: その他	79	17.9%	76	19.5%

■図表18 広報活動・経年回答傾向

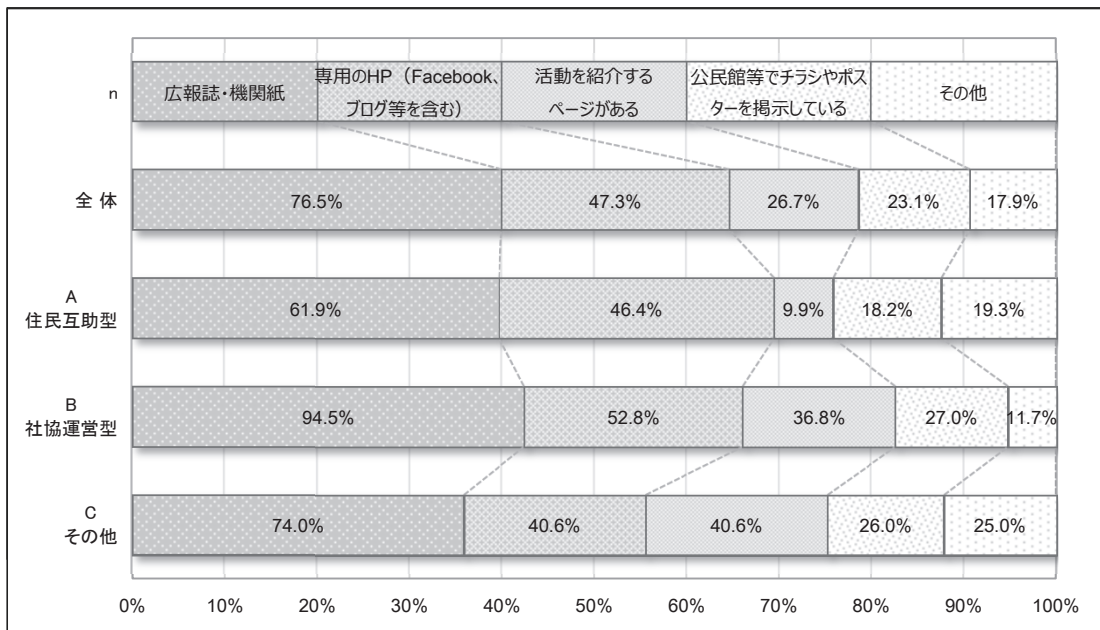


6. 広報活動（調査票 問6）

■図表19 広報活動×類型

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	181	-	163	-	96	-
1: 広報誌・機関紙	338	76.5%	112	61.9%	154	94.5%	71	74.0%
2: 専用のHP（Facebook、ブログ等を含む）	209	47.3%	84	46.4%	86	52.8%	39	40.6%
3: 活動を紹介するページがある	118	26.7%	18	9.9%	60	36.8%	39	40.6%
4: 公民館等でチラシやポスターを掲示している	102	23.1%	33	18.2%	44	27.0%	25	26.0%
5: その他	79	17.9%	35	19.3%	19	11.7%	24	25.0%

■図表20 広報活動×類型・回答傾向



6. 広報活動（調査票 問6）

＜「その他」と回答した団体の具体的な広報活動（A：住民互助型）一覧＞

- ☐ SNS
- ☐ 自治体が作成した子育てきっかけ応援ブック
- ☐ バザーをする時にちらし配布。
- ☐ パンフレット、親団体機関誌のページの一部に会員募集記事掲載、親団体情報紙に活動紹介掲
- ☐ 地域で開催するボランティアフェスティバルでポスター掲示
- ☐ ボランティア時代からの口コミ
- ☐ 市役所のホームページ内
- ☐ ミニコミ紙、地元FM放送
- ☐ ユニホームに名称と理念を入れている
- ☐ 会議等で情報を発しています。
- ☐ 岐阜市の生涯学習センターが毎年主催するイベントに参加しハンドマッサージなどを提供しながら広報活動を行っている。福祉車両「赤い羽根号」による広報
- ☐ 広報活動は行っていない。
- ☐ 広報活動は特に行っていないが、必要な時は社会福祉協議会を利用している。
- ☐ 県のNP0情報掲載ホームページにイベント情報を載せられる
- ☐ 自治会ニュースにのせてもらっている。活動内容を各戸配布することもある。
- ☐ 自治会や老人クラブからの出前説明会
- ☐ 自治会広報誌に行事予定を入れてもらっている。
- ☐ 自治会地域回覧と郵送
- ☐ 社協が発行する広報誌に掲載依頼している
- ☐ 新聞・市報・テレビ・ラジオ
- ☐ 生協店舗・店頭活動
- ☐ 地域内の公共的な場所にパンフレットを設置検討
- ☐ 地域包括支援センターによる紹介
- ☐ 地元の新聞2紙及びケーブルテレビ
- ☐ 中間支援団体広報誌等
- ☐ 町内会等にチラシ配布
- ☐ 必要に応じてチラシ等を居場所に置いたり、社協が紹介してくれる。
- ☐ 不定期であるが、全戸に広報誌を配布している。

＜（B：社協運営型）＞

- ☐ LINEを活用
- ☐ イベントや社協開催の講座にてチラシ配布
- ☐ イベント時にチラシ配布
- ☐ チラシの回覧等
- ☐ パンフレット
- ☐ リーフレットを作成し、行政窓口、保健センター等を通じて配布している。
- ☐ 市が発行する高齢者の介護福祉ガイドブックに活動紹介のページ
- ☐ 各種研修会等での資料へのチラシ同封や事業説明
- ☐ 区内の地域包括支援センターの窓口にリーフレットを置かせてもらっている
- ☐ 行政のホームページに掲載がある。
- ☐ 冊子を作成し、地区社協等へ配布している
- ☐ 市役所介護福祉課・包括支援センター、児童館等にパンフの設置
- ☐ 事業リーフレットあり
- ☐ 自治会を通じての回覧板
- ☐ 単身世帯や配食サービス利用者へチラシを配布
- ☐ 地域のFM放送
- ☐ 町会回覧
- ☐ 自治体の広報誌に時々掲示している。

6. 広報活動（調査票 問6）

<（C：その他）>

☐ JA広報誌
☐ 生協各店舗にポスター掲示
☐ 何も出していない
☐ 各店舗にリーフレットがある
☐ 活動会員用・利用会員用にお便りを発行
☐ 関係団体への広報活動・説明会参加
☐ 居宅支援事業所へのPR・地域住民へチラシポスティング
☐ 口コミ
☐ 行政のホームページに活動を紹介するページがある
☐ 市内に放送されているケーブルテレビや音声告知放送
☐ 近くのパン屋店、書店、スーパーに、定期的をお願いして、チラシ、名刺サイズのチラシを置かせてもらっています。
☐ 出産後の訪問時にしおりを配布。幼児検診時にチラシを配布。
☐ 親団体の広報誌・親団体のイベント時にちらし配布等
☐ 親団体の施設にポスターを掲示している。
☐ 生協各店及びイベントにてチラシ配布
☐ 赤ちゃん訪問での紹介
☐ 区役所等にチラシを置いてもらっています。
☐ 地域新聞に出たり、チラシを作っている。
☐ 文化施設等においてチラシを掲示している。
☐ 保健センターや主な施設等にチラシを置いている
☐ 利用者等に対して通信を作り、保護者の方に渡している。
☐ 小学校・幼稚園・保育園・公民館等へチラシ配布、自治会へチラシ班回覧）

--

7. たすけあい活動における会員制採用の有無（調査票 問7）

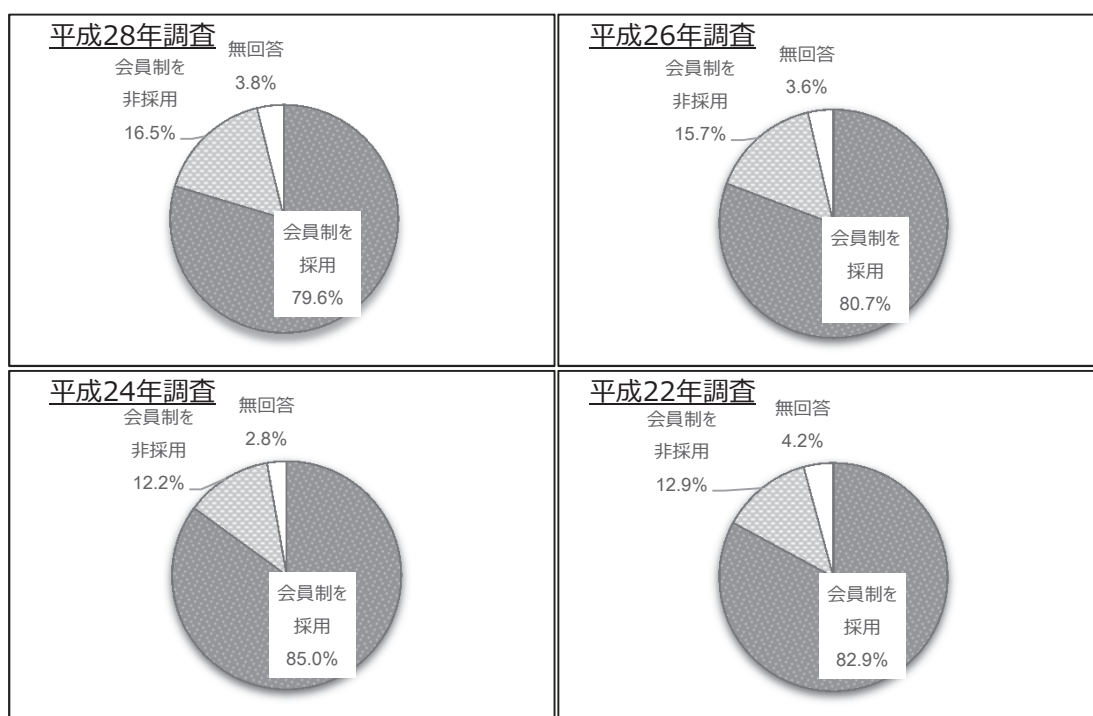
○たすけあい活動において会員制を「採用している」の割合が全体の 79.6%、これに対し「採用していない」が 16.5%である。（図表 2 1）

○また、経年比較では、会員制採用は減っている。（図表 2 2）

■図表21 たすけあい活動における会員制採用の有無

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%	581	100.0%	380	100.0%
1: 会員制を採用	352	79.6%	314	80.7%	494	85.0%	315	82.9%
2: 会員制を非採用	73	16.5%	61	15.7%	71	12.2%	49	12.9%
- 無回答	17	3.8%	14	3.6%	16	2.8%	16	4.2%

■図表22 会員制を「採用している」の割合・経年別回答傾向



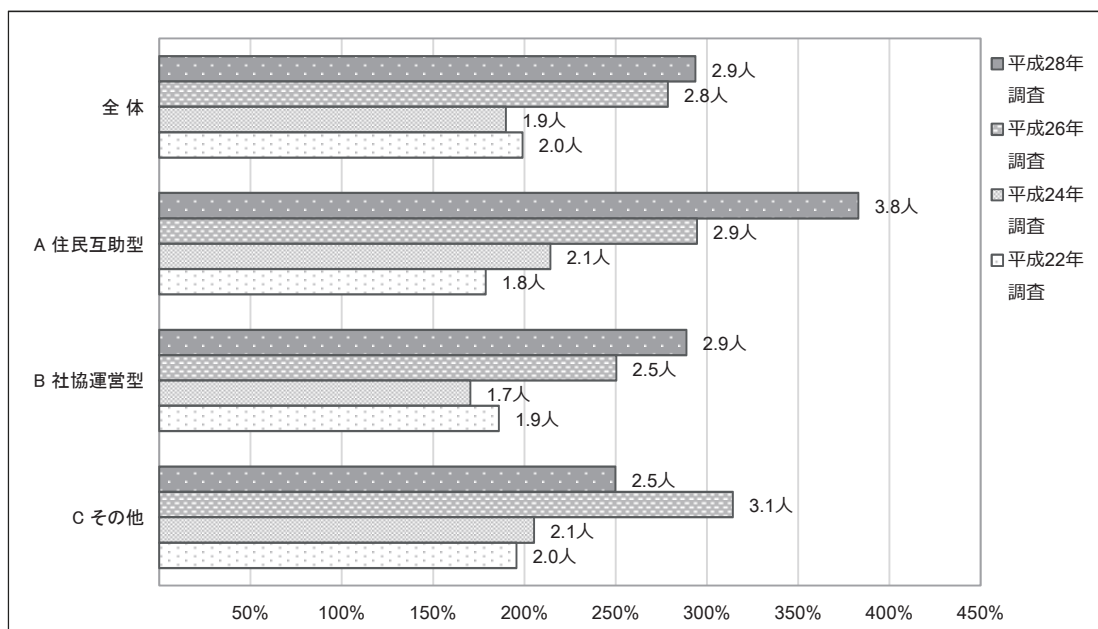
8. たすけあい活動の登録者数、担い手数(1団体あたりの平均) (調査票 問8・9)

- たすけあい活動の「登録者」は、全体では1団体あたり(平均) 318人、同様に「担い手」が(平均) 108人である。担い手一人当たりの登録者は 2.9人である。(図表 2 3)
- 類型別にみると、1団体あたりの「登録者」が最も多いのは、「C その他」で(平均)545人である。1団体あたりの「担い手」が最も多いのも、「C その他」で(平均) 218人である。(図表 2 3)
- 経年比較すると、1団体あたりの全体の平均で「担い手一人当たりの登録者」は 2.9人で、前回、前々回調査から比べて増えている。(図表 2 4)

■図表23 たすけあい活動の登録者数、担い手登録数(1団体あたりの平均/単位:人)×類型

類型	平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査		
	登録者(A)	担い手(B)	担い手一人当たりの登録者数(A/B)	登録者(A)	担い手(B)	担い手一人当たりの登録者数(A/B)	登録者(A)	担い手(B)	担い手一人当たりの登録者数(A/B)	登録者(A)	担い手(B)	担い手一人当たりの登録者数(A/B)
全 体	318	108	2.9人	307	110	2.8人	169	89	1.9人	193	97	2.0人
A 住民互助型	177	46	3.8人	202	69	2.9人	105	49	2.1人	143	80	1.8人
B 社協運営型	336	116	2.9人	342	137	2.5人	225	132	1.7人	214	115	1.9人
C その他	545	218	2.5人	507	161	3.1人	252	123	2.1人	203	104	2.0人

■図表24 たすけあい活動の登録者数、担い手登録数・経年回答傾向



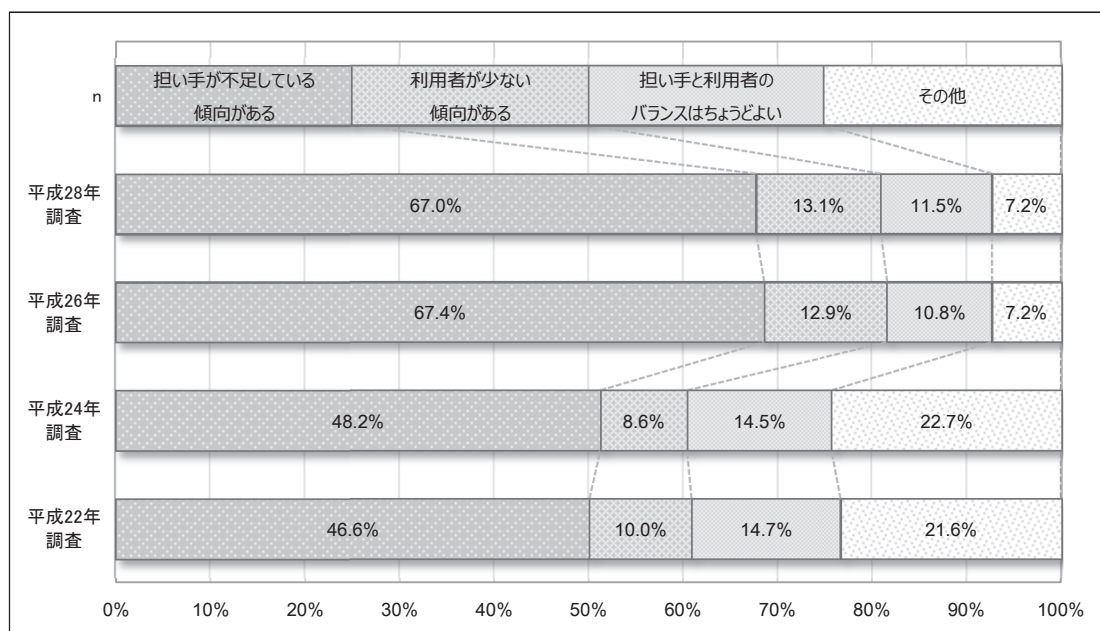
9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（調査票 問10）

- サービスの担い手と利用者のバランスは、「担い手が不足している傾向がある（67%）」が最も多くなっている。（図表 2 5）
- 類型別では(B：社協運営型)において、「担い手が不足している傾向がある(72.4%)」と高くなっており、調査を重ねるにつれてその割合が増加している。（図表 2 7・2 8）
- 「利用者が少ない傾向がある(13.1%)」は、前回調査とほぼ同じ割合だが、(A：住民互助型，C：その他)では微増、または増加しているものの、(B：社協運営型)では減少している。（図表 2 7）

■図表25 担い手と利用者のバランス

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	389	-	581	-	380	-
1: 担い手が不足している傾向がある	296	67.0%	262	67.4%	280	48.2%	177	46.6%
2: 利用者が少ない傾向がある	58	13.1%	50	12.9%	50	8.6%	38	10.0%
3: 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	51	11.5%	42	10.8%	84	14.5%	56	14.7%
4: その他	32	7.2%	28	7.2%	132	22.7%	82	21.6%

■図表26 担い手と利用者のバランス状況の割合・経年別回答傾向



9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（調査票 問10）

■ 図表27 サービスの担い手と利用者のバランス状況×類型・経年別回答

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	181	—	163	—	96	—
1: 担い手が不足している傾向がある	296	67.0%	111	61.3%	118	72.4%	65	67.7%
2: 利用者が少ない傾向がある	58	13.1%	31	17.1%	15	9.2%	12	12.5%
3: 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	51	11.5%	29	16.0%	15	9.2%	7	7.3%
4: その他	32	7.2%	9	5.0%	11	6.7%	12	12.5%

選択肢<MA>	平成26年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	389	—	171	—	142	—	70	—
1: 担い手が不足している傾向がある	262	67.4%	112	65.5%	95	66.9%	54	77.1%
2: 利用者が少ない傾向がある	50	12.9%	26	15.2%	20	14.1%	4	5.7%
3: 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	42	10.8%	22	12.9%	14	9.9%	5	7.1%
4: その他	28	7.2%	12	7.0%	10	7.0%	5	7.1%

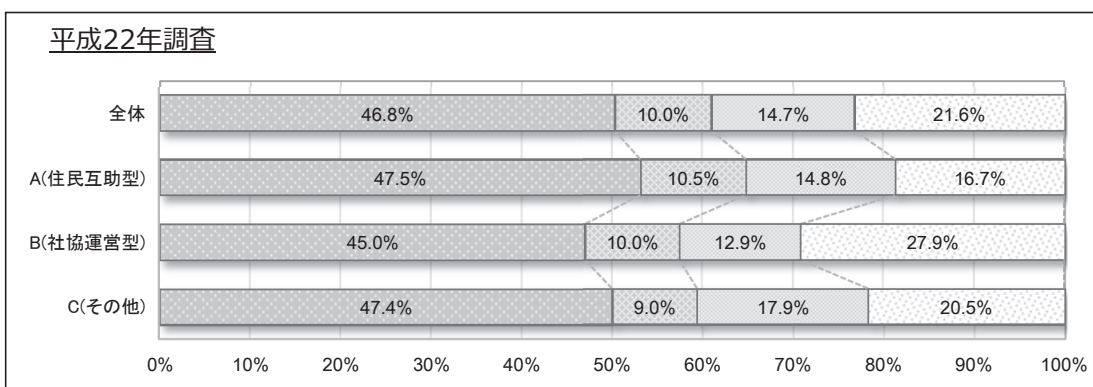
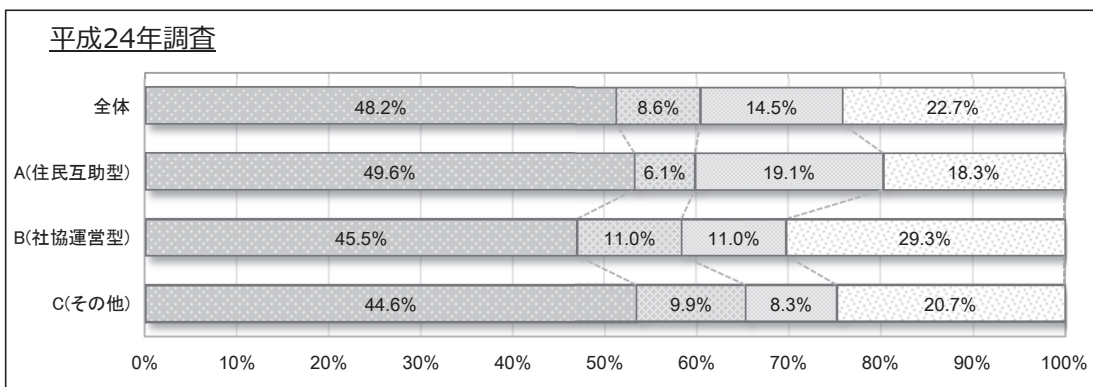
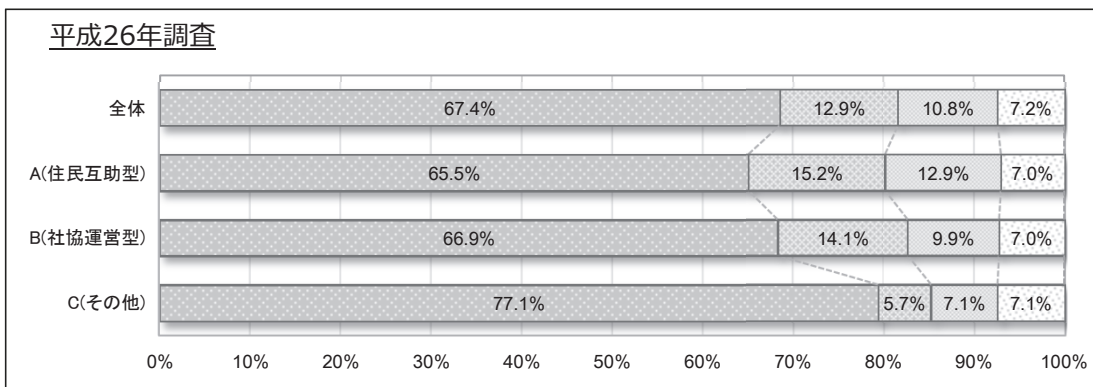
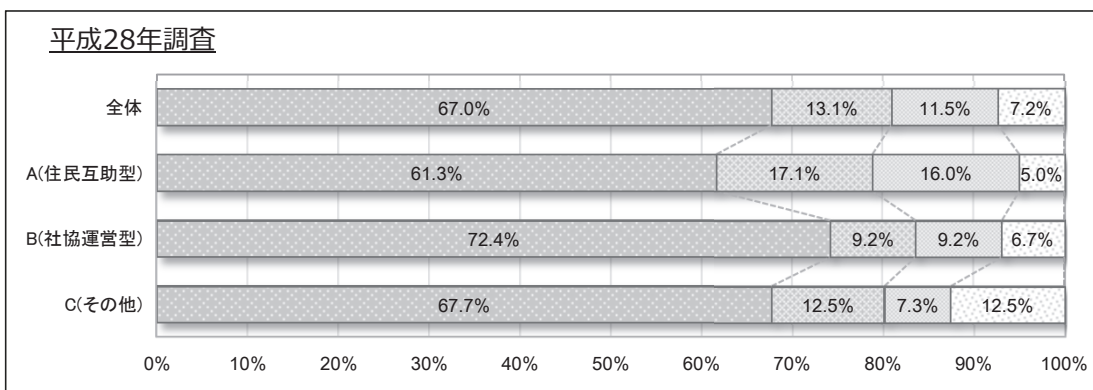
選択肢<MA>	平成24年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	581	—	278	—	191	—	121	—
1: 担い手が不足している傾向がある	280	48.2%	138	49.6%	87	45.5%	54	44.6%
2: 利用者が少ない傾向がある	50	8.6%	17	6.1%	21	11.0%	12	9.9%
3: 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	84	14.5%	53	19.1%	21	11.0%	10	8.3%
4: その他	132	22.7%	51	18.3%	56	29.3%	25	20.7%

選択肢<MA>	平成22年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	380	—	162	—	140	—	78	—
1: 担い手が不足している傾向がある	178	46.8%	77	47.5%	63	45.0%	37	47.4%
2: 利用者が少ない傾向がある	38	10.0%	17	10.5%	14	10.0%	7	9.0%
3: 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	56	14.7%	24	14.8%	18	12.9%	14	17.9%
4: その他	82	21.6%	27	16.7%	39	27.9%	16	20.5%

9. サービスの担い手と利用者のバランス状況（調査票 問10）

■ 図表28 サービスの担い手と利用者のバランス状況×類型・経年回答傾向

担い手が不足している 傾向がある	利用者が少ない 傾向がある	担い手と利用者の バランスはちょうどよい	その他
---------------------	------------------	-------------------------	-----



10. 担い手の確保・育成への取り組み（調査票 問11）

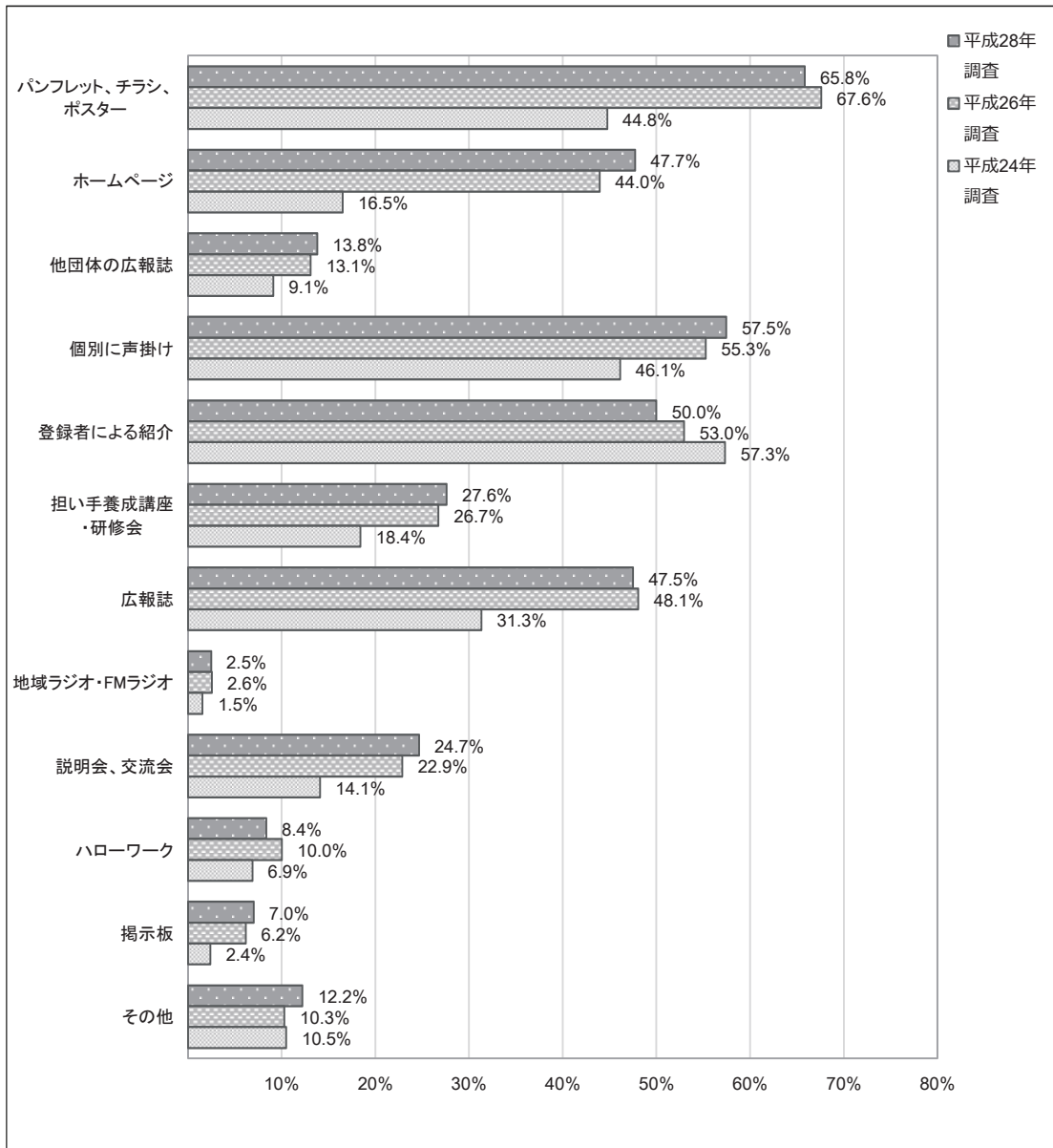
- 担い手の確保と育成に向けて、[担い手募集の手段] となっているのは、「パンフレット、チラシ、ポスター」が最も多くて 65.8%、次いで「個別に声掛け」が 57.5%、「登録者による紹介」が 50%と続いている。（図表 29）
- 経年比較すると、「登録者による紹介」は減少傾向にある。一方、「ホームページ」「他団体の広報誌」「個別に声掛け」「担い手養成講座・研修会」「説明会・交流会」が増加傾向であり、幅広い方法で担い手の確保を行っている状況が表われている。（図表 30）
- 類型別にみると、Aは「個別に声掛け（68%）」、Bは「広報誌（71.8%）」、Cは「パンフレット、チラシ、ポスター（74%）」が多い。（図表 31・32）

■図表29 担い手募集の手段

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	389	—	581	—
1: パンフレット、チラシ、ポスター	291	65.8%	263	67.6%	260	44.8%
2: ホームページ	211	47.7%	171	44.0%	96	16.5%
3: 他団体の広報誌	61	13.8%	51	13.1%	53	9.1%
4: 個別に声掛け	254	57.5%	215	55.3%	268	46.1%
5: 登録者による紹介	221	50.0%	206	53.0%	333	57.3%
6: 担い手養成講座・研修会	122	27.6%	104	26.7%	107	18.4%
7: 広報誌	210	47.5%	187	48.1%	182	31.3%
8: 地域ラジオ・FMラジオ	11	2.5%	10	2.6%	9	1.5%
9: 説明会、交流会	109	24.7%	89	22.9%	82	14.1%
10: ハローワーク	37	8.4%	39	10.0%	40	6.9%
11: 掲示板	31	7.0%	24	6.2%	14	2.4%
12: その他	54	12.2%	40	10.3%	61	10.5%

10. 担い手の確保・育成への取り組み（調査票 問11）

■ 図表30 担い手募集の手段（実施率）・経年回答傾向



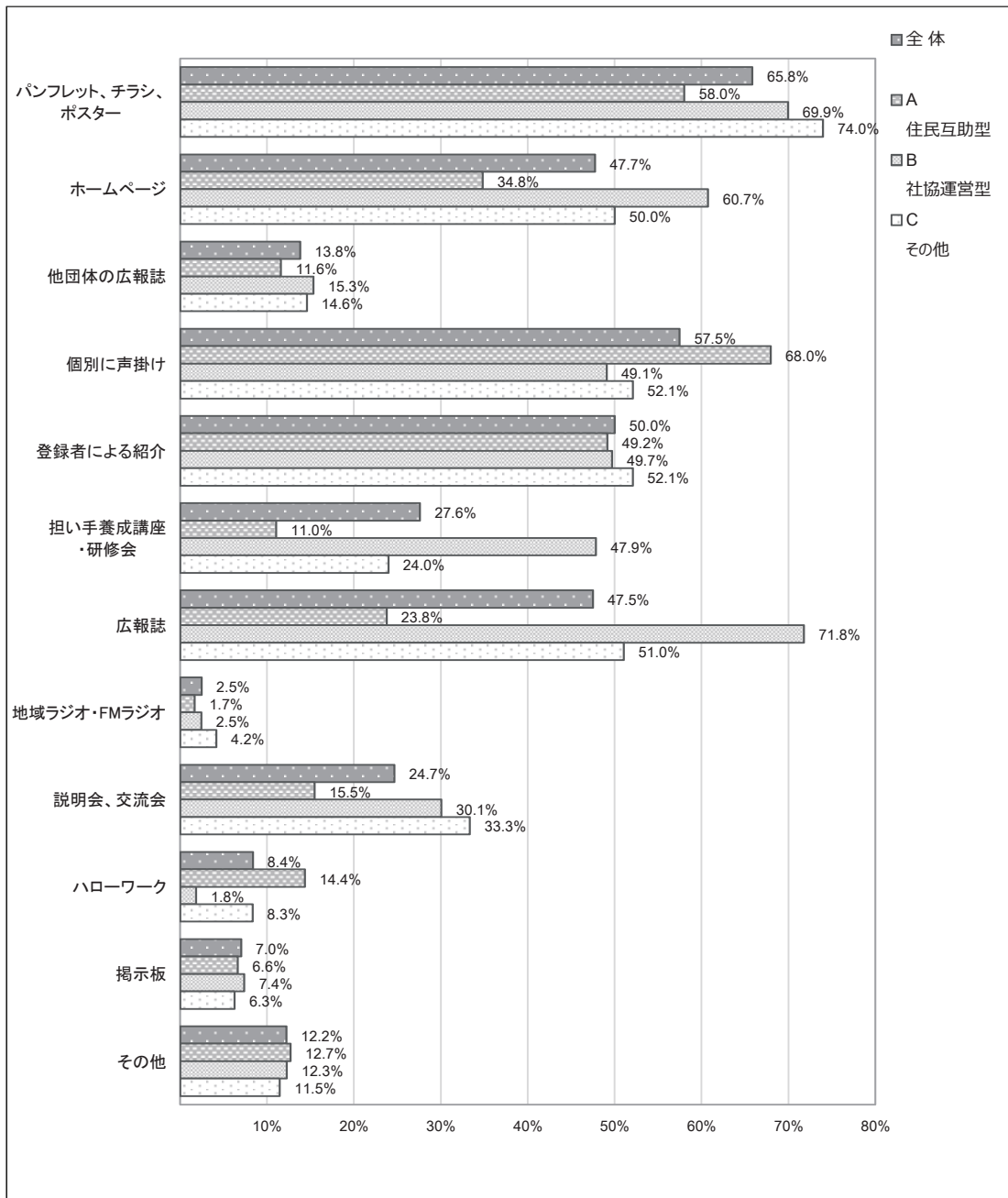
10. 担い手の確保・育成への取り組み (調査票 問11)

■図表31 担い手募集の手段×類型

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	181	—	163	—	96	—
1: パンフレット、チラシ、ポスター	291	65.8%	105	58.0%	114	69.9%	71	74.0%
2: ホームページ	211	47.7%	63	34.8%	99	60.7%	48	50.0%
3: 他団体の広報誌	61	13.8%	21	11.6%	25	15.3%	14	14.6%
4: 個別に声掛け	254	57.5%	123	68.0%	80	49.1%	50	52.1%
5: 登録者による紹介	221	50.0%	89	49.2%	81	49.7%	50	52.1%
6: 担い手養成講座・研修会	122	27.6%	20	11.0%	78	47.9%	23	24.0%
7: 広報誌	210	47.5%	43	23.8%	117	71.8%	49	51.0%
8: 地域ラジオ・FMラジオ	11	2.5%	3	1.7%	4	2.5%	4	4.2%
9: 説明会、交流会	109	24.7%	28	15.5%	49	30.1%	32	33.3%
10: ハローワーク	37	8.4%	26	14.4%	3	1.8%	8	8.3%
11: 掲示板	31	7.0%	12	6.6%	12	7.4%	6	6.3%
12: その他	54	12.2%	23	12.7%	20	12.3%	11	11.5%

10. 担い手の確保・育成への取り組み（調査票 問11）

■図表32 担い手募集の手段（実施率）×類型



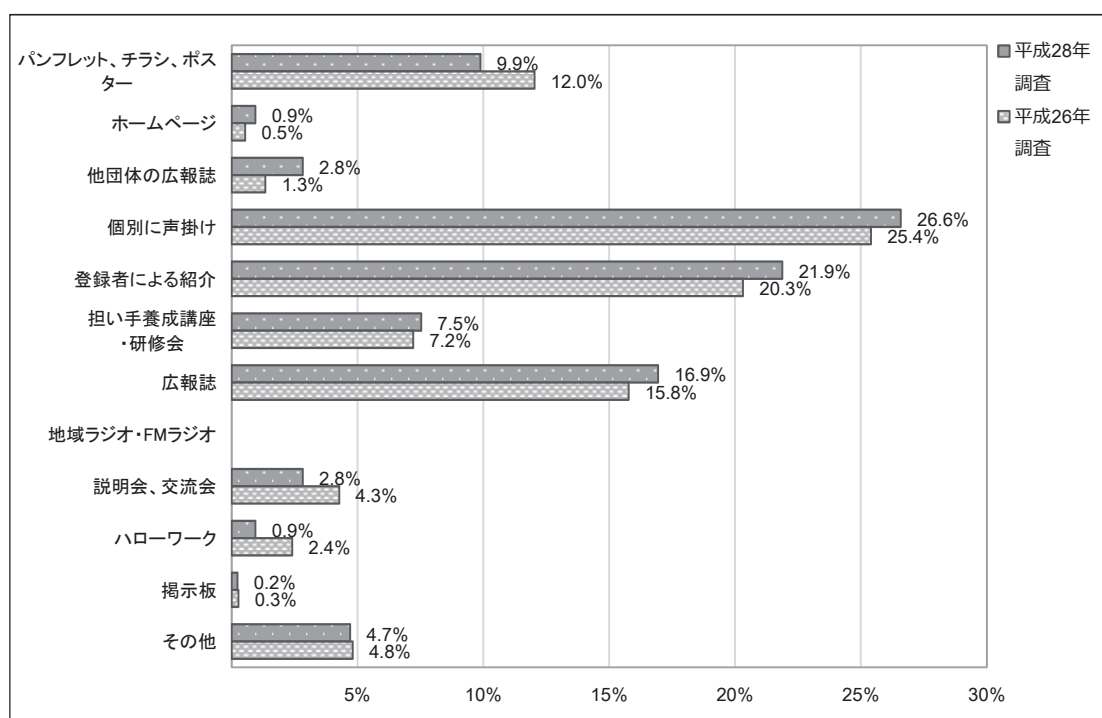
10. 担い手の確保・育成への取り組み（調査票 問11(2)）

- 最も効果があった手段は、「個別に声掛け」が最も多くて 26.6%、次いで「登録者による紹介」が 21.9%、「広報誌」が 16.9%と続いている。
- 類型別にみると、A(住民互助型)は「個別に声掛け（36.8%）」、B(社協運営型)は「広報誌（31%）」、C(その他)は「個別に声掛け（22%）」が一番多い。

■図表33 担い手募集に最も効果があった手段

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	425	100.0%	374	100.0%
1: パンフレット、チラシ、ポスター	42	9.9%	45	12.0%
2: ホームページ	4	0.9%	2	0.5%
3: 他団体の広報誌	12	2.8%	5	1.3%
4: 個別に声掛け	113	26.6%	95	25.4%
5: 登録者による紹介	93	21.9%	76	20.3%
6: 担い手養成講座・研修会	32	7.5%	27	7.2%
7: 広報誌	72	16.9%	59	15.8%
8: 地域ラジオ・FMラジオ	0	0.0%	0	0.0%
9: 説明会、交流会	12	2.8%	16	4.3%
10: ハローワーク	4	0.9%	9	2.4%
11: 掲示板	1	0.2%	1	0.3%
12: その他	20	4.7%	18	4.8%
- 無回答	20	4.7%	21	5.6%

■図表34 担い手募集に最も効果があった手段・経年回答傾向

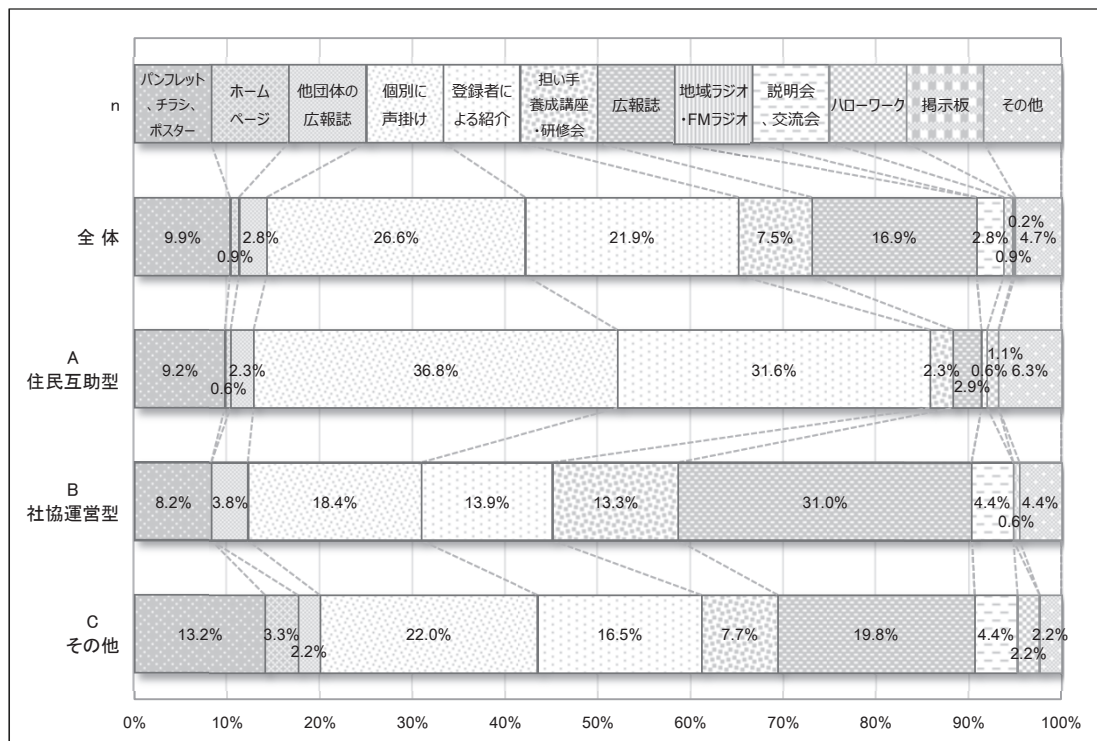


10. 担い手の確保・育成への取り組み（調査票 問11(2)）

■図表35 担い手募集に最も効果があった手段×類型

選択肢<SA>	平成28年調査							
	全体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	425	100.0%	174	100.0%	158	100.0%	91	100.0%
1: パンフレット、チラシ、ポスター	42	9.9%	16	9.2%	13	8.2%	12	13.2%
2: ホームページ	4	0.9%	1	0.6%	0	0.0%	3	3.3%
3: 他団体の広報誌	12	2.8%	4	2.3%	6	3.8%	2	2.2%
4: 個別に声掛け	113	26.6%	64	36.8%	29	18.4%	20	22.0%
5: 登録者による紹介	93	21.9%	55	31.6%	22	13.9%	15	16.5%
6: 担い手養成講座・研修会	32	7.5%	4	2.3%	21	13.3%	7	7.7%
7: 広報誌	72	16.9%	5	2.9%	49	31.0%	18	19.8%
8: 地域ラジオ・FMラジオ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
9: 説明会、交流会	12	2.8%	1	0.6%	7	4.4%	4	4.4%
10: ハローワーク	4	0.9%	2	1.1%	0	0.0%	2	2.2%
11: 掲示板	1	0.2%	0	0.0%	1	0.6%	0	0.0%
12: その他	20	4.7%	11	6.3%	7	4.4%	2	2.2%
- 無回答	20	4.7%	11	6.3%	3	1.9%	6	6.6%

■図表36 担い手募集に最も効果があった手段×類型 回答傾向



11. 担い手への研修機会（調査票 問12）

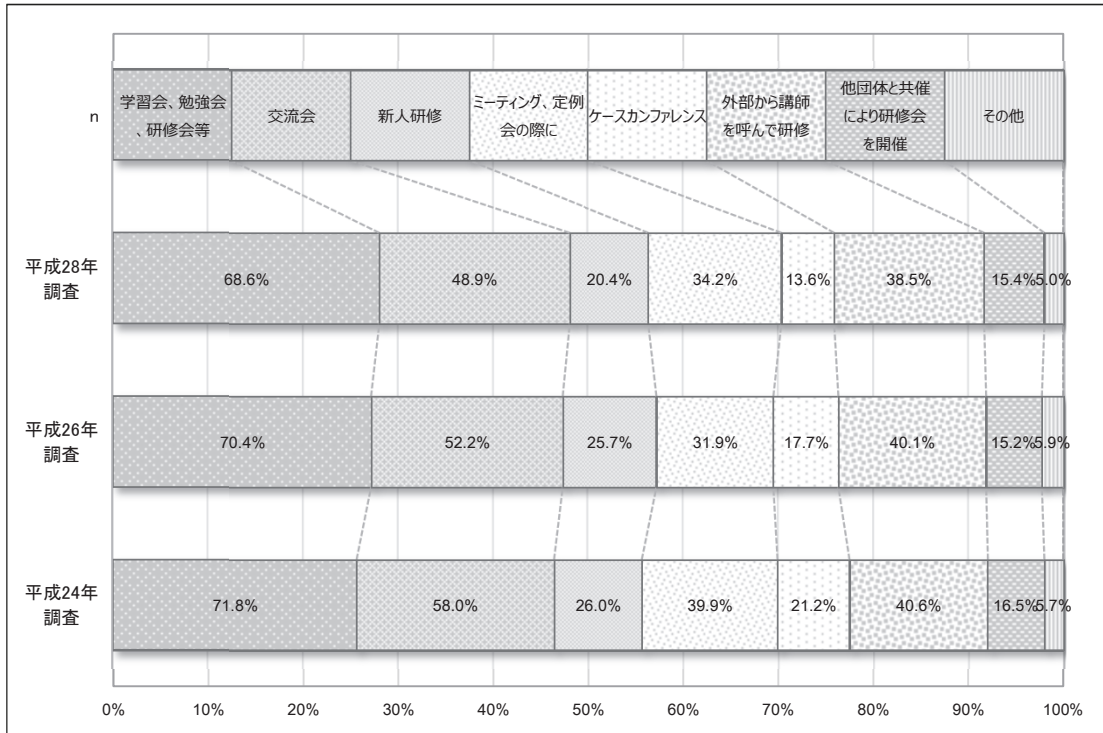
- 担い手への研修として実施されているものでは、内部研修では「学習会、勉強会、研修会等」が最も多くて 68.6%、次いで「交流会」が 48.9%、「外部から講師を呼んで研修」が 38.5%の順になっている。
- また外部研修としては「社協主催の研修会に参加」が最も多くて 24.9%、次いで「社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加」が 16.1%、「資格取得支援」が13.6%と続いている。

■図表39 担い手への研修機会

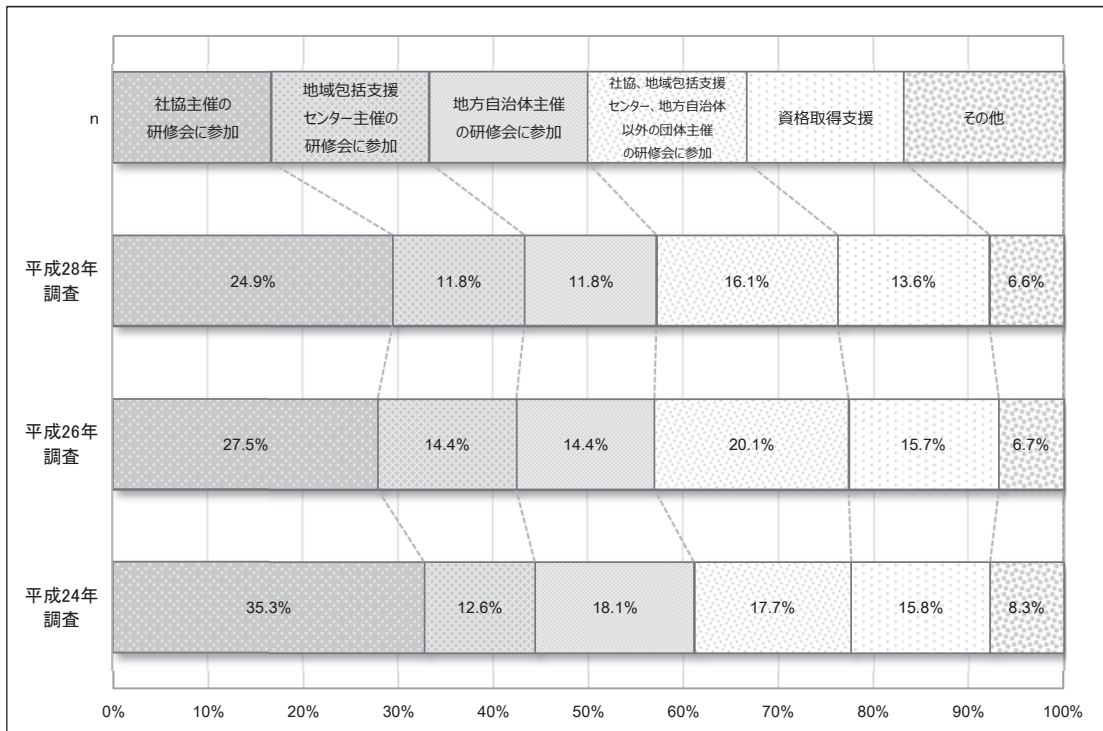
選択肢<MA>		平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査	
		回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体		442	—	389	—	581	—
〔内部研修〕	1: 学習会、勉強会、研修会等	303	68.6%	274	70.4%	417	71.8%
	2: 交流会	216	48.9%	203	52.2%	337	58.0%
	3: 新人研修	90	20.4%	100	25.7%	151	26.0%
	4: ミーティング、定例会の際に	151	34.2%	124	31.9%	232	39.9%
	5: ケースカンファレンス	60	13.6%	69	17.7%	123	21.2%
	6: 外部から講師を呼んで研修	170	38.5%	156	40.1%	236	40.6%
	7: 他団体と共催により研修会を開催	68	15.4%	59	15.2%	96	16.5%
	8: その他	22	5.0%	23	5.9%	33	5.7%
〔外部研修等〕	9: 社協主催の研修会に参加	110	24.9%	107	27.5%	205	35.3%
	10: 地域包括支援センター主催の研修会に参加	52	11.8%	56	14.4%	73	12.6%
	11: 地方自治体主催の研修会に参加	52	11.8%	56	14.4%	105	18.1%
	12: 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加	71	16.1%	78	20.1%	103	17.7%
	13: 資格取得支援	60	13.6%	61	15.7%	92	15.8%
	14: その他	29	6.6%	26	6.7%	48	8.3%

11. 担い手への研修機会（調査票 問12）

■ 図表37 内部研修の実施状況・経年回答傾向



■ 図表38 外部研修等の実施状況・経年回答傾向

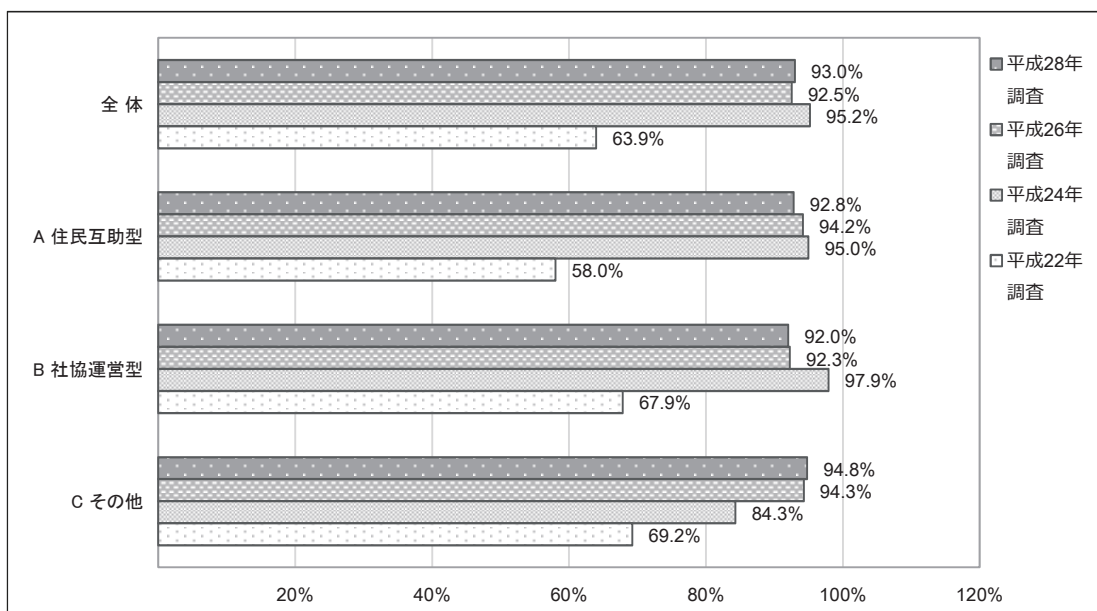


11. 担い手への研修機会（調査票 問12）

■図表40 担い手の研修実施率×類型

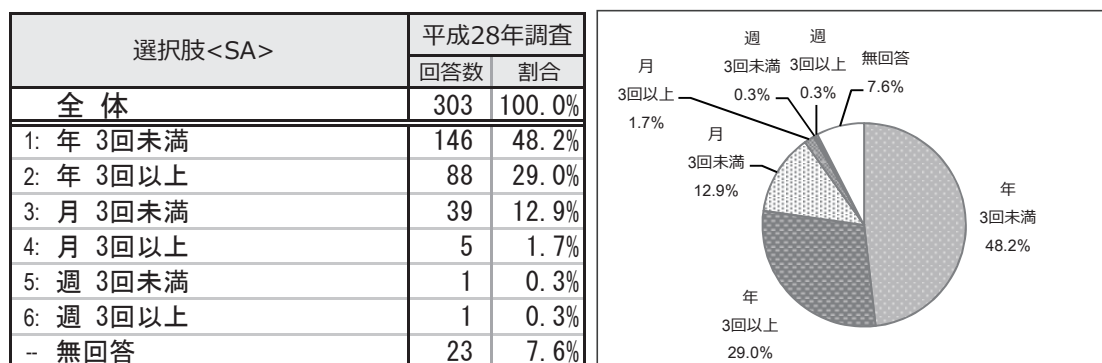
類型	平成28年調査			平成26年調査			平成24年調査			平成22年調査		
	母数	実施数	実施率	母数	実施数	実施率	母数	実施数	実施率	母数	実施数	実施率
全 体	442	411	93.0%	389	360	92.5%	581	553	95.2%	380	243	63.9%
A 住民互助型	181	168	92.8%	171	161	94.2%	278	264	95.0%	162	94	58.0%
B 社協運営型	163	150	92.0%	142	131	92.3%	191	187	97.9%	140	95	67.9%
C その他	96	91	94.8%	70	66	94.3%	121	102	84.3%	78	54	69.2%

■図表41 担い手の研修実施率×類型・経年回答傾向

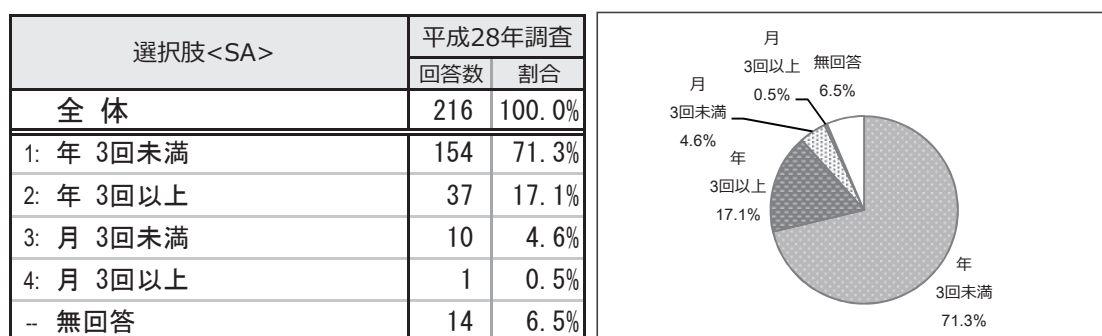


12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（調査票 問12）

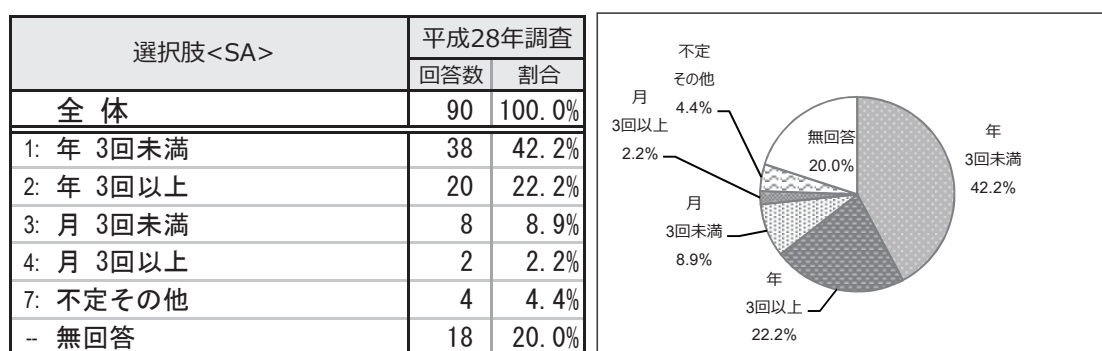
■図表42 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 1. 学習会、勉強会、研修会等 ＞



■図表43 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 2. 交流会 ＞



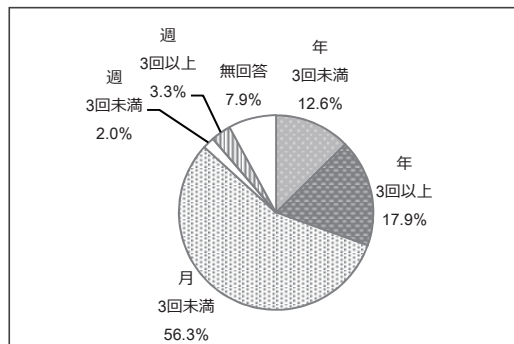
■図表44 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 3. 新人研修 ＞



12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（調査票 問12）

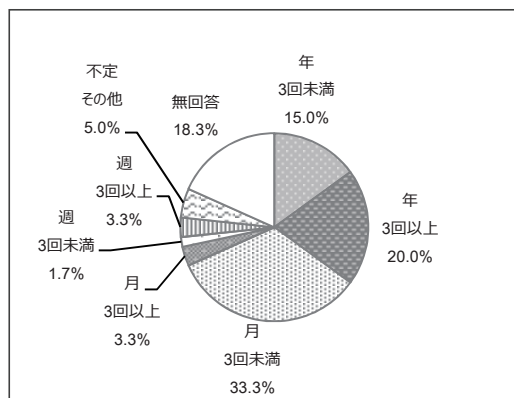
■図表45 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 4. ミーティング、定例会の際に ＞

選択肢<SA>	平成28年調査	
	回答数	割合
全 体	151	100.0%
1: 年 3回未満	19	12.6%
2: 年 3回以上	27	17.9%
3: 月 3回未満	85	56.3%
5: 週 3回未満	3	2.0%
6: 週 3回以上	5	3.3%
- 無回答	12	7.9%



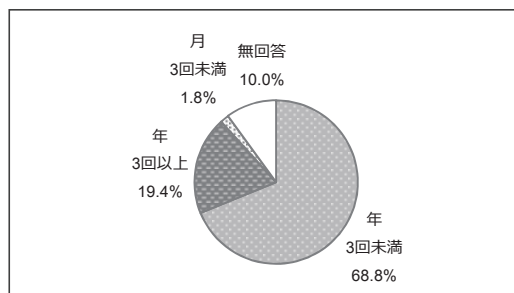
■図表46 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 5. ケースカンファレンス ＞

選択肢<SA>	平成28年調査	
	回答数	割合
全 体	60	100.0%
1: 年 3回未満	9	15.0%
2: 年 3回以上	12	20.0%
3: 月 3回未満	20	33.3%
4: 月 3回以上	2	3.3%
5: 週 3回未満	1	1.7%
6: 週 3回以上	2	3.3%
7: 不定その他	3	5.0%
- 無回答	11	18.3%



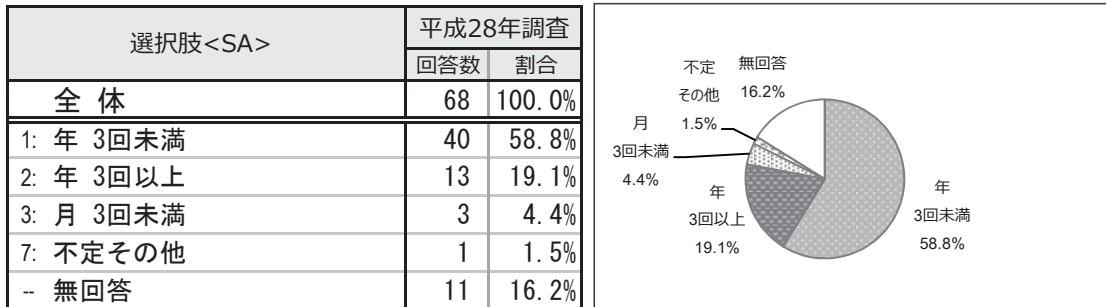
■図表47 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 6. 外部から講師を呼んで研修 ＞

選択肢<SA>	平成28年調査	
	回答数	割合
全 体	170	100.0%
1: 年 3回未満	117	68.8%
2: 年 3回以上	33	19.4%
3: 月 3回未満	3	1.8%
- 無回答	17	10.0%

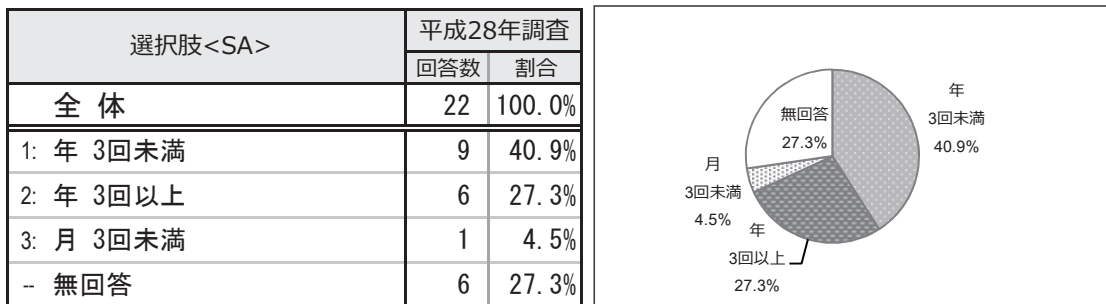


12. 担い手への研修開催頻度（出席頻度）（調査票 問12）

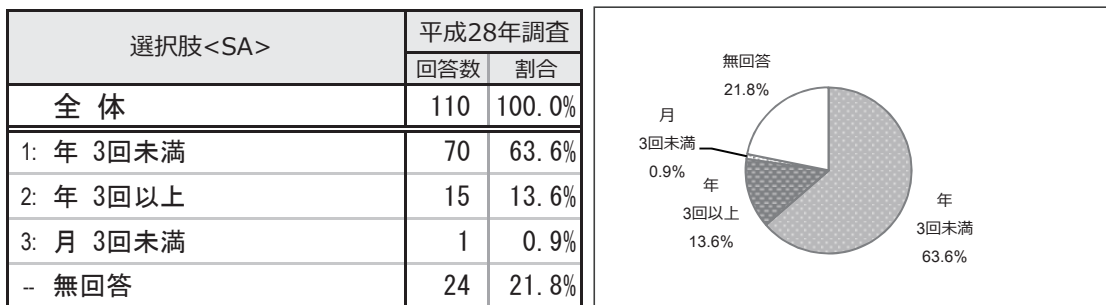
■図表48 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 7. 他団体と共催により研修会を開催 ＞



■図表49 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 8. その他 ＞



■図表50 担い手への研修開催頻度（出席頻度）＜ 9. 社協主催の研修会に参加 ＞



13. 担い手に対する研修内容（調査票 問13）

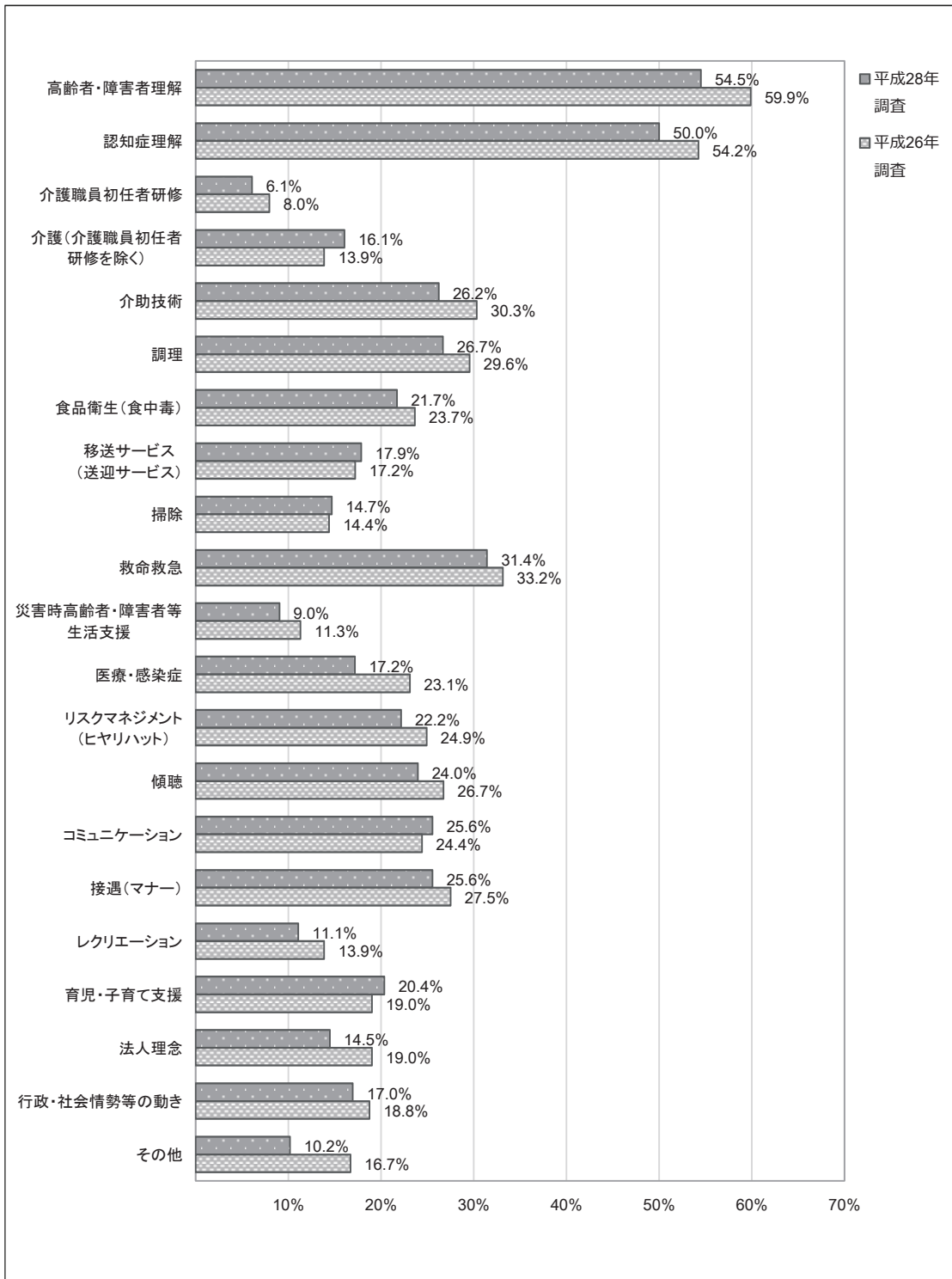
○担い手の研修内容として実施されているものでは、「高齢者・障害者理解」が最も多く 54.5%、次いで「認知症理解」が 50%、「救命救急」が 31.4%となっている。

■図表51 担い手に対する研修内容

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査	
	件数	実施率	件数	実施率
全 体	442	—	389	—
1: 高齢者・障害者理解	241	54.5%	233	59.9%
2: 認知症理解	221	50.0%	211	54.2%
3: 介護職員初任者研修	27	6.1%	31	8.0%
4: 介護（介護職員初任者研修を除く）	71	16.1%	54	13.9%
5: 介助技術	116	26.2%	118	30.3%
6: 調理	118	26.7%	115	29.6%
7: 食品衛生（食中毒）	96	21.7%	92	23.7%
8: 移送サービス（送迎サービス）	79	17.9%	67	17.2%
9: 掃除	65	14.7%	56	14.4%
10: 救命救急	139	31.4%	129	33.2%
11: 災害時高齢者・障害者等生活支援	40	9.0%	44	11.3%
12: 医療・感染症	76	17.2%	90	23.1%
13: リスクマネジメント（ヒヤリハット）	98	22.2%	97	24.9%
14: 傾聴	106	24.0%	104	26.7%
15: コミュニケーション	113	25.6%	95	24.4%
16: 接遇（マナー）	113	25.6%	107	27.5%
17: レクリエーション	49	11.1%	54	13.9%
18: 育児・子育て支援	90	20.4%	74	19.0%
19: 法人理念	64	14.5%	74	19.0%
20: 行政・社会情勢等の動き	75	17.0%	73	18.8%
21: その他	45	10.2%	65	16.7%

13. 担い手に対する研修内容（調査票 問13）

■ 図表52 担い手に対する研修内容・経年回答傾向



14. サービスの種類と実施形態 (調査票 問14)

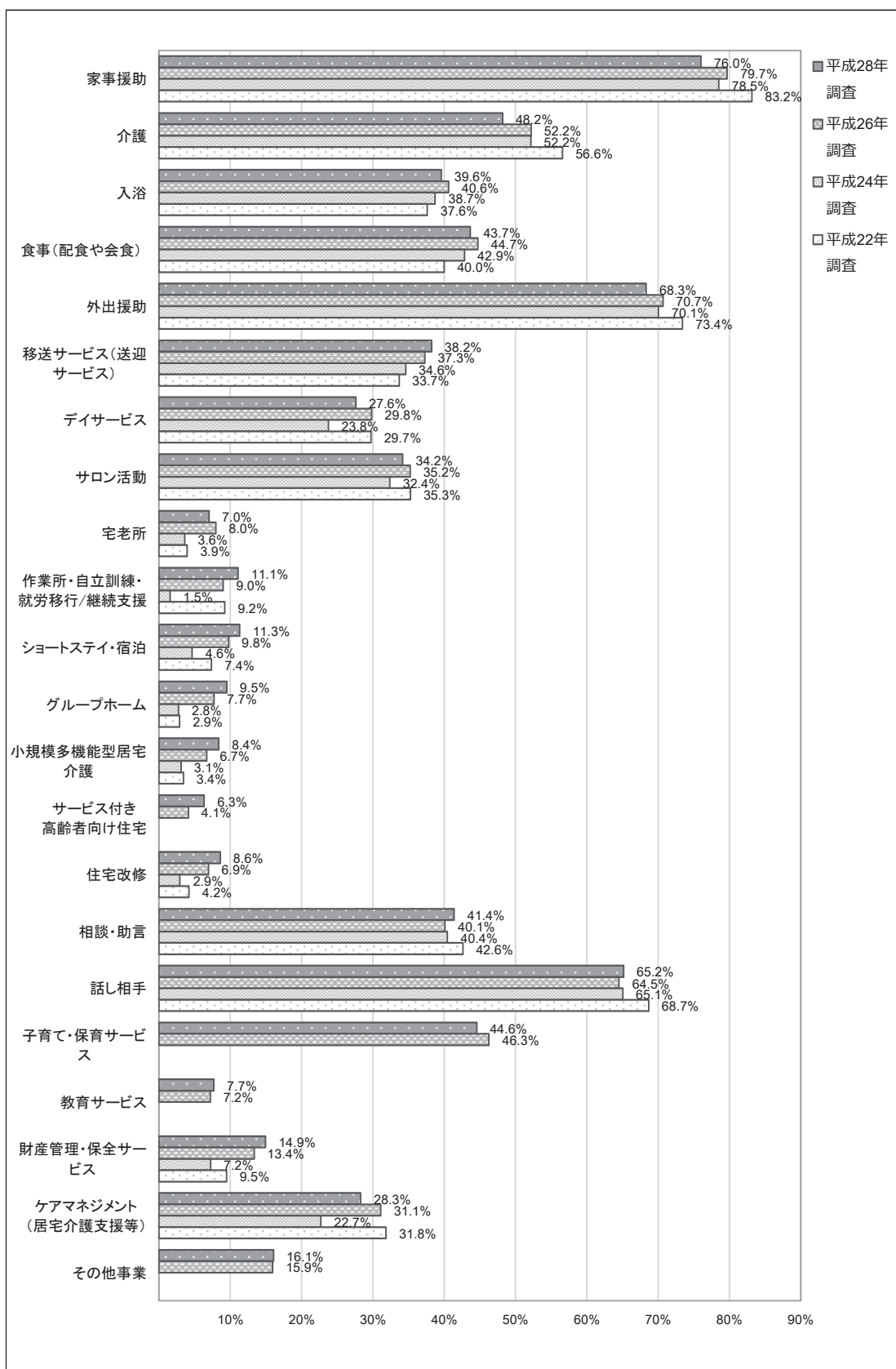
- 実施しているサービスの種類は、「家事援助（76%）」、「外出援助（68.3%）」、「話し相手（65.2%）」が上位3項目。次いで、「介護（48.2%）」、「子育て・保育サービス（44.6%）」が続いている。
- 平成22年調査から継年で見ると、「家事援助」「介護」の割合が若干減少しているのに対し、「移送サービス（送迎サービス）」の割合が若干増加している。

■図表53 サービスの種類と実施形態

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査		平成24年調査		平成22年調査	
	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率	実施有組織	総実施率
全 体	442	-	389	-	581	-	380	-
1: 家事援助	336	76.0%	310	79.7%	456	78.5%	316	83.2%
2: 介護	213	48.2%	203	52.2%	303	52.2%	215	56.6%
3: 入浴	175	39.6%	158	40.6%	225	38.7%	143	37.6%
4: 食事（配食や会食）	193	43.7%	174	44.7%	249	42.9%	152	40.0%
5: 外出援助	302	68.3%	275	70.7%	407	70.1%	279	73.4%
6: 移送サービス（送迎サービス）	169	38.2%	145	37.3%	201	34.6%	128	33.7%
7: デイサービス	122	27.6%	116	29.8%	138	23.8%	113	29.7%
8: サロン活動	151	34.2%	137	35.2%	188	32.4%	134	35.3%
9: 宅老所	31	7.0%	31	8.0%	21	3.6%	15	3.9%
10: 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援	49	11.1%	35	9.0%	9	1.5%	35	9.2%
11: ショートステイ・宿泊	50	11.3%	38	9.8%	27	4.6%	28	7.4%
12: グループホーム	42	9.5%	30	7.7%	16	2.8%	11	2.9%
13: 小規模多機能型居宅介護	37	8.4%	26	6.7%	18	3.1%	13	3.4%
14: サービス付き高齢者向け住宅	28	6.3%	16	4.1%	0	0.0%	0	0.0%
15: 住宅改修	38	8.6%	27	6.9%	17	2.9%	16	4.2%
16: 相談・助言	183	41.4%	156	40.1%	235	40.4%	162	42.6%
17: 話し相手	288	65.2%	251	64.5%	378	65.1%	261	68.7%
18: 子育て・保育サービス	197	44.6%	180	46.3%	0	0.0%	0	0.0%
19: 教育サービス	34	7.7%	28	7.2%	0	0.0%	0	0.0%
20: 財産管理・保全サービス	66	14.9%	52	13.4%	42	7.2%	36	9.5%
21: ケアマネジメント(居宅介護支援等)	125	28.3%	121	31.1%	132	22.7%	121	31.8%
22: その他事業	71	16.1%	62	15.9%	0	0.0%	0	0.0%

14. サービスの種類と実施形態（調査票 問14）

■ 図表54 サービスの種類と実施形態・経年回答傾向

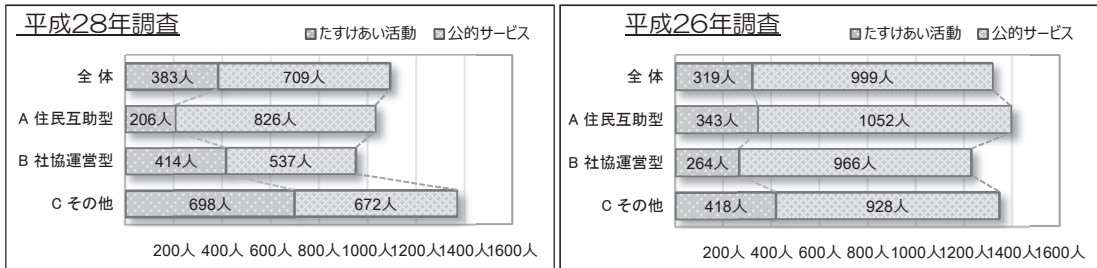


15. 実施するサービスの利用者数（実人数）及び活動時間（回数） （調査票 問15）

- （１）家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [サービス利用者数] が多いのは、
（たすけあい活動）においては「C その他」で平均値698人、（公的サービス）においては「A 住民互助型」で平均値826人である。
- [活動時間]では、（たすけあい活動）「C その他」においては平均5,003h、（公的サービス）においては「C その他」が15,446hが多い。

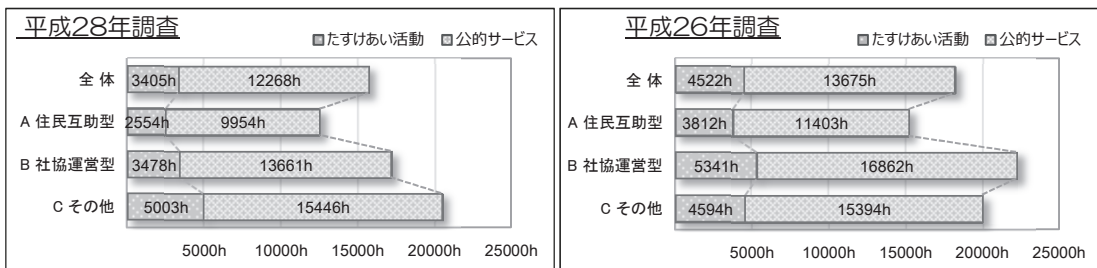
■図表55 （１）家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [サービス利用者数]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	383人	709人	319人	999人
A 住民互助型	206人	826人	343人	1052人
B 社協運営型	414人	537人	264人	966人
C その他	698人	672人	418人	928人



■図表56 （１）家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス [活動時間]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	3,405時間	12,268時間	4,522時間	13,675時間
A 住民互助型	2,554時間	9,954時間	3,812時間	11,403時間
B 社協運営型	3,478時間	13,661時間	5,341時間	16,862時間
C その他	5,003時間	15,446時間	4,594時間	15,394時間

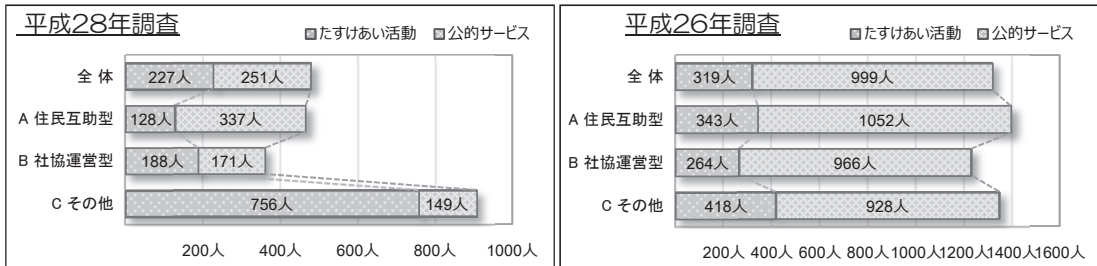


15. 実施するサービスの利用者数（実人数）及び活動時間（回数） （調査票 問15）

- （２）外出援助・移送サービス [サービス利用者数] が多いのは、(たすけあい活動)においては「C その他」で平均値756人、(公的サービス)においては「A 住民互助型」で平均値337人である。
- [活動時間]では、(たすけあい活動)「A 住民互助型」においては、平均値3,285h、(公的サービス)においては「B 社協運営型」が平均値 2,921hで多い。

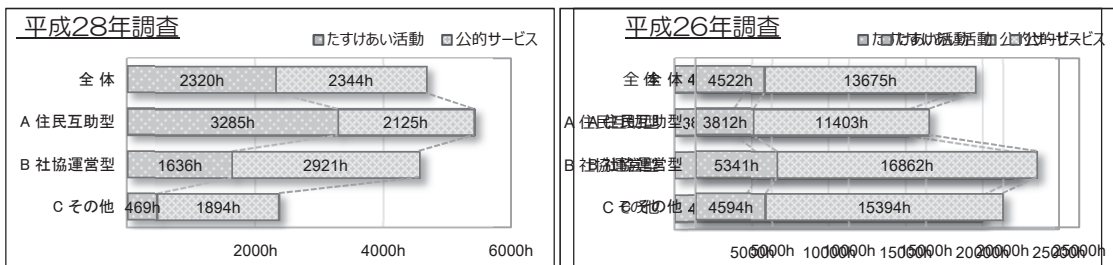
■図表57 （２）外出援助・移送サービス [サービス利用者数]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	227人	251人	319人	999人
A 住民互助型	128人	337人	343人	1052人
B 社協運営型	188人	171人	264人	966人
C その他	756人	149人	418人	928人



■図表58 （２）外出援助・移送サービス [活動時間]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	2,320時間	2,344時間	4,522時間	13,675時間
A 住民互助型	3,285時間	2,125時間	3,812時間	11,403時間
B 社協運営型	1,636時間	2,921時間	5,341時間	16,862時間
C その他	469時間	1,894時間	4,594時間	15,394時間



Ⅱ 調査結果

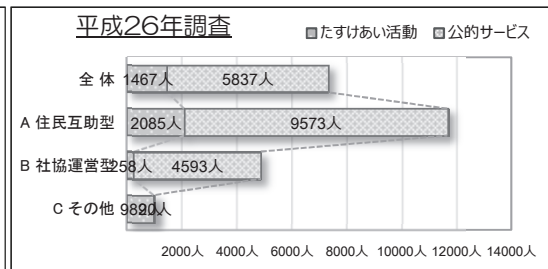
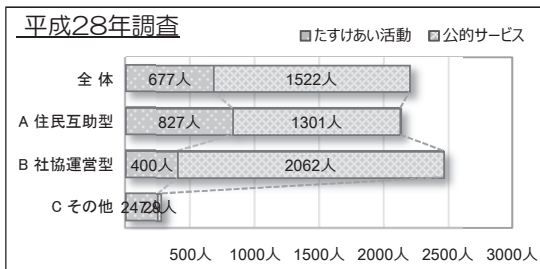
15. 実施するサービスの利用者数（実人数）及び活動時間（回数）

（調査票 問15）

- （３）配食サービス [サービス利用者数] が最も多いのは、(たすけあい活動)で「A 住民互助型」で827人、(公的サービス)では「B 社協運営型」で2062人である。
- [活動時間]では、(たすけあい活動)「C その他」で35h、(公的サービス)も「A 住民互助型」が18hが多い。

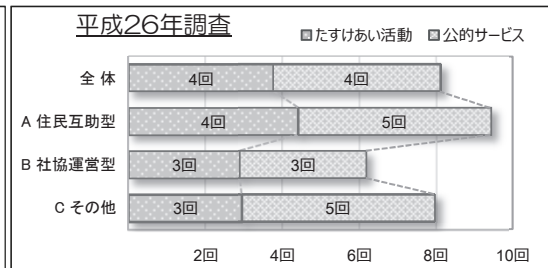
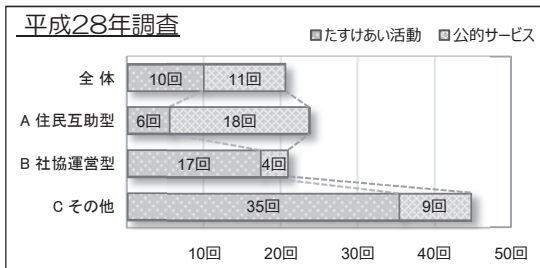
■図表59 （３）配食サービス [サービス利用者数]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	677人	1522人	1467人	5837人
A 住民互助型	827人	1301人	2085人	9573人
B 社協運営型	400人	2062人	258人	4593人
C その他	247人	29人	989人	20人



■図表60 （３）配食サービス [活動回数/週]

類型	平成28年調査		平成26年調査	
	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値	たすけあい活動 ※平均値	公的サービス ※平均値
全 体	9.9回	10.7回	3.8回	4.3回
A 住民互助型	5.5回	18.2回	4.4回	5.0回
B 社協運営型	17.3回	3.6回	2.9回	3.3回
C その他	35.4回	9.3回	3.0回	5.0回



16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別

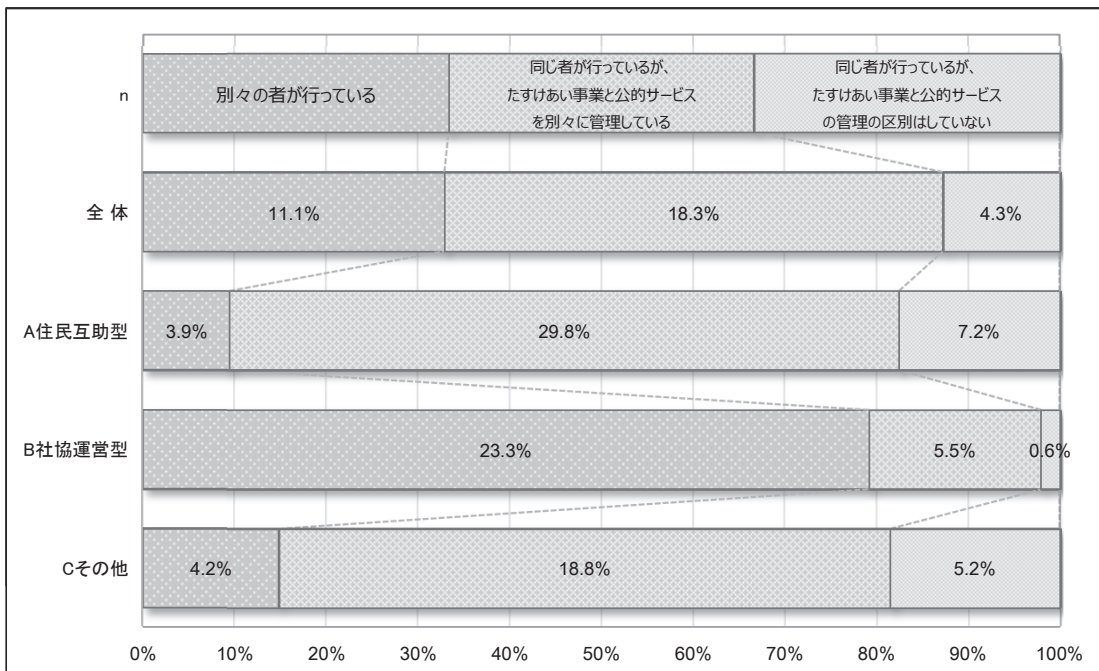
(調査票 問16)

- たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別については、「別々の者が行っている」割合が 11.1%、「同じ者が行っている」割合が 22.6%である。「同じ者が行っている」内訳は、「たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している」が 18.3%、「たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない」が 4.3%となっている。
- 類型別にみると、A(住民互助型)は「同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している（29.8%）」が最も多く、B(社協運営型)は「別々の者が行っている（23.3%）」が最も多い。またC(その他)は「同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している（18.8%）」が最も多くなっている。

■図表61 たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合の担い手の区別×類型

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体		A 住民互助型		B 社協運営型		C その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	181	-	163	-	96	-
1: 別々の者が行っている	49	11.1%	7	3.9%	38	23.3%	4	4.2%
2: 同じ者が行っているが、 たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している	81	18.3%	54	29.8%	9	5.5%	18	18.8%
3: 同じ者が行っているが、 たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない	19	4.3%	13	7.2%	1	0.6%	5	5.2%

■図表62 グラフで見る回答傾向



17. 収入および支出総額（調査票 問17）

- 収入総額平均は、平均で 3,510万円となっており、その内訳では「介護保険に関わる収入」が最も多く 43.8%、次いで「たすけあい活動の利用料金収入」が 15.5%となっている。
- 類型別にみると、A(住民互助型)は「介護保険に関わる収入（49.7%）」、B(社協運営型)は「行政からの事業委託収入（19.5%）」、C(その他)は「介護保険に関わる収入（55.1%）」が最も多い。

■図表63 収入総額と内訳×類型

(単位：万円)

選択肢<MA>	平成28年調査							
	全 体 (n=442)		A 住民互助型 (n=181)		B 社協運営型 (n=163)		C その他 (n=96)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
全 体	3,510	-	4,834	-	1,715	-	4,141	-
1: たすけあい活動の利用料金収入	766	15.5%	1,108	17.6%	289	12.0%	923	13.3%
2: 会費収入	54	0.9%	47	0.8%	65	1.7%	56	0.7%
3: 介護保険に関わる収入	6,361	43.8%	6,219	49.7%	3,589	11.8%	7,828	55.1%
4: 障害者総合支援法制度等収入	2,059	11.2%	2,228	13.7%	2,152	5.3%	1,586	9.6%
5: 行政からの事業委託収入	819	8.7%	575	4.1%	897	19.5%	1,101	11.8%
6: 助成金収入	243	2.4%	103	1.1%	777	8.0%	139	1.1%
7: 寄附金収入	142	1.2%	128	1.3%	326	2.3%	25	0.1%
8: その他	569	7.0%	348	3.7%	875	18.0%	653	6.6%

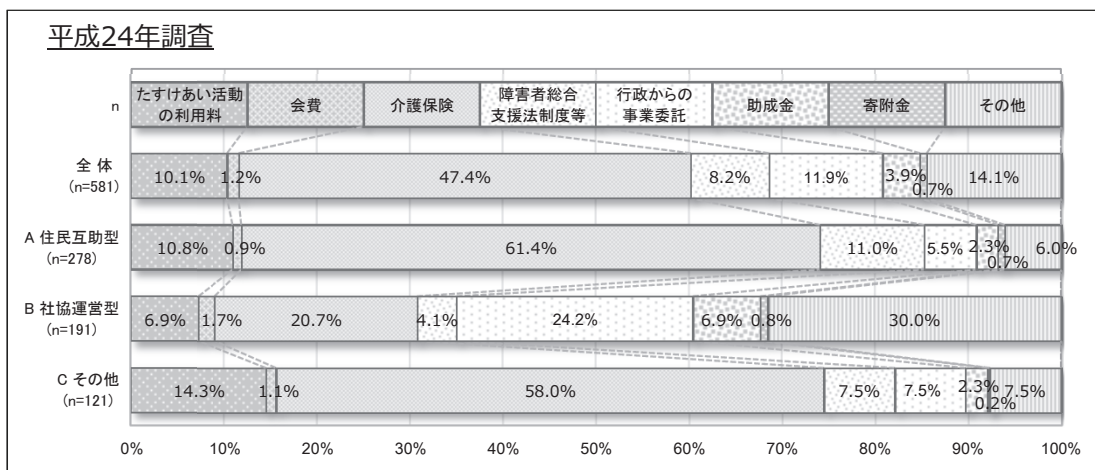
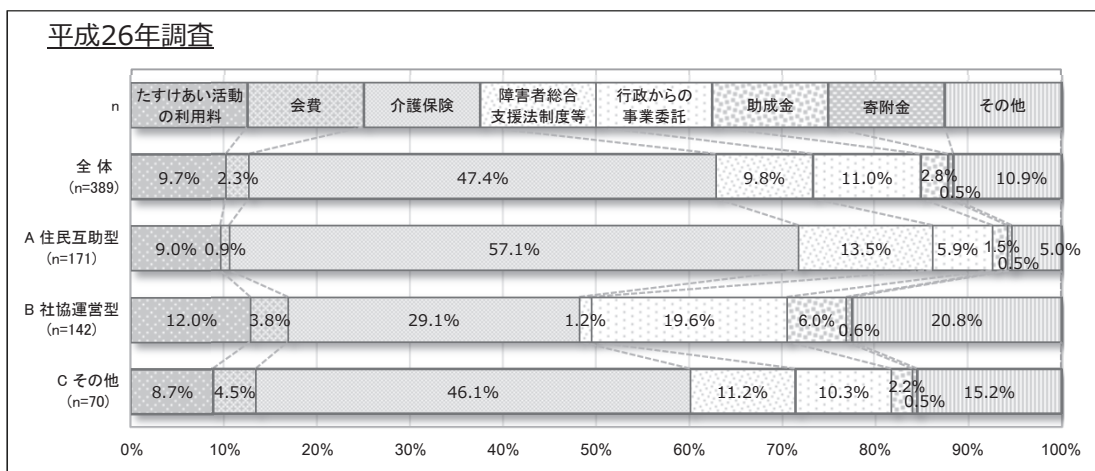
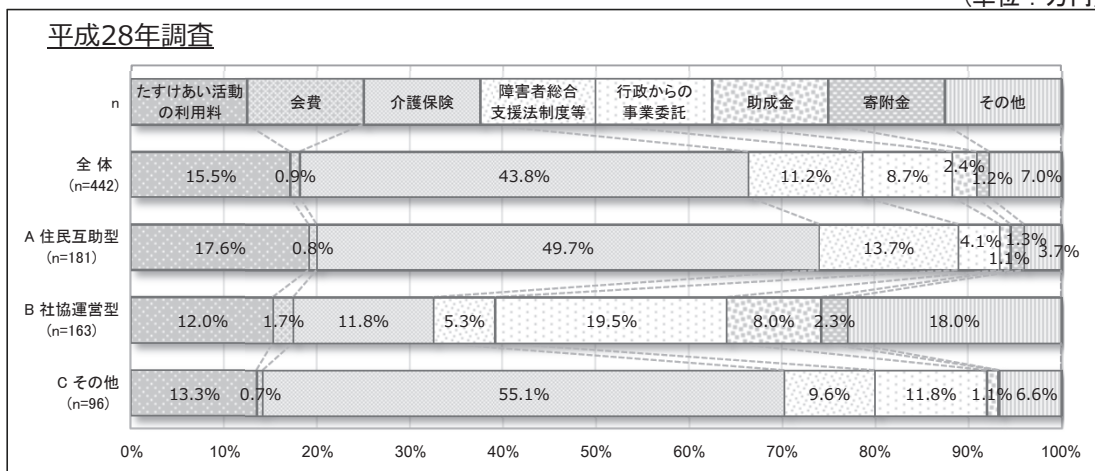
選択肢<MA>	平成26年調査							
	全 体 (n=389)		A 住民互助型 (n=171)		B 社協運営型 (n=142)		C その他 (n=70)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
全 体	3,739	-	4,448	-	2,602	-	4,328	-
1: たすけあい活動の利用料金収入	467	9.7%	484	9.0%	397	12.0%	613	8.7%
2: 会費収入	128	2.3%	47	0.9%	201	3.8%	300	4.5%
3: 介護保険に関わる収入	4,518	47.4%	4,472	57.1%	5,566	29.1%	4,147	46.1%
4: 障害者総合支援法制度等収入	1,113	9.8%	1,331	13.5%	270	1.2%	1,050	11.2%
5: 行政からの事業委託収入	816	11.0%	471	5.9%	1,387	19.6%	723	10.3%
6: 助成金収入	208	2.8%	105	1.5%	485	6.0%	171	2.2%
7: 寄附金収入	42	0.5%	33	0.5%	73	0.6%	46	0.5%
8: その他	774	10.9%	356	5.0%	1,330	20.8%	1,223	15.2%

選択肢<MA>	平成24年調査							
	全 体 (n=581)		A 住民互助型 (n=278)		B 社協運営型 (n=191)		C その他 (n=121)	
	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合	平均額	割合
全 体	4,058	-	4,251	-	3,986	-	3,947	-
1: たすけあい活動の利用料金収入	495	10.1%	536	10.8%	348	6.9%	564	14.3%
2: 会費収入	70	1.2%	46	0.9%	143	1.7%	42	1.1%
3: 介護保険に関わる収入	4,863	47.4%	4,963	61.4%	5,106	20.7%	2,290	58.0%
4: 障害者総合支援法制度等収入	974	8.2%	1,053	11.0%	1,123	4.1%	295	7.5%
5: 行政からの事業委託収入	990	11.9%	423	5.5%	2,223	24.2%	295	7.5%
6: 助成金収入	275	3.9%	137	2.3%	846	6.9%	93	2.3%
7: 寄附金収入	57	0.7%	46	0.7%	154	0.8%	9	0.2%
8: その他	917	14.1%	388	6.0%	2,200	30.0%	298	7.5%

17. 収入および支出総額（調査票 問17）

■図表64 収入内訳（割合）×類型 グラフで見る経年回答傾向

（単位：万円）



17. 収入および支出総額（調査票 問17）

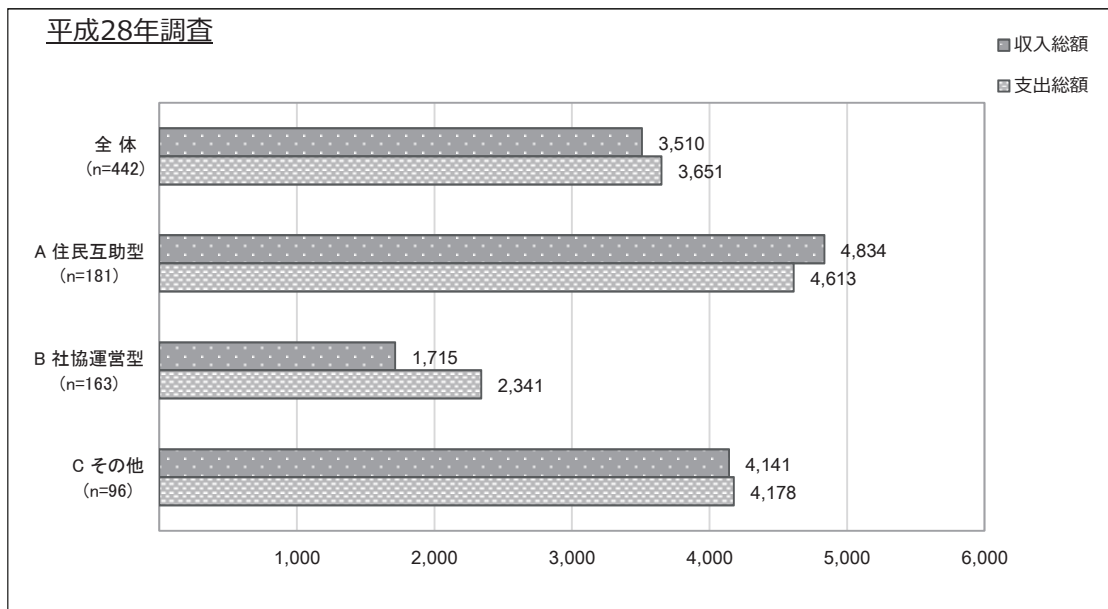
■図表65 収入および支出総額×類型

（単位：万円）

選択肢<MA>	平成28年調査			
	全 体 (n=442)	A 住民互助型 (n=181)	B 社協運営型 (n=163)	C その他 (n=96)
	平均額	平均額	平均額	平均額
1: 収入総額	3,509.6	4,834.4	1,715.2	4,141.4
2: 支出総額	3,651.1	4,613.2	2,341.2	4,177.7

■図表66 収入総額と支出総額（平均額）×類型

（単位：万円）



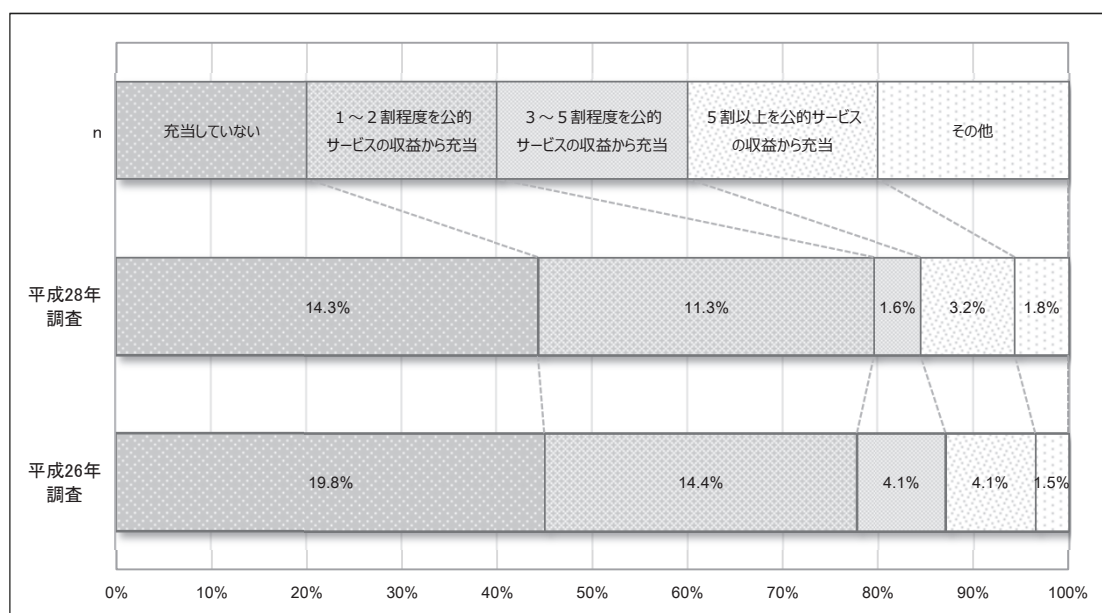
18. 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか (調査票 問18)

○公的サービスの収益をたすけあい活動にどの程度充当しているかについては、無回答が多い。
なお、回答があったなかでは、「充当していない」が 14.3%と、最も多くなっている。

■図表67 公的サービスの収益を「たすけあい活動」にどの程度充当しているか

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%
1: 充当していない	63	14.3%	77	19.8%
2: 1～2割程度を公的サービスの収益から充当	50	11.3%	56	14.4%
3: 3～5割程度を公的サービスの収益から充当	7	1.6%	16	4.1%
4: 5割以上を公的サービスの収益から充当	14	3.2%	16	4.1%
5: その他	8	1.8%	6	1.5%
- 無回答	300	67.9%	218	56.0%

■図表68 グラフで見る経年回答傾向



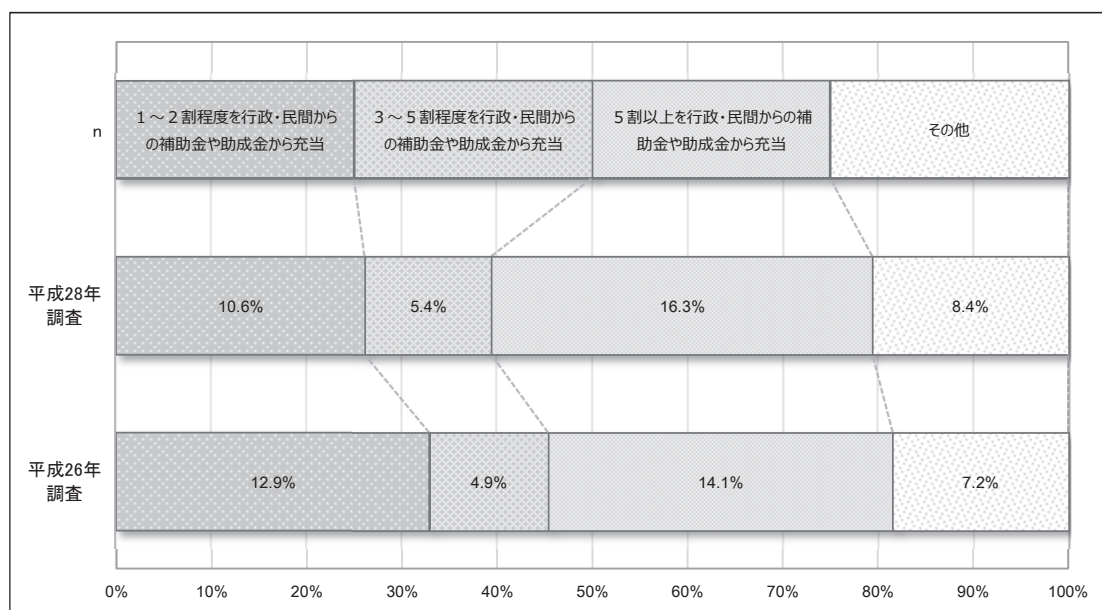
19. 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等 (調査票 問19)

○たすけあい活動に係る支出に占める補助金や助成金の割合は、無回答が多い。なお、回答があったなかでは、「5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が最も多く16.3%、次に「1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当」が10.6%、「その他」が8.4%となっている。

■図表69 「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%
1: 1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	47	10.6%	50	12.9%
2: 3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	24	5.4%	19	4.9%
3: 5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	72	16.3%	55	14.1%
4: その他	37	8.4%	28	7.2%
- 無回答	262	59.3%	237	60.9%

■図表70 グラフで見る経年回答傾向



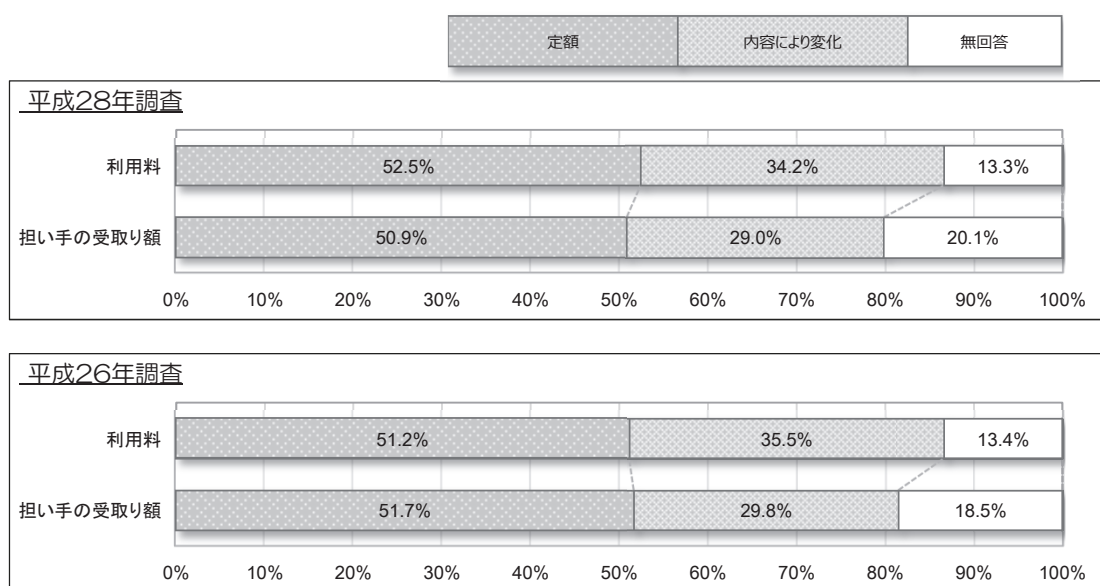
20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額（調査票 問20）

- たすけあい活動で提供するサービスについて、提供サービスごとの利用料・担い手の受取り額の状況は、「内容にかかわらず定額」が、提供サービスの(利用料)は 52.5%、(担い手の受取り額)は 50.9%となっている。
- サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額（1団体あたりの平均）は、図表73 のようになっている。

■図表71 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額

選択肢<SA>	平成28年調査				平成26年調査			
	利用料		担い手の受取り額		利用料		担い手の受取り額	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	442	100.0%	389	100.0%	389	100.0%
1: 内容にかかわらず定額	232	52.5%	225	50.9%	199	51.2%	201	51.7%
2: 内容によって利用料が異なる	151	34.2%	128	29.0%	138	35.5%	116	29.8%
- 無回答	59	13.3%	89	20.1%	52	13.4%	72	18.5%

■図表72 グラフで見る経年回答傾向



20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額（調査票 問20）

■図表73 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額

（平成22～28年調査比較）

提供サービス	平成28年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
1: 内容にかかわらず定額	202	¥832 /1時間	202	¥736 /1時間
	40	¥793 / 1 回	34	¥865 / 1 回
2: 日常生活のお手伝い（家事援助等）	96	¥955 /1時間	91	¥782 /1時間
	15	¥813 / 1 回	13	¥823 / 1 回
3: 介護・介助	62	¥1,247 /1時間	56	¥998 /1時間
	5	¥1,420 / 1 回	6	¥1,367 / 1 回
4: 給食・配食		/1時間	15	¥655 /1時間
	39	¥507 / 1 食	11	¥830 / 1 回
5: 移送		/1時間	21	¥783 /1時間
	37	¥858 / 1 回	13	¥747 / 1 回
6: いきいきサロン・ミニデイ（たまり場）・コミュニティカフェ		/1時間		/1時間
	27	¥1,096 / 1 回	12	¥1,522 / 1 回
7: その他	36	¥953 /1時間	30	¥919 /1時間
	11	¥491 / 1 回	7	¥500 / 1 回

選択肢<SA>	平成26年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
1: 内容にかかわらず定額	184	¥805 /1時間	185	¥721 /1時間
	32	¥721 / 1 回	36	¥720 / 1 回
2: 日常生活のお手伝い（家事援助等）	97	¥943 /1時間	86	¥783 /1時間
	15	¥1,025 / 1 回	15	¥839 / 1 回
3: 介護・介助	60	¥1,213 /1時間	50	¥970 /1時間
	7	¥1,471 / 1 回	6	¥1,100 / 1 回
4: 給食・配食		/1時間	17	¥400 /1時間
	33	¥531 / 1 食	9	¥391 / 1 回
5: 移送		/1時間	19	¥821 /1時間
	40	¥949 / 1 回	14	¥757 / 1 回
6: いきいきサロン・ミニデイ（たまり場）・コミュニティカフェ		/1時間		/1時間
	44	¥841 / 1 回	33	¥955 / 1 回
7: その他	27	¥880 /1時間	25	¥1,069 /1時間
	10	¥1,285 / 1 回	6	¥317 / 1 回

20. 提供サービスごとの利用料と担い手の受取り額（調査票 問20）

提供サービス	平成24年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
1: 内容にかかわらず定額	302	¥808 /1時間	303	¥712 /1時間
	67	¥816 / 1 回	65	¥794 / 1 回
2: 日常生活のお手伝い（家事援助等）	144	¥912 /1時間	139	¥965 /1時間
	30	¥870 / 1 回	33	¥910 / 1 回
3: 介護・介助	99	¥1,142 /1時間	94	¥897 /1時間
	20	¥1,130 / 1 回	21	¥914 / 1 回
4: 給食・配食		/1時間	35	¥371 /1時間
	67	¥476 / 1 食	24	¥449 / 1 回
5: 移送		/1時間	48	¥636 /1時間
	49	¥630 / 1 回	28	¥529 / 1 回
6: いきいきサロン・ミニデイ（たまり場）・コミュニティカフェ		/1時間		/1時間
	84	¥550 / 1 回	53	¥450 / 1 回
7: その他	65	¥799 /1時間	63	¥748 /1時間
	24	¥713 / 1 回	25	¥763 / 1 回

提供サービス	平成22年調査			
	利用料		担い手の受取り額	
	回答数	平均金額	回答数	平均金額
1: 内容にかかわらず定額	195	¥813 /1時間	195	¥719 /1時間
	42	¥901 / 1 回	42	¥809 / 1 回
2: 日常生活のお手伝い（家事援助等）	73	¥871 /1時間	73	¥797 /1時間
	20	¥944 / 1 回	20	¥846 / 1 回
3: 介護・介助	50	¥1,171 /1時間	50	¥1,003 /1時間
	15	¥1,080 / 1 回	15	¥972 / 1 回
4: 給食・配食		/1時間	19	¥605 /1時間
	38	¥463 / 1 食	19	¥404 / 1 回
5: 移送		/1時間	11	¥685 /1時間
	16	¥616 / 1 回	5	¥470 / 1 回
6: いきいきサロン・ミニデイ（たまり場）・コミュニティカフェ		/1時間		/1時間
	38	¥517 / 1 回	38	¥418 / 1 回
7: その他	34	¥867 /1時間	34	¥779 /1時間
	22	¥746 / 1 回	22	¥524 / 1 回

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（調査票 問21）

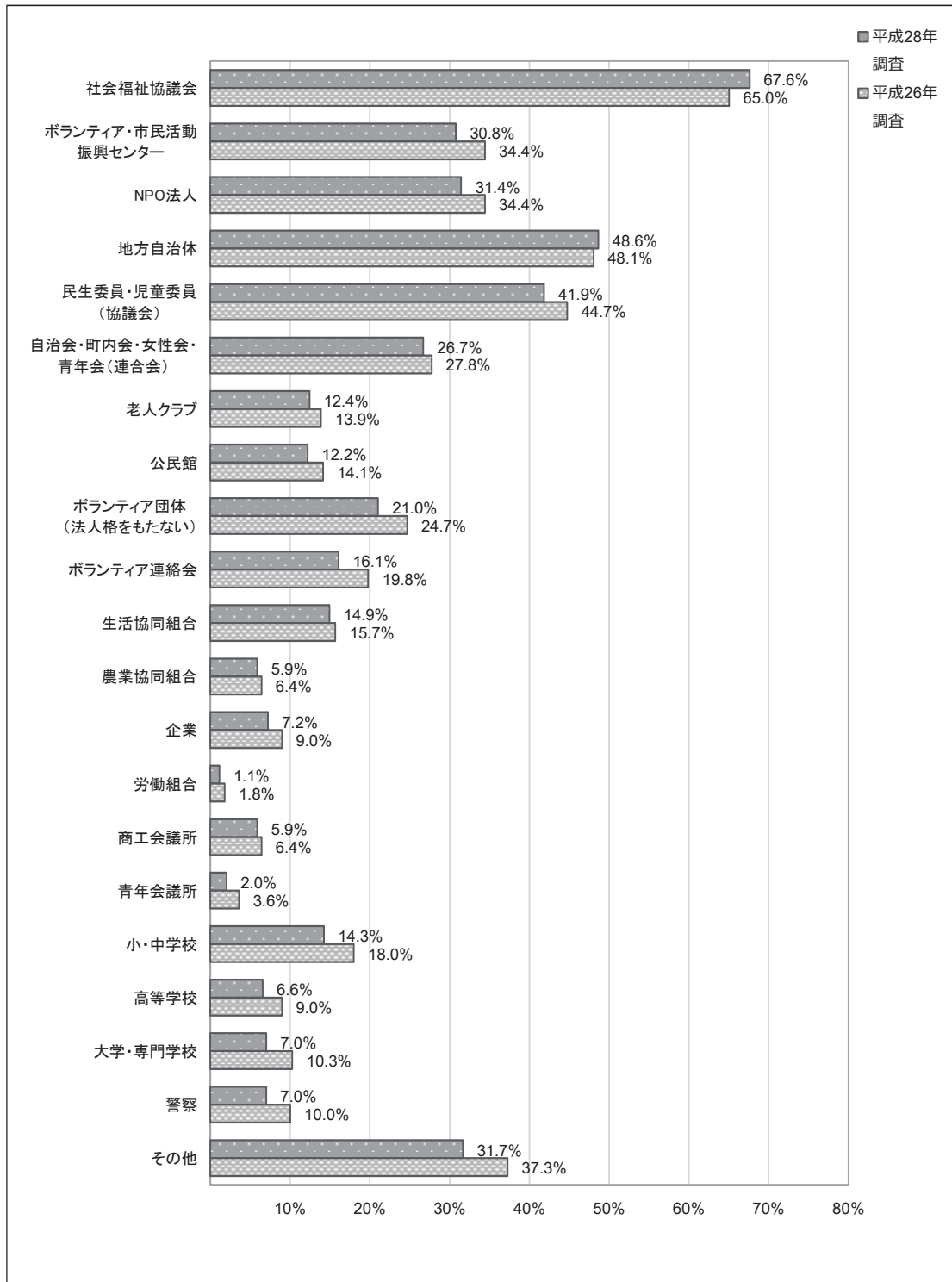
○日常的に協力・連携関係がある団体は、「社会福祉協議会」が最も多くて 67.6%、次いで「地方自治体」が 48.6%、「民生委員・児童委員（協議会）」が 41.9%と続いている。

■図表74 日常的に協力・連携関係がある団体

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	—	389	—
1: 社会福祉協議会	299	67.6%	253	65.0%
2: ボランティア・市民活動振興センター	136	30.8%	134	34.4%
3: NPO法人	139	31.4%	134	34.4%
4: 地方自治体	215	48.6%	187	48.1%
5: 民生委員・児童委員（協議会）	185	41.9%	174	44.7%
6: 自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）	118	26.7%	108	27.8%
7: 老人クラブ	55	12.4%	54	13.9%
8: 公民館	54	12.2%	55	14.1%
9: ボランティア団体（法人格をもたない）	93	21.0%	96	24.7%
10: ボランティア連絡会	71	16.1%	77	19.8%
11: 生活協同組合	66	14.9%	61	15.7%
12: 農業協同組合	26	5.9%	25	6.4%
13: 企業	32	7.2%	35	9.0%
14: 労働組合	5	1.1%	7	1.8%
15: 商工会議所	26	5.9%	25	6.4%
16: 青年会議所	9	2.0%	14	3.6%
17: 小・中学校	63	14.3%	70	18.0%
18: 高等学校	29	6.6%	35	9.0%
19: 大学・専門学校	31	7.0%	40	10.3%
20: 警察	31	7.0%	39	10.0%
21: その他	140	31.7%	145	37.3%

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（調査票 問21）

■ 図表75 日常的に協力・連携関係がある団体・経年回答傾向



21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

社会福祉協議会
☐ 情報交換 ☐ 助成金 ☐ 広報誌（社協だより）、ホームページにて事業紹介・行事案内、チラシ、会報誌の設置、業務について相談 ☐ 理事をしている ☐ イベントの後援、共催等 ☐ ケア会議等で利用者の現状を把握し、役割や課題等を共通認識している ☐ サービス提供の連携、広報、事業普及活動 ☐ たすけあいの会の学習会の講師など ☐ デイサービスでボランティア受入れ ☐ デイ利用者の送迎 ☐ ハンディキャップ、配食サービス（いずれも同一法人内別セクション）の利用希望時の紹介やケース情報の共有 ☐ ファミサポアドバイザーを配置し、依頼・提供両者のコーディネートを実施 ☐ ふれあいいきいきサロン、子育てサロンの紹介 ☐ ふれあいまちづくり事業の助け合い活動、地域福祉コーディネーター事業、ファミリー・サポート事業などと、サービス提供方法の調整を行い、ケースに応じて情報提供、見守りの依頼 ☐ ボランティア市民活動センター運営委員会に出席 ☐ ボランティア養成講座・地域支援事業の講師・認知症カフェの意義等、地区福祉委員会への協力と幅広く協 ☐ 移送サービスで利用者の紹介、講習会、利用者紹介、保険加入 ☐ 運営費の補助と助言 ☐ 家族会活動、社協主催の行事参加 ☐ 介護に関する訪問、給食・配食サービス ☐ 介護ボランティア制度（受入れ事業所） ☐ 会議室の利用、大量の印刷時の利用 ☐ 活動依頼が来る ☐ 給食サービスの連携 ☐ 居場所、サロン活動、赤い羽根共同募金 ☐ 協議体作り等 ☐ 圏域内の他市町村社協担当者との情報交換 ☐ 子育て支援団体ネットワーク参加（情報交換会参加） ☐ 公的サービスの連絡会に参加 ☐ 合同で研修会を実施 ☐ 賛助会員として定例会研修等の会場を貸してもらい、社協開催の福祉活動に協力参加している ☐ 事務局をしてもらっている ☐ 事務全般を担ってもらっている。コーディネートや初回訪問も社協ワーカーが行い、活動のみ会員が実施 ☐ 社協で実施しているデイサービスサロンに昼食提供 ☐ 社協の介護保険事業及び見守り活動との連携・役割分担 ☐ 社協の持っている他の業務との協働と分担 ☐ 社協実施の在宅サービス事業と一緒に連絡会をつくっている。利用者の情報を共有することがある ☐ 社協の他の部署からも情報提供を受けたりしている ☐ 社協福祉サービス総合・送迎サービス補償、赤い羽根共同募金 ☐ 車イスの貸し出し ☐ 障害福祉サービス等ヘルパーがいない時に代わりを依頼 ☐ 新規利用者確保、利用者についての相談 ☐ 成年後見センター、移動支援 ☐ 生活困窮者相談窓口と協働 ☐ 相談により、介護保険事業、ファミサポ、障がい者自立支援、日常生活自立支援、福祉相談へとつないでい ☐ 担い手の確保について協力してもらう ☐ 地域福祉コーディネーター、権利擁護センター、地域福祉権利擁護事業 ☐ 当法人自体が社会福祉協議会、相談窓口担当から支援を引き継ぐことは多い ☐ 包括・居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、日常生活自立支援事業等を行っているため、共通するケースに ☐ 利用者が社協の事業（介護保険事業、給食サービスなど）を利用している場合の連絡調整や情報の共有 ☐ 利用者のお金の管理等、相談、必要に応じて管理
ボランティア・市民活動振興センター
☐ 各種情報交換、活動紹介 ☐ 研修会 ☐ 職員同士の連携 ☐ イベント開催協力によるボランティア活動の活性化 ☐ ケースの相談・対応 ☐ サービス対象外のニーズなどについて、相談紹介（同一法人内別セクション） ☐ サービス提供の連携、広報、事業普及活動 ☐ スタッフを頼むこともある

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- ニーズに対して、有償サービスのみでは解決が難しい場合、相談をすることがある
- ボランティア、市民活動の会議、市民フェスタの参加
- ボランティア説明会と併せて登録相談説明会を実施
- ボランティア養成講座や広報活動により、新たな担い手の発掘等に向けて連携している
- 依頼された内容に応じて、登録ボランティアの活動へつなぐ
- 運営委員をしている。また、団体としてボランティア登録している
- 会議室、印刷機、相談
- 各種イベントのボランティア募集依頼等
- 活動者の育成・発掘
- 給食サービス調理・配送ボランティア
- 具体的ケースにおける協働と分担
- 傾聴ボランティアや給食サービス、ふれあい電話など。必要に応じ、紹介や情報提供を行っている
- 広報、活動の助言、メールBOXの利用
- 住民参加型在宅福祉サービス団体連絡会参加（情報交換会）
- 対応困難な場合などに紹介
- 担い手を中心としたサービスの案内協力
- 地域協議会（毎月1回）
- 定期的な情報交換会への参加
- 法人内にボランティアセンターがある、相談内容によって、ボランティアセンターへつなぐことが多い。
- 法人内にあり、仕事上の連携を取っている。費用的な面や仕事内容の軽重。
- 理事の受託・広報紙・地域福祉活動計画策定・研修会への協力

NPO法人

- 学童クラブとの連携、子育て団体との情報共有、会員の紹介
- NPO法人の諸問題解決の相談
- ケア会議等で利用者の現状を把握し、役割や課題等を共通認識している。
- サービスを補完しあう関係（ネットワーク、依頼内容に応じて役割分担、サービス紹介、連携、広報）
- 合同での養成講習会、相互の研修会
- 8団体で連携（たすけあいワーカーズ）、月1回の会議、年4～7回の研修
- たすけあい連絡会で情報交換や学習会等を実施
- 保育が必要な際の支援、ママさんの勉強会時の託児、イベント時に託児保育を依頼
- フードバンクより物資の提供
- ボランティアスクールに協力いただいている、各種サービス利用者支援で連携
- 市内NPO法人連絡協議会（市内のNPO法人の情報交換、協働フェスティバル実施）、福祉ネット（市内福祉関連NPO法人5団体の情報交換）
- 活動内容の紹介、車いす研修の講師依頼
- 賛助会員として
- 市の実施する事業の協働
- 市内のNPO法人（ワーカーズコレクティブを含む）と月1回ユニット会議を行っている
- 住民参加型在宅福祉サービス団体の交流会（情報交換）
- 情報誌の提供
- 生活介護・就労等の紹介
- 他のNPO法人と連絡協議会を作り、情報交換や協働フェスティバルを実施
- 担い手創出と育成のためのセミナー実施
- 当会で対応できない活動内容のものを、NPO法人や他の団体に紹介してつなげている
- 当法人スタッフの応援
- 市総合事業での担い手研修計画検討会（7団体で毎月1回のNPO法人連絡会）
- 同じように福祉を業としているNPOと情報交換
- 同種同業のワーカーズコレクティブと、同じ利用者に関わるケースがないので相談等している
- 販売品の購入、協働
- 貧困家庭の支援するための連携
- 本事業所で充てることが難しい場合の紹介先として（身体的な部分・送迎等の支援）
- NPO連絡会を結成

地方自治体

- 情報交換
- 場所の提供、補助金、利用案内、広報
- 広報誌（市報）、ホームページにて事業紹介・行事案内、チラシ、会報誌の設置、業務について相談
- 子育て支援、児童発達支援等の各種会議に参加、市内の子育てに関する情報の共有
- 市より補助金を受けており、市の会議に参加して情報提供、市が行う講座の託児、障がい・高齢福祉課より援助の依頼を受ける
- ケア会議等で利用者の現状を把握し、役割や課題等を共通認識している
- ケースの相談・対応
- ゴミ出し支援等は協働で実施
- 困難ケースの連携、行政からは情報を得る

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 介護・助け合い事業等で県や市と常に連携をとっている
- 介護保険・地域交通会議・生活支援体制整備事業等の委員
- 介護保険サービス等の認定 等
- 介護保険課や地域包括支援センター、福祉課と利用につながりそうなケースについて情報共有を行っている
- 研修会の講師派遣
- 公的サービスの適切な利用や制度の案内等
- 公的対応が不可の場合、地域包括センターからケースの紹介がある。
- 行政の窓口にみえた相談者を当団体へ紹介
- 講座依頼・共催依頼・後援依頼
- 産前産後サポートや育児支援にスタッフを派遣
- まち街おこしの事例発表等
- 市役所からの利用登録や紹介
- 自治体が実施する障害者相談事業に相談員として協力
- 出前講座など
- 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- 政策提言、予算要望
- 生涯学習課の協賛、ポスター掲示
- 地域支援事業の受託等
- 地域包括支援センターとの情報交換
- 行政で支援できないケースの依頼
- 当直、施設清掃用務、学校用務
- 福祉有償運送運営協議会へ関係書類の提出
- 保健センター等からの利用相談を受ける
- 毎月、依頼内容、人数、件数を報告している。またケースワーカーと生活保護世帯や虐待等の案件など、相互に連絡を取っている
- 要保護児童家庭の家事育児支援を受託、その他窓口からケース対応での連携

民生委員・児童委員（協議会）

- 情報交換、情報提供、利用者紹介、気になる高齢者についての情報共有等
- 援助の問い合わせや依頼がある
- 一人暮らしの方のケース会議等、個別ケースの情報共有、ケースによっては地域と連携（支援）
- ケアマネージャーとの連携、研修会講師
- サービス全般について相互協力、サービス利用対象者の発見、サービスの紹介など
- サロン運営の際の相談先
- デイサービスで年に2回運営推進会議を開き、民生委員・児童委員が参加
- ファミリーサポートセンターへの相談内容により、民生委員等への協力を依頼することもある
- ボランティアの一員として参加し、活動のコーディネーターとして活動
- 一人暮らし世帯、高齢者世帯からの依頼を連絡してくれる
- 運営委員として選出・相談、運営推進会議への協力
- 会員募集の際、協力を依頼（広報）
- 各事業において指導・助言
- 各地域で要支援者への情報提供、子育て世帯の情報共有
- 給食・配食サービスの事前調査等
- 見守りネットワーク
- 仕出し料理利用者
- 子育て支援センターの事業において交流
- 支援をしている方に対しての見守りや訪問を依頼することがある。
- 事業周知・事業利用該当者の紹介等
- 事業紹介、利用希望者との相談、対応
- 障がい者のケアでの連携
- 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- 新規依頼や支援後の見守り等
- 申込者状況のヒアリング、利用状況の報告
- 生活支援のケースの場合に、担い手の確保等の調査をしていただくこともあり。
- 生活福祉資金貸付事業調査等依頼
- 説明の場を持ち支援を必要とする方をつないでもらっている。
- 説明会・チラシ配布
- 相談があった際につないだり解決が困難なケースの相談、地域の担い手に関する相談
- 相談援助、各種事業の参加・協力
- 相談者を当団体へ紹介
- 担い手の紹介依頼
- 担当区域内で事業への周知
- 担当地区の高齢者にチラシ配布を依頼
- 地域でお困りの利用者に関する相談

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 地域でできそうなゴミ出し、定期的な見守りなど相談している。
- 地域に置いて在宅における介護についての関わり（訪問介護など）
- 地域の民生委員・児童委員に利用会員の見守りを依頼することがある
- 地域福祉の推進において日頃から協力・連携の関係にある。
- 地域密着型通所介護運営委員会に参加いただいている
- 町の委託事業（ゴミ出し支援）の窓口になってもらっている。
- 民児協の定例会議に参加、民生委員・児童委員が本会理事会・評議員会に参画
- 民児協定例会等で事業紹介
- 独居、老夫婦世帯等の支援への協力
- 独居老人のゴミ出し相談等
- 認知症に対する啓発と理解を求めるための講演会開催
- 民生委員紹介により利用者登録をしサービス利用に至る
- 利用につながりそうなケースの紹介・利用者の情報提供をいただき、見守りをお願いすることもある
- 利用会員となる方の相談を受け、同行で訪問をする。
- 利用者に何かあった時、担当民生委員に連絡し状況を聞く
- 利用者のご家族状況・緊急時に連絡
- 利用相談、協力者（担い手）確保

自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）

- 地域福祉活動支援、小地域福祉ネットワーク
- くらしの助け合いの会の説明会
- イベントなどの共有、地域・自治会行事やイベント、祭りへの参加
- ケースによっては相談・連携（支援・防災）
- コミュニティ喫茶の広報を自治会に回覧してもらっている
- コミュニティ推進会から理事1名選任
- ゴミ出し支援などでは、町会で訪問支援活動を展開している団体へつなぐことも多い
- サロン運営の際の相談先
- たすけあい活動においては、各種団体の協力を得ている
- チラシ班回覧、回覧板にチラシ添付
- デイサービスで年に2回運営推進会議を開き、民生委員・児童委員、自治会長が参加
- まちづくり協議会、地域づくり協議会に参加
- ミニデイサービスの実施
- 運営委員の選出協力、運営推進会議への協力
- 会員募集の際、協力を依頼（広報）
- 会費集金の協力依頼
- 各事業において指導・助言
- 活動の内容を報告し、啓発活動などをしてもらっている。
- 寄付をいただいている、寄付をする、車いすの貸し出し、子ども会との協働
- 居場所事業における近隣自治会との協力
- 拠点を自治会館に置かせてもらっている
- 協力会員のよびかけ、協力会員募集のポスター・チラシの配布及び周知
- 協力金、賛助会費
- 見守り活動・募金活動
- 後援依頼・広報活動
- 困りごとがあると連絡
- 賛助金の依頼、取りまとめ
- 仕出し料理の利用
- 事業紹介、広報、会議・募金等の協力
- 自治会の広報誌に行事予定をのせてもらい、全戸配布してもらっている。
- 自治会の高齢者の集まりの場所の提供、敬老会出席、団体活動
- 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- 地域の高齢者支援、総合相談、インフォーマル事業
- 地域の自治会、自治会長にも利用会員の見守りを依頼することがある。
- 地域の相談、ニーズ把握、福祉課題の提供
- 助成金事業等
- 地域行事等での連携、運営推進会議への参加依頼
- 地域福祉の推進において日頃から協力・連携の関係、地域福祉活動全般への協力
- 地区懇談会等に出席
- 地区社協活動の構成員として、見守り支援・サロン活動等に協力いただいている。
- 町内会との連携の中で、講演や介護予防啓発等を実施
- 町内会に会費を納めて参加
- 町内自治会の役員もボランティアの一員として参加
- 認知症の方の通報等
- 認知症サポーター育成会議の養成依頼を受けている

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 本会評議員会に参画
- 利用会員の状況や生活実態についての把握、利用者の紹介、利用者等の相談
- 利用者状況把握・地区サロンや立ち上げ協力
- 利用相談、協力者（担い手）確保、利用登録の募集

老人クラブ

- 広報誌発送
- 事務局を担当
- 講座や研修会の共催や参加・協力、協力会員としての登録依頼
- 地域行事、イベント協力・共同開催、募金活動、シルバーヘルパー
- ケース連携
- サロン運営の際の相談先・連携
- デイサービスのボランティア（将棋・陶芸など）に来てもらっている
- ネットワーク連絡会
- 菓子の販売
- 困っている方に当法人事業を紹介してもらっている
- 事業紹介、広報
- 事務局としての活動支援・本会評議員会に参画
- 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- 世代間交流
- 担い手、利用者募集時の協力依頼
- 地区社協活動の構成員として、見守り支援・サロン活動等に協力いただいている
- 当初、町会の事業の1つとして事業を立ち上げたため、現在も情報交換を実施
- 協賛金への協力
- 本会に事務局を設置（委託業務）、役員・事業活動への関わり

公民館

- サロン活動、ミニデイサービス、移動カフェ、子育て交流等の会場借用
- 公民館を借りて事業実施時の無料保育
- 会報、パンフレットを置かせてもらい、情報提供の場になっている。
- イベント共催・広報活動
- コミュニティ協議会員になっている
- たすけ合い活動のミーティングの場所として、他団体との交流
- チラシ配布に協力してもらっている。
- ボランティアグループへの参加依頼
- 援助開始前の会議の場所として使用
- 会議会場として、イベントの会場としての関わり
- 会費等の受け取りを公民館でもお願いしている。
- 研修会、総会、ふれあいコンサート等に使用
- 小学校区で行政支所と公民館が一緒に設置されており、行政職員に地区社協の事務局を担ってもらっている。また、サロン、地区社協事業での活動場所の使用に際して配慮してもらっている
- 事務局をおかせてもらっている。
- 担い手の研修会の会場としての施設利用が主となっている。
- 地域福祉活動の拠点提供
- 地区社協活動拠点として連携
- 調理室の借用
- 認知症サポーター養成講座への講師派遣等

ボランティア団体（法人格をもたない）

- 講座や研修会の共催や参加・協力、協力会員としての登録依頼
- イベントに協力
- サロン活動、サロン運営、サロン事業への補助
- その団体が担い手募集に開いている車イス体験に新人会員（担い手）を参加させてもらっている。
- たすけあいの会の学習会の講師など
- ニーズに対して、有償サービスのみでは解決が難しい場合、相談をすることがある
- 地域の高齢者の情報交換を実施
- ボランティアグループ・定例訪問
- ボランティアの登録、派遣、相談援助を行っている
- 依頼内容によって紹介しあっている
- 演芸ボランティア（ふれあいフェスティバル）を通じて施設に行く
- 介護予防事業等の見守りや話し相手、運営のお手伝いを行っている
- 会員募集の協力
- 外出支援活動、一人暮らし高齢者への電話訪問等
- 傾聴ボランティアの会員がデイサービスの話し相手に定期的に来訪、傾聴ボランティアの紹介
- 子どもの団体と交流している。

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 子育て助け合い団体とのサービス提供の連携、広報・事業普及活動
- 施設整備、利用者へのサービス提供 等
- 事業周知・地域支援員としての協力者への周知
- 住民参加型在宅福祉サービス団体の交流会（情報交換）
- 小域福祉ネットワーク、助成支援
- 当法人への協力と支援の要請と共に協力もしている
- 非営利団体連絡会に共に参画し日ごろから情報共有している
- 福祉マルシェでの連携、協力
- 本会理事会・評議員会・ボランティアセンター運営委員会に参画
- 有償福祉サービス普及検討会メンバー
- 連絡会・ネットワーク等での情報交換、講座・イベント等実施
- 話し相手を探してほしいとの依頼に対し、傾聴ができるボランティアにつないでいる

ボランティア連絡会

- 講座や研修会の共催や参加・協力、協力会員としての登録依頼
- イベント開催協力によるボランティア活動の活性化
- ネットワーク連絡会、連携会議
- ボランティアの派遣、保険加入、研修会等
- ボランティアフェスティバル等
- ボランティア活動者の横のつながりを支援している
- ボランティア連絡協議会に登録、所属
- 運営委員会への参加、運営委員、会員
- 協力会員のよびかけ
- 研修会、合同企画の祭事実施
- 事業周知・地域支援員としての協力者への周知
- 事業紹介、実施協力、活動支援
- 事務局を担当、事務局設置
- 情報共有・交換・収集、情報交流、情報提供
- 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- 担い手の協力依頼、担い手の募集時の協力
- 地区社協事業やふれあいいきいきサロンでの活動の際の協力依頼

生活協同組合

- ネットワーク（福祉、企業ボランティア）のメンバーとして協力し合っている
- 生協店舗で広報活動、チラシ配置・配布
- 食材の仕入れ先、デイサービスの調味料等配達
- フードバンク事業
- 医療生協の病院との情報交換、相談・サービス依頼
- 運営（財政・広報・保険他）、運営の親団体として経済的支援・助言
- 活動をしている生協と職員交流をしている
- 見守り活動
- 集配場所として提供
- 助け合い団体とのサービス提供の連携、広報・事業普及活動
- 助成金による支援、事業所の借用
- 小規模多機能施設の推進会議に参加
- 情報交換や学習会への参加、イベント参加、生活支援サービスについての情報収集
- 高齢者サポートセンター運営協議会のメンバー
- 地域連絡会を毎月1回開催。地域の困りごとや地域でできる事を話し合い、解決に向けて活動。
- 生協組合員の組合員活動部の一部として活動している
- 相談者の状況に応じて相互紹介
- 他生協の取り組みの情報交換
- 担い手が見つからない場合に紹介する。総会・交流会に相互で参加。
- 地域包括ケアシステム構築等
- 同じ在宅支援を行う団体として、県連絡会に加入し、情報交換や研修会を行っている。また、利用者の希望により宅配の案内や利用者の紹介を受けることもある。
- 日本生協連主催の学習会に参加
- 事業が生協のホームヘルプサービス部門として発足したため、現在も連携している
- 本団体の事業で対応することが難しい場合の紹介先

農業協同組合

- 火災共済加入
- 事業への協力（活動拠点の提供、施設使用・事務所賃貸、募金等）
- 事務局
- 情報交換及び協働（生活支援サービスについて）
- 親団体として事務委託

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (質問票 問21)

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- ☐ 地域包括ケアシステム構築等
- ☐ 定期預金、預貯金、振替・振込、利用料支払い事務
- ☐ 農業栽培、販売所での委託販売
- ☐ 農業協同組合に法人会員、賛助会員として参加してもらっている

企業

- ☐ スーパーの社会貢献事業に参加（レシートによる寄付キャンペーン）
- ☐ イベントへの参加
- ☐ ボランティアに来てもらっている（草取りボランティア、バザー品の提供等、清掃作業・補修）
- ☐ 企業ボランティアネットワークにて連携（企業ボランティアの推進、企業との連携の場づくり）
- ☐ 寄付への協力、商品寄贈
- ☐ 見守り活動
- ☐ 講師として
- ☐ 助成金
- ☐ 商品の発注
- ☐ 情報収集（生活支援サービスについて）
- ☐ 高齢者サポートセンター運営協議会のメンバーとして参加してもらっている
- ☐ 相互のPR事業
- ☐ 草刈、剪定、除排雪等の作業
- ☐ 担い手の募集
- ☐ 地域包括ケアシステム構築等
- ☐ 物品協賛・事業連携
- ☐ 法人会員、特別会員、賛助会員等として参加してもらっている
- ☐ 利用登録の募集

労働組合

- ☐ イベントに協力
- ☐ ワークスコープ事業での協働、協力
- ☐ 情報交換
- ☐ 評議員を依頼

商工会議所

- ☐ 会員として登録、評議員
- ☐ イベント参加、連携
- ☐ 買物商品のPR、商品券発行、地域通貨の取り扱い
- ☐ たすけ合い活動の商品券依頼
- ☐ 挨拶運動推進
- ☐ 建築部所属の企業による修繕、補修の支援
- ☐ 講習会等への参加
- ☐ 事業共同実施、広報
- ☐ 助成金申請
- ☐ 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
- ☐ 販売関係
- ☐ 保険関係（労災関係保険）

青年会議所

- ☐ 各種事業の参加・協力、共催、講習会開催等、協働事業に向けた協議
- ☐ 災害ボランティアセンター
- ☐ 事業の広報、実施協力
- ☐ 地域で高齢者支援を行う運営協議会のメンバーとして
- ☐ 法人評議員を依頼

小・中学校

- ☐ 福祉教育（高齢者疑似体験等）（福祉協力校指定、講師派遣、ボランティア体験）
- ☐ チラシ配布
- ☐ 子ども110番の事業所
- ☐ 職場体験等の受け入れ
- ☐ ボランティア事業推進校指定（ボランティア活動作文の募集、ボランティアスクールの開催など）
- ☐ 挨拶運動推進、ルーム・塾の開設、小域福祉ネットワーク・放課後児童健全育成事業
- ☐ 移動支援のため連携をとり、1年1回話し合いの場を実施
- ☐ 気になる家庭の情報共有、ケースカンファレンス
- ☐ 見守り隊、行事参加
- ☐ 交流、イベント協力、講演、備品貸出
- ☐ 広報・活動協力

21. 日常的に協力・連携関係がある団体 (質問票 問21)

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 社協を通して、学生のボランティア実習を受け入れている
- 助成金交付、福祉教育、事業広報、協力
- 小学校の余裕教室を使ってコミュニティ喫茶実施。学校行事に協力
- 障害者・児サポート送迎利用者
- 送迎活動に関する協力
- 地域活動、募金活動
- 町内全校を福祉推進校に指定・助成
- 特別支援学校児童の通学支援
- 訪問して認知症の理解の講座を実施、実習受入れ
- 利用者の支援についての連携

高等学校

- イベントへの参加
- ティーンボランティアサポーターを委嘱し、講義や活動支援している。
- ネットワーク連絡会
- ボランティア活動、福祉学習の推進
- 挨拶運動推進
- 移動支援のため連携をとり、1年1回話し合いの場もあります。
- 活動協力依頼
- 広報活動・イベント協力
- 講演活動、自立生活プログラム
- 実習、職場体験、インターンシップの受け入れ
- 助成金交付
- 特別支援学校の生徒通学支援
- 特別支援学校との交流
- 卒業生の支援

大学・専門学校

- 支援プログラムの共同開発
- ボランティア活動の依頼・受け入れ
- 移動支援のための連携(定期的なミーティングの開催)
- 学生の教育支援、研修、視察、実習の受け入れ、職場体験の学生受け入れ等
- 職員のスキルアップのための講師依頼
- 講演活動、広報
- 定期的なミーティングの開催により支援情報を共有し、アドバイスを得る
- アルバイトの募集等

警察

- 防犯指導
- 挨拶運動推進、地域活性化行事
- 移送講習やドライバー講習の講師依頼、運転講習会・交通安全講習への参加
- 子どもの見守り活動
- ひとり暮らし高齢者の安否確認
- 駐車許可証、虐待通報や行方不明者の照会
- 特殊詐欺、交通安全等について出前講座を依頼
- 認知症高齢者ＳＯＳネットワーク事業
- 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関する協定を締結

その他

- 【医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院】
 - ・ 医療連携
 - ・ 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
 - ・ 医療アドバイザーとして委嘱
 - ・ 介護予防体操の講師
 - ・ 医療相談室を通じて情報提供と連携
 - ・ 透析患者の送迎
 - ・ クリニックによる健康チェック
- 【ケアマネージャー】
 - ・ 高齢者サポートセンター運営協議会メンバー
 - ・ 利用者紹介、ケース調整
- 【障害者地域生活支援センター】
 - ・ 親の学習時の保育

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 【シルバー人材センター】
 - ・運営委員として参加、ケース調整、サービス依頼内容に応じて役割分担
 - ・ニーズに対してすべてを対応することはできず、地域内に同様の事業を実施するシルバー人材センターに紹介及び連絡調整を行っている
 - ・県シルバー人材センターの家事援助講座の事業所説明会に参加し、活動の紹介・担い手の募集のお知らせなどしている
 - ・会員になっていただき、農園で作った野菜の販売をしている
 - ・草刈り、庭木の剪定など紹介
- 【ハローワーク】
 - ・サービス情報提供、広報・事業普及活動
- 【ワーカーズコレクティブ】
 - ・会議・研修・行事に参加、情報共有
- 【児童育成クラブ】
 - ・広報・活動協力
- 【介護事業所】
 - ・相談、情報共有
 - ・ケアマネジャー経由での利用相談等
 - ・運営をしっかりと行っている事業所と連携
 - ・担当者会議への参加、新規ケース時に共に訪問する、情報共有
- 【学童保育】
 - ・送迎活動に関する協力、困難事例に関する情報交換
- 【居宅介護支援事業所】
 - ・利用の相談
 - ・介護保険を補う部分に対するサービスについての相談・調整
 - ・利用会員が介護保険の認定を受けていた場合、担当ケアマネジャーとの連絡
 - ・当団体のサービスで対応できないニーズについて相談している
 - ・カンファレンス同席
 - ・相談者、利用者の同行訪問
- 【教会】
 - ・教会内にコミュニティセンターとして活動場所の提供を受け、10団体が連携して活動
- 【自立支援協議会】
 - ・障がいがある当事者、事業所、社協、行政、地域の方とで月1回の定例会、年1回の福祉フォーラムを開催
- 【行政書士会】
 - ・成年後見
- 【在宅福祉推進員】
 - ・社協から委嘱を受け、サービスの調整役等を担ってもらっている。また、ふれあい・いきいきサロンの推進や地区社協事業のマンパワーにもなっている
- 【子育て支援センター】
 - ・広報・活動協力
- 【民間子育て支援団体】
 - ・子育て支援についての情報交換
- 【市子育て支援課】
 - ・委託元、依頼会員の話を聞く中で支援が必要と感じたときは相談し他のサービスにつなげる
- 【市役所】
 - ・子育て、障害に関わる相談、情報共有
- 【消防局】
 - ・市民を対象とした救急救命講習時の保育
 - ・年2回の避難訓練、利用者支援、研修等講師協力
- 【障害者支援事業所】
 - ・担当者会議への参加、新規ケース時に一緒に訪問、情報共有
- 【障害者相談支援センター】
 - ・情報提供と連携
- 【ファミリーサポートセンター】
 - ・子育て支援についての情報交換
- 【地域包括支援センター】
 - ・介護相談、情報提供、利用者の紹介やケースの相談
 - ・学習会講師依頼
 - ・事故発生時の対応、同行訪問
 - ・介護保険申請中の方に対して認定結果の出る間の家事支援等相談
 - ・協力機関として、①利用希望者宅へ訪問調査し、申請書を作成・提出、②援助開始前の会議への参加、③利用開始後の定期的な訪問、利用者の状況把握

21. 日常的に協力・連携関係がある団体（質問票 問21）

※主な回答について掲載

＜具体的な関わり方（連携内容）＞

- 【地区社会福祉協議会】
 - ・ 地区におけるコーディネート機関として、①援助員の調整、決定、②援助開始前の会議の開催、③援助員や担当民生委員との連絡・調整、④利用料・月次報告書の受取、⑤援助員養成講座の開催、⑥援助員研修会の開催
 - ・ 生活支援の依頼があった場合は、内容を地区社協会長に確認し、実施の有無の決定を行う。協力会員は地区社協単位で登録し在宅福祉推進員等がコーディネート、点数管理をしている
- 【地区福祉員】
 - ・ 社協の地区福祉員から近隣で困っている方に対しての相談
- 【電気店】
 - ・ 朗読テープのCD化作業
- 【保育所・幼稚園】
 - ・ ファミリーサポートセンターに関する説明会を開催し必要な方への支援につなげる
 - ・ 事業周知、講師依頼、広報・活動協力
 - ・ 送迎活動に関する協力
- 【保健センター】
 - ・ 必要に応じて、依頼会員の情報共有
 - ・ 研修会の講師依頼
 - ・ 保健師が新生児訪問、検診時に話を聞きファミリーサポートセンターが必要な世帯に紹介や連絡をもらう
- 【訪問看護ステーション】
 - ・ 毎回血圧測定、脈拍を測り助言をいただいている

1

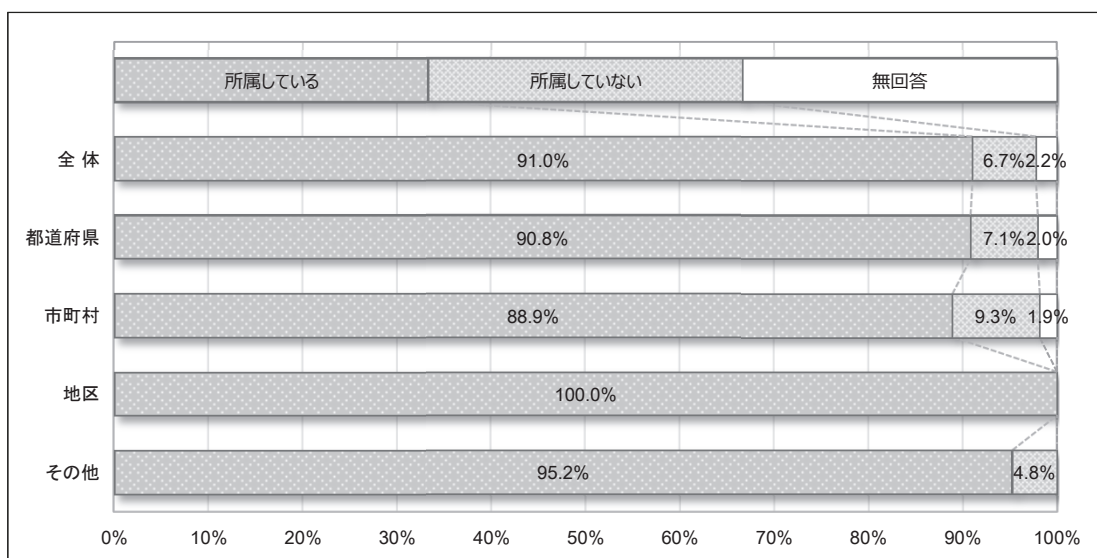
22. 一定のエリア内で団体間の連絡会等（調査票 問22）

○都道府県や市町村等、一定エリア内で団体間の連絡会について、連絡会組織や団体名を記した回答数は、223であった。その内「所属している」が 91.0%となっている。

■図表76 団体間の連絡会等の圏域別所属の有無

選択肢<SA>	平成28年調査									
	全 体		都道府県		市町村		地区		その他	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	223	100.0%	98	100.0%	54	100.0%	13	100.0%	21	100.0%
1: 所属している	203	91.0%	89	90.8%	48	88.9%	13	100.0%	20	95.2%
2: 所属していない	15	6.7%	7	7.1%	5	9.3%	0	0.0%	1	4.8%
- 無回答	5	2.2%	2	2.0%	1	1.9%	0	0.0%	0	0.0%

■図表77 グラフで見る回答傾向



23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

【介護保険等、高齢者施策】

- 高齢者にも分かりやすい内容の介護保険制度、サービス事業者や利用者の書類の簡素化(軽減)
- 介護認定で要支援と要介護を行ったり来たりする方の手続きが煩雑、地域密着型サービス(小規模デイサービス)が、住所地や転居等で利用が不可になり困っている。
- 介護保険が使えない人への受け皿として、今後の対応ニーズの増加が見込まれるのではないかな。
- 介護保険の改正による新しい総合事業への移行により、高齢者への介護サービスの低下や自治体によるサービスの格差が懸念されます。また、たすけあいの会の活動の関わり方についての整理が必要と考えています。
- 介護保険の処遇改善が毎年変わり対応に追われてしまうので、もう少し簡略化して欲しい。利用者の負担が増えている。
- 介護保険収入の削減、サービス内容の限定・削減(総合事業への移行)、人材不足(介護員)
- 住民参加型サービスの拡充、市内における生活支援サービスのニーズ把握
- 毎年のように行われる法改正に苦慮している。たすけあいサービスも無償だとサービススタッフに責任感が無く、研修も不参加者多く、当日のキャンセルがあったため成り立たない。基盤となる事業が必要。
- ①在宅生活を支えるサービス(訪問介護・デイサービス・移動サービス・食事サービス)の充実、②介護の担い手を広げるための安定的報酬体系、③多世代交流の場づくり
- H30年の保険制度の改正と報酬改定は、訪問事業所にとって非常に厳しいものとなっています。
- J A事業として介護保険事業に取り組んでいるが、認定調査員の力量が揃っていないように思う。
- NPO団体が極少なため、住民参加型サービス(家事援助)の担い手不足。
- ケアマネージャーや包括支援センターともに、ケアプランにサービスA, サービスBの活用経験を増やし連携を図れるようにすることで、重層的な支援体制を作っていきたい。
- これ以上の縮小は高齢者の生活が立ちゆかない。
- サービス内容に制限が多い。
- 一人暮らしの高齢者への見守り支援が不足している。介護保険申請にもつながらず、孤立化する人がまわりに増えてきているように感じる。
- 家事支援のサービス提供時間が短くなり、買い物代行、調理、そうじを急いで行うため、利用者とは会話することが少なく、いつもバタバタとしている。
- 介護に携わるための経費の負担の補助を希望します。
- 介護職の処遇改善加算を初回から申請していますが、直接介護報酬をアップしていただきたい。毎年申請書提出と報告書提出を簡略化すること。介護職離れを防止。
- 介護度の低い方への生活援助は必要。
- 介護認定に至らない高齢者の家事援助業務が増加している。全額自己負担であり、認定者との負担差が大き過ぎると思う。
- 介護保健サービスの代替ではなく、もれたニーズに対する支援として本事業を考えたい。
- 介護保険が始まる前は、今より地域住民協力が根付いていたが、働き手(女性)が介護をするために仕事を辞めないで仕事を続けることが出来るようにするためとの理由で制度が実施された。そのため、少しずつ地域協力が薄れていった。現在では、介護の専門家が全てやってくれる安心感が根付いている。地域住民は見守りは出来ても、以前のような協力は残念ながら無いに近い。もう一度再建するには、生活支援コーディネーターの地道な地域での説明や協力「できること」「できないこと」を整理するのに多大な労力とコーディネーターが必要になってくる。我が町も他町村と同じで少子高齢化が進んでいる町であり、ボランティアも高齢者、利用者も高齢者である。若い方は、仕事で日中は家に居ない。企業協力を取り入れながら遂行するしかない。最後に、年金問題にしろ、介護保険問題も何故、財源が無くなるのか、何に使っているのか高齢者の元気な方は不思議に思っている。介護保険を使わない人の方が多いのに保険料は上がるのか「摩訶不思議」である。介護保険の地域住民協力を全面に出した見直しで、当初の制度導入の介護保険とは真逆である。何のための制度だったのか国民は思っている人も少なくないはず。早く対策を打てないのか、役人の仕事は「火のくるま」になってから取り掛かるのが不思議で理解できない。地域住民、市町村役場は国が思っているほど元気とお金はありません。
- 介護保険での認定が要支援者に対する支援体制を整える必要がある。
- 介護保険の改正に伴い、住民参加型在宅福祉サービスの必要性が増しているように思う。
- 介護保険の増減と利用料金の変動が多い。
- 介護保険の報酬を下げられ人件費がまかなえない

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- 介護保険はサービス内容に制約が多く、利用者にとって満足のいくサービスが受けられない。制度外のサービスは利用者負担が大きいため補助が必要。
- 介護保険は算入していないが、4月から始まる介護予防・日常生活支援総合事業に申請準備中。
- 介護保険以外の部分でのお手伝いも希望があり、自費での活動も多くなっています。
- 介護保険改正により地域包括ケアシステムの構築、それに絡んで住民主体による支援活動の整備が大きなポイントとなるが、どの程度の広がりを展開できるのか、懸念を感じている。
- 介護保険改正により認定や使い方が厳しくなっておりその受け皿としてサービスへの需要が増えているが、住民参加型在宅福祉サービスだけでは対応は不十分である。地域密着で近くの地域住民によるサービス提供ができる仕組み（組織）づくりが必要とされる。介護保険制度は公の責任のもとで実施であるが、インフォーマルサービスもまた地域住民のより多様化しているニーズに対応できるための重要な民間による制度でもある。担い手の高齢化、安価な費用では先細りなることも考えられることかから公的支援策が必要とされる。
- 介護保険事業の安定経営
- 介護保険受給の増加に伴う保険料負担の増で介護保険制度の維持が心配されます。
- 介護保険制度、新しい総合事業でもカバー出来ない部分をどうするか。要介護と生活支援のみで支援できる人は限られていると思う。両者の間でこぼれおちる人たちをどうするか？不十分と思う。
- 介護保険制度が始まる前から活動しています。ホームヘルプ・外出支援移動・居場所・ミニデイナイト（お泊り）等、安心して地域で生活が継続できるように、出会った支援を求める方々の要望に応えるうちに、1つ1つの事業は小さいですが多機能の活動になりました。そのような尊厳を大切に活動が、制度の中にとり入れられると、自由がなくなり、また、制度の基準に合わせられないため、せっかくの良い活動も継続できなくなることが出てくると思います。住民参加型の良さを生かし、継続できるように支援する、柔軟な制度設計になるようにしてほしいと思います（総合事業のB型や一般介護予防の取り組みの中で、生かしてもらえない現実があります。）。住民を信用していない。協働と言いながら上下立て関係にある。
- 介護保険制度の狭間で抜け落ちる方々への支援のひとつとしても住民参加型在宅福祉サービスは必要で、柔軟に活動できることもあり、今後も不可欠な活動である。
- 介護保険制度内でできることが限られているため、病院内介助などの問い合わせが多い。院内介助もニーズとしてはとても多いように感じる。病院内のスタッフでの対応にも限界があるのわかる。
- 介護予防、要支援者への地域で支えることについては、その担い手をどのように確保するのが不透明。
- 介護予防事業をあえて今回の日常生活支援総合事業に分けた意味がよくわからない。それによって、今後介護報酬が下がるようなら困る。
- 改正の考え方はよいと思うが、地域に支え合うしくみや人材育成ができておらず、利用者や、NPOなどの小さな事業者にしわ寄せがいつている。
- 改正の度に利用出来る範囲が狭められているように感じる。これだけ高齢者が増加傾向にある中、働きかけが少ないという事を真剣に対策を取るべきであり、外国人労働者に頼っても限界もある。
- 各市町村ごとに進捗に違いがあり、また不明瞭なところもあるため、担い手(市民)がとまどっている地域もある。
- 軽度の家事支援について介護保険でもある程度対応してもらえればと思う。
- 公的支援が適用されない高齢者（独居含む）の支援の受け皿として23年前に団体が誕生しました。
- 公的制度では、家族が同居している場合、生活援助が提供されるケースは少なく、同居家族で利用者の支援ができない場合に依頼を受けることが多い。サービスの主旨を理解いただけるケースはよいが、最低賃金に満たない受取額で、公的サービスと同等の内容を求められると負担となる担い手もいる。制度の改定で、要支援者の受け皿となるには不安がある。
- 公的制度でまかなうには足りない事をどのようにフォローしていくのか。
- 行政と連携しているが、今後より一層の連携が必要と考える
- 高齢化に対応できるのか不安
- 高齢化率が上がり、ますます介護保険の重要性が高まっている中で、介護保険料等、若い世代の負担についても考えなければならないと感じている。
- 高齢社会が進むなか、行政から委託を受け「生活支援体制整備事業」を実施している。今以上に住民同士のたすけあいの力が必要であると考えている。

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- 高齢者にとって難しい制度
- 施策をすすめるために障害者福祉の予算を増やすこと。
- 2025年度の地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業計画は重要な位置を占めてくると考えております。県内約60市区町村のうち、約20市区町村（保険者）との第6期介護保険事業計画の振り返り、課題、および第7期介護保険事業計画立案に向けての、重点施策についてヒアリングを進めております。また、今後は地域密着型サービスを中心として、高齢者福祉分野での貢献をひろめていく予定です。
- 住民主体の生活支援活動の「メイン」として活動の中心として強力に推進して下さい。
- 処遇改善加算、今期より改正となったが、利用者負担増となるため、今期はⅡで実施となった。
- 処遇改善加算等でごまかしているけど、報酬本体を上げてくれないと、人手不足は解消しないと思います。これからヘルパーがいなくて誰が担っていくのでしょうか。
- 将来が見透せなく不透明である。
- 訪問B型サービスとの整理が必要。利用者も関係者も違いが分かりにくい。
- 人材不足と赤字経営が解消されない限り公的サービスの継続は、非常に困難である。
- 制度も変わる中、制度の理解を持ち、制度に対応しながら利用者視点での政策提案も行っていきたいと思っています。
- 制度改正の度に事業所は振りまわされている。これからの包括支援の方向性がみえない。
- 制度改正ごとに、公的な生活支援サービスは、狭義的になっていく印象を受ける。反面、住民主体、地域主体の助け合い活動の必要性等が主張されているが、人材育成や仕組みの浸透、運営のサポート等々、現状以上に行政も関与し住民への啓発や意識付けに力を注いでほしい。
- 生活の部分を保険で利用するのは大変難しい所がある。個々の生活の内に入り込み過ぎる事がある。
- 税金のむだ使い。従事者への給与が低い。利用料金が安すぎる。
- 前支援だった方が増える中、担い手報酬とサービス内容に矛盾が生じてくる。生きる上で生活することに困っている人の割合が多いと思う。身体的には部分だけを国が負担することになる。今後地方の負担がますます多くなっていくと思われる。
- 総合事業が始まり、まだ実態が見えにくい分、住民・介護保険利用者双方に不安の声を聞く。住民参加型在宅福祉サービスに関しては枠組みにはめることなく、今後も柔軟な対応ができる体制を確保したい。
- 総合事業として運営が可能となれば展開を検討したい。
- 総合事業になり、要支援1・2は地域で支えられる必要があるため、その受け皿となるような地域を作る必要があると考える。
- 総合事業への移行により、利用者減、収入減が見込まれる。
- 担い手不足、ヘルパー高齢化
- 担い手不足の解消のため、資格のない人でも働ける施策を検討しているが、より専門性を求められている現場にいて矛盾を感じる。
- 通院に同行するサービスが存在しないこと。
- 通所介護従事しているが、今後は人口減少対策（子育て支援）に比重を移すことが必要と考える。
- 当市では、平成29年4月より、介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、現行相当サービスと、緩和型サービスが導入された。特に訪問型サービスの緩和型については、時間の短縮でヘルパーの援助時間に問題が出てきている。市社協で行っている、住民参加型在宅福祉サービスにも、生活支援サービスがあるものの、高齢化や協力会員の減少で、実質サービスの提供ができない状況となってきており、利用しやすい形態に改革が必要と思われる。
- 認知症の人への正しい理解の啓発と、地域で最後まで生活でき、近隣住民の協力体制の確立
- 認知症や寝たきりといった特定症状の予防に力を入れるだけでなく、健康面全体に対して、住民がもっと意識を高めるような施策を進めてほしい。
- 年々、介護保険は利用者本位ではなくなっている。高齢者は“自己責任”をせまられている。
- 福祉用具・住宅改修の負担割合は早急に見直すべき。
- 分かりやすい制度へ。事業者は事業が成り立つ制度。利用者の負担の軽減。
- 平成30年の介護報酬改定において生活援助の扱いがどうなるか不安。改正内容によって住民参加型在宅福祉サービスに影響があると思う。
- 要介護の高い方の在宅支援が減少しているため、利用者の獲得に努めている。

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- ☐ 要支援1、2の対象者が制度の見直しにより、従前どおりのサービスを受けられなくなるため、この事業に対するニーズが高まることが予想される。
 - ☐ 利用者の約半数が介護保険を利用している。日中独居で家事が困難な方でも、同居家族がいることで援助が利用できない。家族の状況によっては公的サービスを利用できたら良いと思う。
 - ☐ 料金を安くすると質の低下が起きるのはと心配している。事業の継続も心配だ。
- 【障害者総合福祉法等、障害者施策】**
- ☐ 障がいがある方も住民参加型で利用できるが、ニーズの把握ができず難しい。
 - ☐ 相談員の配置（人材不足で担当者会議が遅れ、ケアプラン・受給者証申請等の作業が遅れている）、人材不足（介護員）
 - ☐ いくつかの事業所で関わっているため、実施するサービス時間が分かりづらい。
 - ☐ どの施設もいっぱい、特別支援学校を卒業しても、望んだ進路に行けない。
 - ☐ ニーズとサービス利用可能な枠とのずれがある。また、対応できる人材不足と柔軟性の乏しさを感じる。
 - ☐ ヘルパーの人数が足りない為、支給あっても自費でのサービスで行っていることもあります。医療ケアのある利用者の方が多くなりました。
 - ☐ よくやっている。
 - ☐ 介護保険との統合は反対
 - ☐ 介護保険制度が進んでいく中で、24時間介助が必要な重度障害者に対して十分なサービスが確保されるのか不安があり、今後の動向を考えていかないといけないと思っている。
 - ☐ 介護保険制度でサービスは充実されてきたが、公的サービスでカバーできない部分を補う役割として、今後も活動を続けていきたい。
 - ☐ 介護保険同等の介護支援専門員と給付管理が必要に感じています。
 - ☐ 居宅介護事業・移動支援事業受託
 - ☐ 共に支えなくては行けないが、実際には介護保険よりも担い手不足に悩んでいる実情がある。きちんと受け皿があつての施策でないと現場は大変困っている。
 - ☐ 行政から見て、障害者だからと言う感じを受けてしまう。
 - ☐ 行動援護等ニーズは増えていくが受け皿が不足している。
 - ☐ 高齢よりも、指定事業所へつながつたケースと、そこへつながらず住民参加型在宅福祉サービスを使っているケースがはっきり分かれており、重層的に共に入るケースが少ない。
 - ☐ 在宅福祉サービスの質・量の不足。
 - ☐ 事業所に支払われる介護単価が安い
 - ☐ 自立支援協議会等の参加を含め、他団体と話し合いながらどのように支援をしていくか、検討している。
 - ☐ 主に視覚障害者の外出支援をしているが、介護保険の利用が徹底していないし、比較的枠がゆるく、介護保険との使い勝手の差を感じる。
 - ☐ 重度の障がい者へのサービス提供者が不足している。
 - ☐ 重度訪問介護の方の入浴部分だけを依頼され、低対価で行っている。身体介護ではカウントしてもらえてない。
 - ☐ 障がいのある子ども（乳幼児）の施設の充実。及びデイサービス（送迎・預かり）等の充実。
 - ☐ 障害のある方のサポートにおける助け合い活動は、あまり知られていないように感じている。サービスの充実や助け合い活動の仕組みの浸透と合わせ、障がいや人権に対する理解を深める取り組みのより一層の推進が必須。介護保険や高齢者施策と同じ道をたどらないようにしてほしい。
 - ☐ 事業者の立場を考えて相談に乗ってくれる機関が欲しい。
 - ☐ 障害児（就学前）の預かり施設が少ない。料金が見合わない。
 - ☐ 障害者と言っても身体から精神など幅広く、こういった助けが求められているのか把握できてるか。
 - ☐ 障害者への理解、医療的知識などの研修に出席する機会が欲しい。
 - ☐ 障害者総合福祉支援法の地域活動支援センターを取り入れ、サロン活動も行い、高齢の方等をボランティアで受入れている。担い手はボランティアなので多少なりとも支援があると助かる。障害者と同じサービスが受けられると大変助かるのだが。
 - ☐ 障害福祉サービスの報酬単価引き下げが続いており、事業所運営が大変厳しい。
 - ☐ 障害福祉サービス事業の安定経営

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- ☐ 報酬について、特に訪問介護報酬については、介護制度と障害サービスの単価が違うことに疑問。支援は両事業全く同じようである。時には障害者の支援が大変である。改善加算を高くつけるのであれば、全体的に報酬を高くしていただきたい。事務処理の簡素化が必要。
 - ☐ 公的施策を優先して欲しい。
 - ☐ 食事サービスを対象位置づけ
 - ☐ 制度が実情に即していない。
 - ☐ 制度に関する最近情報を収集し、会員へも発信し理解を深めていきたいと思います。地域包括センター・行政と連絡を取り、利用者や家族の意志を尊重しサービス提供していきます。
 - ☐ 精神から身体障害まで、多様で難度の高い支援が必要とされているが、給付が十分ではない。複数事業を展開する中でなんとか継続しているが、単独での事業実施は不可能。
 - ☐ 精神の方からの依頼が増加傾向にある。担い手に向けた学習(制度やかかわり方の留意点など)の設定が求められている。高齢者・子育て層の課題とも重なり複合的のため、総合的な窓口や調整があると良い。
 - ☐ 担い手の研修を充実させる必要がある
 - ☐ 担い手不足、ヘルパー高齢化
 - ☐ 地域移行や地域定着支援について、保健医療福祉関係機関だけにとどまらず、宅地建物取引業協会等と連携し、地域で安定した生活が送れるよう努めているが、障害の理解や特徴について正しく理解いただく機会や虐待防止・差別解消など地域レベルによる普及啓発活動が不可欠と考える。
 - ☐ 当市は、障がい者に対するサービスの種類が少なく、利用者の選択肢が少ないと思われます。障がいのある方も住民参加型サービスを利用できますが、周知不足とニーズ把握ができていないので改善が必要です。
 - ☐ 入浴介助など、力のいるサービスがヘルパーの高齢化で大変になってきている。若いヘルパーが必要です。
 - ☐ 負担金が大きすぎるとともに、支給量が少ない。
 - ☐ 訪問介護の報酬単価が安すぎる。ヘルパーを常勤にできないため、登録ヘルパーでしか経営していけない。
- 〔子育て支援施策〕**
- ☐ 「こども食堂」のような居場所、相談支援等を行う活動について、事後対応的な福祉施策ではなく、予防的な福祉施策ととらえて、予算化されていけばと思う。
 - ☐ ファミリー・サポート・センター利用料補助制度の確立
 - ☐ 病気中の子どもを預ける公的な施設があれば良いのではないかな。
 - ☐ 0～3歳児は保育園にも入りにくく、若い世代は大変そう。母子家庭の手当も厳しくなり大変そう。子育てヘルパーの委託を受けたが、依頼はゼロ。使いづらい制度のような気がする。
 - ☐ できれば、子どもを妊娠した時点から子ども地域包括支援センター的な組織が就学時まで見守りする体制ができ、その後教育関係との連携が取れればいいと考えている。
 - ☐ ひとり親家庭のニーズ発掘をしていけば、利用者も増えるのではないかと考えている。
 - ☐ ファミリーサポートセンターでも産前産後の家事の支援ができると良いと思う。
 - ☐ ファミリーサポートセンターの仕組みが、さらに身近な近所や友人知人レベルにおいても取り組めるサポート体制(人材育成や財政面も含め)があれば、子育てにおける助け合い活動の広まりが生まれると思う。また、保育、医療、発達支援、育児の孤立予防、就学などを包括的にサポートできる団体や機関の連携やチームケアの整備も必要。
 - ☐ ファミリーサポートセンターの支援内容に該当しないが、どこを紹介すべきが困る時がある(病児・緊急時)
 - ☐ ファミリーサポート機能は行政として本腰を入れて取り組んで欲しい。
 - ☐ へき地保育所受託
 - ☐ ヘルパー不足が深刻な中、当団体が実施しているような事業所内保育に対して助成や援助が欲しい。
 - ☐ 安心して出産し、働きながら子育てができる環境づくりの強化が必要と考えます。
 - ☐ 一人親家庭の利用料補助が欲しい
 - ☐ 公的支援を受ける利用者のニーズに対応するため、市の委託事業を受託していきます。
 - ☐ 孤独な子育てにしない対策、一時保育の受け皿を広げる、子どもの健康を守る食に配慮を。
 - ☐ 公的制度では思いもつかない要望が利用者から寄せられる。困っている実態をわかって欲しい。

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- ☐ 行政の予算の関係で、依頼される子ども人数と保育者人数の比率に無理があり危険を感じる。安全第一を考えて欲しい。
- ☐ 最近、小学生の託児援助依頼が多い傾向にある。保育園児の時は20時までの延長保育と日曜・祝日の休日保育があるが、小学校に進級すると、学童保育は19時に終了し日曜・祝日の保育対応が無くなるため、保護者から「困っている」という声がファミリーサポートセンターに多く寄せられる。学童保育の時間延長・休日保育の実施等に向けた施策の充実について検討を望む。また、発達障がい児等の保育について、保護者の勤務形態等の都合により、早朝・夜間や日曜・祝日といった公的サービスの対応時間外の託児対応についての相談が自治体等を通じて寄せられる場合があるが、担い手会員は子育てを終えた一般主婦層がメインであるため、障がいの程度・特性にもよるが、対応できる会員は極めて限られ、ファミサポでカバーするには限界があり対応に苦慮している。一般児童と同様、障がい児保育の時間延長・休日保育の実施・充実に向けた検討を望む。
- ☐ 産後の家事援助期間が長くなっている傾向がある。また、精神疾患の方や介護などの家族関係の課題があるなど複合的になっている。また、母親が病気のときの支援(乳幼児の保育)や貧困課題には応えられていない。公的支援の他、支えるネットワークが必要ではないか。
- ☐ 子どもの人数が少ないこともあるが、地域に見合った施策を進めてほしい
- ☐ 子育てに関する支援が充実し、ファミサポ利用が減少。
- ☐ 子育てに対して行政施策として受け皿が少ない。
- ☐ 子育て関係NPO、行政との連携
- ☐ 子育て支援の相談やサービスの提供が多くなっている。公的サービスの条件が厳しかったり、不足しているようにもみられる。
- ☐ 子育て支援施策は充実している。しかし、ひとり親家庭や生活困窮及び、精神疾患等を抱える子育て世帯への支援強化の必要性を感じる。
- ☐ 子育て世代の負担の軽減
- ☐ 支援が必要な方に行き届いたサービスであったり、利用しやすい事業になっていくことが必要であると感じます。
- ☐ 車での送迎時の保険対応
- ☐ 受け入れの範囲を養育困難家庭としたが、それ以外の方の依頼が急に増えてきた。受け入れ事業所が少ないと思う。
- ☐ 小さなお子さんのいるお母さん（近隣に親族なし）が、病気や出産等で入院が必要となる際に、そのお子さんを深夜まで預けられるサービスが現行では市内に存在しない。当会でも対応できず、心苦しい思いを何度かしている。また、病後児保育の受け入れ人数の拡充が望まれる。
- ☐ 食事サービスの対象位置づけ
- ☐ 親が障害者である家庭の子ども達には、多面的な支援をすべきだ。
- ☐ 随時行っていきたい。
- ☐ 親子サロン活動に交通費を使わないと参加できないことがないようにしていただきたいです。
- ☐ 待機児童対策へ注目が集まるが、子育て世帯の生活水準の上昇・安定化は欠かせないと思う。
- ☐ 当市には、平成27年より子育て支援課が設置されたが、社協が推進している子育てサロンとの連携はなく、子育てサロンの助成金についても自主財源に頼っている。以前ファミリーサポートの周知に福祉懇談会を利用し連携を行ったこともある。
- ☐ ファミリーサポートなど同様の活動もあり、情報共有し連動していくことが必要。
- ☐ 病児預かり施設の充実。
- ☐ 平成29年度版『子ども・子育て支援交付金に係る実施要項』のファミリーサポートセンター事業実施要項の改正により、センター内での預かりが不可となったことから、自宅内での預かりに変更せざるを得ない状況となり、自宅で子どもを預かることに対する不安から担い手が激減していたり、障害児の安全な預かり場所が確保できなくなったりしたことから、実施要項の見直しが行われることを望んでいる。
- ☐ ひとり親家庭、低所得家庭への利用料補助があるとよい。
- ☐ 保育所が希望者全員利用できるようになれば良い。
- ☐ 行政の予算の範囲で、仕事が来る団体と来ない団体がある。また研修がほとんどない
- ☐ 要保護児童の家事育児支援を受託しているが、育児の知識が少ない母親、何らかの精神疾患を抱えている母親、また教えてくれる家族からも離れて孤立する母親が増えている。相談は多いが、支援につながりづらい。支援に入っても最終的に問題解決に至らないケースも多い。子どもの成長により支援の主体が変わることにより支援が途切れがちなことが課題。

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- 利用者の申請手続きが複雑なので簡素を望む
- 【生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策】
- 本制度関係では、現在、必須事業のみの相談・支援対応が主であり、社会資源や出口などの不足もしており、対応に限界を感じているところもある。今後、ひきこもり者や発達障害者等に対して中間的就労支援を含めた自立支援の対応が重要になってくると思われるが、新たな仕組み・資源作りが課題である。
- 生活保護世帯、ひとり親世帯のファミリーサポートセンター利用料補助制度の確立
- 担当ケアマネが就いていないので情報収集が難しい。
- ケースワーカーにすべてまかせっきりで、ケースワーカーも担う人数が多いため、見過ごしている
- フードバンクに学習支援、社会福祉法人の地域貢献として支援体制が整備されつつあるが、自尊感情の低下した方々へ寄り添う点では、地域で孤立しない関係を構築・改善することが必要であり、多様な人・職種・機関の巻き込みによる支援が欠かせない。そのひとつとして住民参加型によるサービスや支援も力強いサポーターであると考えている。
- フードバンクへの支援協力
- もっと就労継続での支援で生活を整えて自立を支援していくべきだと思う。
- ワーカーズ・コレクティブ協会主催の講座に参加することや、会の広場で就労困難な若者の、就労のための研修の場を提供していきます。
- 近年は高齢者・障害者・子育て等だけでなく、複合型の要支援世帯が多く、一つの分野だけでは解決できない困難ケースが多くなってきていると思います。本会においても、H29.3月だけでも「電気が止まるんです」との相談が3件もあり、対応策も。各機関と連携をとらないと対処できないケースが増えています。自治体では、生活困難相談員が保健所（町外）の方であり、即相談やワンストップの対応が難しいです。
- 経済的な課題と生活課題が複合しているケースが多いが、生活困窮者施策では経済的な支援に追われ生活課題の解決に手が回らない状況になっている。
- 公的には学習支援、子ども食堂などが広がりとつあり、やっと公的な支援が見えて来た。学校と地域の垣根をなくし地域課題として食環境や奨学金制度の改善をすすめていく必要がある。連鎖を断ち切るには、税金の投入含め、緊急にとりくまなければならない。
- 公的制度では思いもつかないご要望があり、困っている実態をわかってほしい。
- 公的責任の後退、地域でのサービスの縮小を懸念します。
- 困難を抱えた人の就労を受け入れる企業やNP0を応援する仕組みづくり
- 実際に本当の自立につながっているのか実態が見えてこない。
- 若年層の貧困、子どもへの貧困の連鎖など、次代を担う世代への支援の拡充が今まで以上に必要ではないかと思う。
- 取り組みが見えてこない。
- 障害者の方々とリンクするが、社会的偏見、つまり社会通念としての差別意識を何とか解消していなくては、いくら進んだ考え方をもってしても何も変わらないような気がする。
- 食事サービスを対象として位置づけ
- 野菜が豊富な産地なので、葉酸、カルシウム、たんぱく質が必要な乳幼児にわたる仕組みがほしい。
- 制度が確立していないため、金銭的に行きづまる
- 生活の格差がどんどん広がり、最近特にひどくなってきている。フードバンクの中間配達事業所として、母子家庭、生活困窮者へ配達しているが、情報を持っている市・社協が中心となって進めてほしい。
- 生活訓練等の受入事業所に報酬が入り、継続して支援を行えることで、生活困窮者も安定した生活を送れるようになる仕組みを、予防的な福祉施策として、予算化されていけばと思う。
- 生活困窮をはじめ、ケースワークで関わる中においても、既存の制度やサービスのレールに乗り切れない事例も多く、「ちょっとした支援」を住民参加型等の生活支援の仕組みと組み合わせることで展開することができれば、「ケースワークの地域化」の可能性が広がると思う。
- 生活困窮者へは自立相談支援事業と協力しながら関わっているが、制度の狭間にいる方、制度を拒んでいる方に対しどのように支援していくかが課題であると考えている。
- 生活保護は今程度を維持（職を世話する等に力を入れて）
- 相談事業と連動し、提供しているサービスの料金が支払うことが難しい世帯については、免除の規定を制定した。
- 総合相談窓口を設置、相談支援員、就労支援配置、他機関との連携

23. 公的制度について考えていること（調査票 問23）

- 多機関と調整の上、個々についてじっくり情報を共有しながら進めていきたい。
 - 地方では、生活困窮者支援でハローワークとの協力で就職を斡旋して仕事が見つかった場合でも、生活困窮者＝最低賃金ということになっている方が多いと聞きます。何年勤務していても最低賃金で、このような事では、いつまでも弱者で「働けど働けど」生活水準を上げることはできません。経営者が生活困窮者への差別感が変わらなければ何も変わらない。
 - 日常的な金銭管理の支援を必要とする人も多いと感じていますが、その部分のみを支援する制度がありません。（例：2ヶ月に1回支給の年金管理。計画的に返済する。等）
 - 福祉事務所を持たなくてよいとされる町のため、担当者もなく、遅れていて残念。
 - 生活保護家庭の実情が違いすぎる。モニタリングをしっかりとすべきだと思う。
 - 法人として行政と協力しているが、安心サービスとの連携については、今後の課題と考える
 - 民間支援も含め、多面的、継続的支援がまだまだ構築されていない。
- 〔その他〕
- 社会構造の変化により高齢者の独居・高齢夫妻だけの世帯が増え、生活支援内容の多様化が求められているが、担い手が減少し対応が難しくなっている。たすけあいの利用料は、利用しやすいよう低額におさえているが、担い手の受取額が介護保険での受取額と差が大きくなると、たすけあいの担い手がいなくなってしまう。
 - 地域が行政中心で、例えば災害があった場合、住民同士の助け合いに頼る「変なしくみづくり」社協が介護保険事業に対して熱心で、「後見人制度」本来しなければいけない事業に対しては、人数が不足していると言う逃げ腰。住民はとても困っている。
 - ①生活保護受給世帯が増加しているが、ケースワーカーの力量の低下が目立つ。本当に毎月訪問しているのか疑問である。②国民年金受給者の方が、生活保護受給者より月額が低いと言う話を聞く。一番厳しい生活をしているのは、国民年金受給者ということになる。声に出して言えないで生活を送っている方は数多くいるはずである。生活保護世帯では補償される冬期間の灯油代等はなく、食費代を減らして灯油代に回している方が多い、この矛盾を国はどうとらえるか、どう対応するのか、どう取り組むのか期待しています。
 - 移送サービスの必要性についての認識が弱い。
 - 加齢による自動車運転免許証返納者の移送について、有償福祉運送の利用対象に該当できないか。
 - 介護事業が出来てからの20年、本当に良かったか考えさせられる。普通の人間が普通に手伝える社会構築ができないままになっているのでは。
 - 介護保険制度のマイナス改定のダメージが大きく、自主財源の確保が困難。事務職の給料確保をしていただけない、今後の不安は増大。市は、総合事業への移行には社協に期待を寄せてはいるが、事務職員は手一杯の状態、人件費や手当等がない限り、協力は不可能に近い状況である。
 - 介護保険制度の改正のたび、事業者も利用者も厳しさが増すばかりである。2000年の制度施行に当たり、自主的にたすけあいの会を立ち上げ、ヘルパーの資格を取得し活動していたヘルパーを見込んで制度を施行したにもかかわらず、ヘルパーの報酬は安く、加算で補おうとする国のやり方には不満である。大手が参入し、NPOのようにきめ細かく利用者に添った展開をするサービス事業者は不安が募るばかり。福祉行政が逆行していることは否めない。国の目標は理想にすぎない。
 - 介護保険法改正に伴う家事支援部分（訪問型A）への介入を検討したが、結論は保留
 - 空家活用が法制化されると聞きます。①空家の家主との交渉。借りる際のルール作り。耐震強度の点検を行政が行い市民活動の拠点として提供されること。②そしてこのためのお金の流れは、高齢障害子供の縦割りではなく、共通の福祉基盤整備として提供されること。③継続的ボランティア活動の保険制度ボランティアは集まれば大きな力になりますし、それには常に集まれる拠点と安心が必要です。
 - 現在、社会保障制度の動向も鑑み、中・長期の福祉ビジョンの策定中です。市と地域包括連携協定を結び、他市区町村においても動揺に検討を行っています。また、県内市区町村と「高齢者見守り協定」の締結を行っています。
 - 公共交通機関が利用できない障害者・高齢者の移動支援が市にはないので今後も担っていくが、補助金等（寄付金）の制度があれば利用したい。
 - 行政はあてにしないので、私たちの手で何とかしないと。

23. 公的制度について考えていること (調査票 問23)

- 高齢者・障害者・子育て・生活困窮は対象が重なるところもあるでしょう。特に10年後の社会・経済状況を想定すると、子どもの貧困・格差の問題は解決にむけて重点ではないでしょうか。地域課題としては、高齢者施策のように、社協や地域包括支援センター(のような)が地域課題の相談窓口になり、地域の担い手団体やボランティアが支えあって支援していくようになっていけたらと考えます。
- 子ども達の命を預かる仕事としての責任の重さに対し、時給の安さ。
- 市民が福祉に真剣に参加すべし
- 縦割りが解消されていない。
- 親の介護のため仕事をやめたりしている子どもが、親が亡くなったあとに仕事がなく、生活できなくて困っている。(親の年金で生計をたてているため)
- 担い手が不足しているが、新たな担い手として登録する人も少ない。安定した担い手の確保が必要と考えている。
- 担い手の確保について、行政と共同で行っていければありがたい
- 地域の関わりを大切に、地域の人々が安心して住み暮らせる地域福祉に寄与したい。
- 特に訪問介護員になる人がいない。これからの介護保険・障害者福祉サービスにおいて、在宅生活が維持できるのか。地域総合支援事業は、高齢者、障害者、子ども全般にわたった支援を考えていく制度であるから、市町村はもっと早急に住民へ周知をし、ボランティアを養成していかなければならないと思う。
- 有償ボランティアに対する無理解は根深いです。

24. 現在直面している活動の課題（調査票 問24）

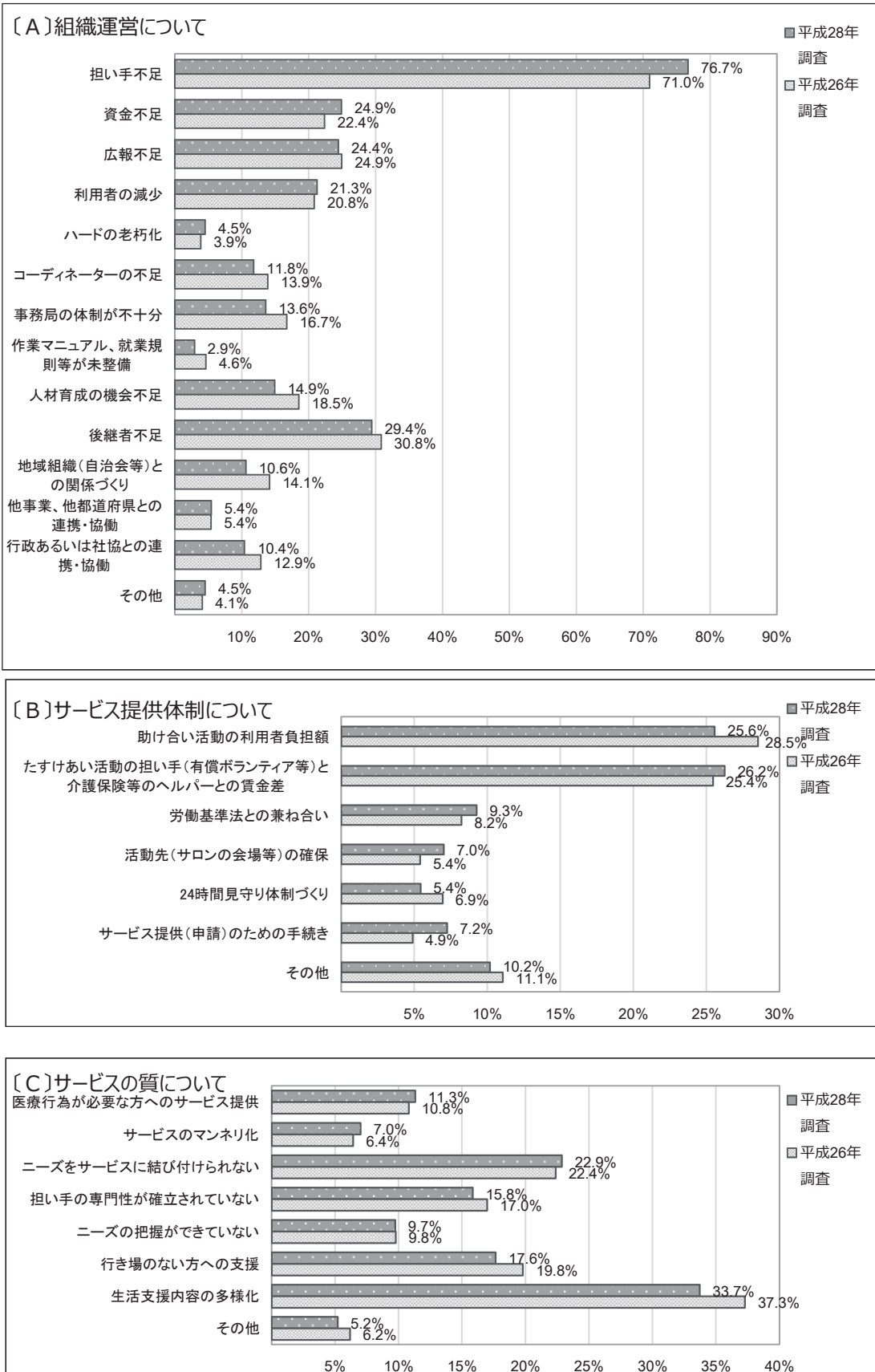
○現在直面している活動の最も大きな課題は、組織運営では「担い手不足（76.7%）」、サービス提供体制では「たすけあい活動の担い手（有償ボランティア等）と介護保険等のヘルパーとの賃金差（26.2%）」、サービスの質では「生活支援内容の多様化（33.7%）」がそれぞれのトップとなっている。

■図表78 現在直面している活動の課題

選択肢<MA>	平成28年調査				平成26年調査			
	該当する課題		最も大きな課題		該当する課題		最も大きな課題	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
〔A〕組織運営について								
1: 担い手不足	339	76.7%	93	22.4%	276	71.0%	115	32.0%
2: 資金不足	110	24.9%	13	3.1%	87	22.4%	16	4.5%
3: 広報不足	108	24.4%	2	0.5%	97	24.9%	7	1.9%
4: 利用者の減少	94	21.3%	14	3.4%	81	20.8%	8	2.2%
5: ハードの老朽化	20	4.5%	0	0.0%	15	3.9%	1	0.3%
6: コーディネーターの不足	52	11.8%	4	1.0%	54	13.9%	8	2.2%
7: 事務局の体制が不十分	60	13.6%	7	1.7%	65	16.7%	8	2.2%
8: 作業マニュアル、就業規則等が未整備	13	2.9%	1	0.2%	18	4.6%	2	0.6%
9: 人材育成の機会不足	66	14.9%	1	0.2%	72	18.5%	6	1.7%
10: 後継者不足	130	29.4%	14	3.4%	120	30.8%	26	7.2%
11: 地域組織（自治会等）との関係づくり	47	10.6%	9	2.2%	55	14.1%	8	2.2%
12: 他事業、他都道府県との連携・協働	24	5.4%	0	0.0%	21	5.4%	2	0.6%
13: 行政あるいは社協との連携・協働	46	10.4%	3	0.7%	50	12.9%	6	1.7%
14: その他	20	4.5%	2	0.5%	16	4.1%	4	1.1%
〔B〕サービス提供体制について								
1: 助け合い活動の利用者負担額	113	25.6%	34	11.9%	111	28.5%	36	14.4%
2: たすけあい活動の担い手（有償ボランティア等）と介護保険等のヘルパーとの賃金差	116	26.2%	26	9.1%	99	25.4%	50	20.0%
3: 労働基準法との兼ね合い	41	9.3%	4	1.4%	32	8.2%	8	3.2%
4: 活動先（サロンの会場等）の確保	31	7.0%	9	3.2%	21	5.4%	5	2.0%
5: 24時間見守り体制づくり	24	5.4%	6	2.1%	27	6.9%	5	2.0%
6: サービス提供（申請）のための手続き	32	7.2%	8	2.8%	19	4.9%	9	3.6%
7: その他	45	10.2%	13	4.6%	43	11.1%	27	10.8%
〔C〕サービスの質について								
1: 医療行為が必要な方へのサービス提供	50	11.3%	8	2.6%	42	10.8%	10	3.6%
2: サービスのマンネリ化	31	7.0%	5	1.6%	25	6.4%	4	1.4%
3: ニーズをサービスに結び付けられない	101	22.9%	22	7.2%	87	22.4%	29	10.4%
4: 担い手の専門性が確立されていない	70	15.8%	15	4.9%	66	17.0%	18	6.4%
5: ニーズの把握ができていない	43	9.7%	10	3.3%	38	9.8%	10	3.6%
6: 行き場のない方への支援	78	17.6%	13	4.3%	77	19.8%	13	4.6%
7: 生活支援内容の多様化	149	33.7%	34	11.2%	145	37.3%	63	22.5%
8: その他	23	5.2%	7	2.3%	24	6.2%	8	2.9%

24. 現在直面している活動の課題（調査票 問24）

■図表79 現在直面している活動の課題・経年回答傾向



25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

類型

類型A 住民参加型団体

- (1) お弁当作りを中心として行ってきた団体だが、時代のニーズ（管理栄養士の配置義務、衛生面の強化も含めた固有の調理施設の必要性など）についていけず、民間のお弁当宅配業者にその任を渡してからは、高齢化の波も同時に課題となり、新たな活動を模索することができずにいる。(2) 会の組織当初の考えが、今の介護保険改正に伴う総合事業の考え方と同じであるため、新たな住民サービスの可能性を模索する際にアドバイスをいただけるよう、協議体の委員として関わっていただいている。 A
- (1) がんの終末期を在宅で過ごす方が増えている。介護保険制度の給付ではたりない（介護制度によって）ところを、ふれあいサービスで補充し支援している。(2) 通院の送迎。特に透析の方の週3回（1日朝8:00～9:00、昼13:00～14:00）の送迎が増えてきているので対応に追われている。(3) 一人暮らしの高齢者がスーパーへ行き、自分で買い物を楽しんでいる（送迎利用）(4) 日光への旅行。二社一寺、特に東照宮は階段が多く、障害者・高齢者は拝観が難しかったが、14、5年前から車椅子介助で支援している。3年前からボランティアで支援、最近海外からの障害者も支援している。(5) 5年前、居場所「ほっとウエーブ」を開設。昼食希望者300円にて週3回開催。 A
- 担い手の力量低下：生活費を少しでも欲しいという人が増えているため、活動料が低いとやめてしまう。利用者に不満をもちます。 A
- (1) 介護員の不足、掲示板で常時募集広告。会員の知人など縁故関係。地域の新聞に求人広告。他団体と一緒に、募集の合同説明会を実施した。(2) 介護員の高齢化、若い会員の研修受講の機会を応援。（スケジュール調整など）仕事量を調整している。 A
- (1) 会員の高齢化と担い手不足に対しての取り組みとして、セミナー開催して呼びかけている。(2) 中間支援団体の機関紙に、人材募集の告知を掲載依頼した。募集チラシも関係諸団体に設置依頼した。 A
- (1) 会員用のチラシを作成し、募集の声掛けを行っている。(2) 後継者の育成として、他団体の方との交流や情報交換等させて頂き、知識力や人材力を養っている A
- (1) 活動の実際を理解してもらえるように、広報時には活動の事例を掲載する。(2) 難しい事例も、活動できる人がいたら、できるだけ対応する。 A
- (1) 後継者問題—総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、市の協力のもと、全国レベルで人材を募集している。(2) 助け合い活動の利用者負担額の問題—利用者の負担を増加させるには無理があります。当法人は認定法人で収益事業が認められているので、今期から本格的に収益事業をスタートすべく準備を進めている。(3) 医療行為が必要な方へのサービス提供の問題—近隣病院と提携の話を進めており、今期の後半には実施できるよう進めている。 A
- (1) 昨年度、助け合い活動の内容を、安否確認やたまり場を増やし充実させたが、利用する人がほとんどいなかった。(2) 市内数か所の公民館や集会所を借りて、「カフェみずほ」を開催し、市内全域にも知名度があがるように活動した。近くの利用者や介助者が参加した。 A
- (1) 事務局機能の強化（人員体制の見直しと育成を進める）
(2) 担い手確保や活動の拡大を進めるため、活動の周知として広報活動の強化や、担い手養成のセミナー等を実施する A
- 助け合い活動の担い手不足、会員の高齢化が深刻な問題です。講習会を行ったり、募集をしてもなかなか解決されませ A
- (1) 前売りサービス利用券の売掛金増加に伴う未使用サービス券の処理・対応。(2) 市の受託事業に関する労働安全衛生管理体制の拡充。 A
- (1) 組織運営については、地域の自治体に当組織のチラシを置かせてもらったり、一般の方参加OKの研修会などに配布したり、ホームページ作成を計画中。(2) 賃金格差については常に検討中。(3) サービスの質については、介護技術はもちろん医療的行為の研修や実践を毎月のヘルパー研修で盛り込む計画。 A
- (1) 組織体制の再構築（代表の交代）、(2) 研修の実施体制の整備 A
- (1) 担い手が支援する方への「援助目標」を入れて支援をするよう、また「できること」を重視し生活行為を広げるよう努めている。チームとしての目標を共有する。(2) 記録の重要性を担い手（ヘルパー）全員が理解するよう指導している。(3) 専門的知識技術が必要となり毎月研修を実施している。 A
- (1) 担い手確保のために、ハローワーク等への求人情報掲載。職員やヘルパーの友人、知人等への声掛け。専門学校への有資格者の紹介依頼を行っている。(2) その他の課題に関しては、担い手不足が解消することで、自ずと解決していくと考えている。 A
- (1) 担い手不足、後継者不足が今後の不安材料である。(2) ハローワーク・新聞広告等、手をつくして募集をしているが人材が集まらない。(3) 改善の取り組み前にすることがあるのではと思う。 A
- (1) 担い手不足、常にボランティアを募集し、自然減を防止する。広報に重点を置き、認知度を高めるため財政を多く使う。(2) 相互理解、利用者もボランティアも同等の「おたがいさま」を理解した上で活動できるようコーディネーターを置いて円滑な運営に努めている。 A
- (1) 担い手不足・後継者不足・地域組織との関係づくり→子育て支援グループや他のボランティアグループ、その他係わりのある団体との連携協力を強化するため、他団体や地域組織の活動に参加する。(2) 行政あるいは社協との連携・協働→介護保険運営委員会やまちづくりに関する委員会に委員として参加する。社協の理事として、小地域福祉の推進に協力する。(3) 労働基準法との兼ね合い→担い手の理解・事務局の理解・法人内部の理解。労働者ではない、給与ではない、助け合い活動であることの共有のための話し合いの繰り返し。帳票類の明確化。 A
- (1) 担い手不足については、年1回の「ミニコンサートと市民福祉講演会」でボランティアの参加を呼び掛けている。これはと思う人に声をかけている。(2) 資金不足については、会員の拡大、助成金の情報を収集する等に努めている。 A
- (1) 担い手不足に対しては情報が入り次第相談。(2) 上記により社協情報センターの情報を全て受けられない。 A
- (1) 担い手募集方法の検討、(2) リーダー研修等の検討 A

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

	類型
○ (1) 利用者のニーズに応えるための事業の見直し、(2) 長期ビジョンの策定、(3) 職員への理念の再確認、(4) 運営規定等 の見直し、(5) 職員間カンファレンスの確実な開催、(6) 運営側と担い手側の親睦行事	A
○ (1) 利用者の高齢化により介護保険サービスへの移行等があり終了する事があります。(2) 制度の利用ができない方の緊 急依頼がありますが、担い手不足により断ることがあります。	A
○ (1) 利用料金の改訂をしたいけれど、応援者には申し訳ない事であるが、利用者の事も考えると料金改定にはふみきれな い。(2) 28年度はわずかながら黒字(助成金含む)であったので、このまま料金は据え置く。	A
○ (1) 活動者の不足と高齢化が激しいので、イベント等を行っている。(2) 毎年研修を実施(1回千円支給)。(3) 研修会 (12回)の内1~2回をオープン研修として、関係者に参加を呼びかけている。(4) デイサービスにもオープン日(クリ スマス等)を年間に1回呼びかけている。(5) デイ(地域密着型通所介護)の運営推進会議も実行している。	A
○ (1) 資金不足は賛助会員を増したいのだが、広報不足。(2) 担い手が高齢化しているので、若い世代への協力を求めている 。(3) サービスの単価を上げることはできないので、公的資金を望んでいるが難しい。	A
○ 10年以上前から活動に取り組んでいる。ニーズは人それぞれであり、個々に応じて相談にのり、ていねいに実施してき ているつもりでいる。今ここに来て、改めてこの活動の重要性を感じるが、行政やケアマネ等、「何をやるの?」 「やってくれるの?」から進まない。選択肢の一つと考えてもらえればいいのだが、この活動を広めていく事の難しさ を思う。	A
○ (1) H28年に認定NPO法人になり、より公益性と非営利性の備った法人として経営・運営体制を整備し、地域福祉を支え る。(2) 地域の居場所活動の推進(みんなの居場所&子ども食堂/H29年2月~)。(3) 「看取り、重度認定」の方々か らの訪問看護要望に対応した訪問看護ステーションの開始/H29年4月~。(4) 上記事業を契機とした、認定NPO法人と しての活動の再編スタート(第2次創業期)。	A
○ NPO法人の活動について、行政や地元住民の理解が得がたい。随時、啓発活動を行っている。	A
○ いつも担い手不足。通りに面した場所に担い手募集のポスターを作り貼っている。	A
○ 生活協同組合のくらしの助け合いの会の広報活動として、店舗内でチラシ配りをしたり、会員に協力を頂き、口コミで 会を知らせられるよう、多めにチラシを持ち帰ってもらっている。	A
○ この活動を始めたばかりの時は、利用者で活動する方の組み合わせができていたが、サービス不可能なものが多くなり 、休眠している現実が続いた。今後は、生活支援体制の構築や地域内での通いの場等について、地域内支え合い体制 の構築について「協議体を設置し、地域住民とともに具体的に検討を進めながら、活発な活動に生まれ変われるように 取り組んでいきたい」と考えている。	A
○ これまでせっかく育ててきた若いヘルパーが、育児のために現場を離れ、結局離職してしまう事が多かった。安心し て育児をしながら短時間でもヘルパー業務を継続し、復帰しやすくするために、チャイルドルームを整備して低料金で 利用できる事業所内保育を始めている。幸い、保育士資格を持つスタッフが4名おり、無認可ながら市に届け出をして事 業を始めている。現在2名のスタッフがこの保育を利用しながらヘルパー業務に就いている。重度の身体介護の担い手と して養成し、高齢化したヘルパー後継者として。また、この制度を利用して若手ヘルパーが集まってくれることを期 待している。	A
○ たすけあい活動を担っていただく方(ヘルパー)が不足しています。資格を持っているヘルパーも介護保険事業との賃 金格差が大きくなり、仕事も頼みづらい状況になっています。	A
○ フォローアップ研修の実施。	A
○ フリースペースを設置しているので、情報交換、情報提供を行うことで、みんなに活動の内容を知っていただき、協力 を求めるようにしている。	A
○ 介護度が認定される前の、高齢者のちょっとした困りごとの支援が中心です。支援しながら本人にも動いてもらい、体 力的に改善されるようにお話ししながらのサービスに重点をおいています。	A
○ 介護保険の導入で利用者が激減し会員数も減ったため、筋トレ教室を行い、声かけをして会員拡大をめざしている。	A
○ 会設立(1985年)から今年は33目を迎え、当初、地域福祉に賛同し活動を始めた40歳代が、今やもう70歳代となり、 今なお元気に活動しています。また、祖母が世話になったからと孫の参加、親が世話になったからと娘、息子の参加 と、うれしいことも多いが、今後は労多くし益少ない在宅支援の人材発掘のため、宣伝活動、外部活動を増やしていき ます。	A
○ 改善のための取り組みはまだ進んでいません。担い手、後継者不足の中で、地域に福祉のために役立ちたいと願い23年 間続けていますが、今後永遠の継続は難しいと考えております。早急にどう対処していくか大きな課題です。	A
○ 各々の課題に対して、決め手となる取り組みはまだ探せずにはいますが、バザーや子育てメッセの参加などを通じて、団 体の存在を知ってもらえるよう努力している。ホームページなどで人材募集はしているが反応はない。	A
○ 各事業の活動理念の共有と、取り組みの見直し。	A
○ 活動が先細りしており、今後の展開について考える時期がきている。	A
○ 活動資金の不足が大きい。現在は県より路肩除草の受託をし活動資に充当しているが、いつまであるのか見通せない。	A
○ 活動者の足なみをそろえる。やりすぎても不足でも良くないので注意している。	A
○ 緊急時の体制が個人情報のしぼりで充分でなく、うまく連携がとれない場合があるため、至急に改善する必要性を感じ ています。	A
○ 3年間の助成金がH29年度で終了。自治会や社協からの助成金も限られているので、今後、事務局の件費等の支払いも 厳しくなり、有償ボランティアは頼めない。寄付金も難しい。車両、携帯、ガソリン代等、最初の立ち上げの頃と同 様、個人持ちとなる可能性が高い。地域福祉と行政は宣伝するが、行政からの支援は1円もない。住民立ち上げの組織 の継続は維持できないだろう。	A
○ 研修の参加。	A

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

	類型
○ 現在、病院受診時（院内）の見守り支援のニーズが増えている。しかし、当会の会則では対応できない。今後、会員と協議しながらニーズに対応できる体制を構築してしていきたいと考えている。	A
○ 現在の所、会員数・支援者数とも安定しており順調な活動ができています。一方、寄贈を受けた車いす2台固定型・8人乗りの車を15年ぐらい使用していますが、使用不能になった時、車両が確保できるかどうか心配しています。	A
○ 広報活動の強化、利用おすすめのチラシを作成して、町内や支援センターなどへ配布。後継者も含め担い手不足で具体的なおすすめ活動にも限界がある。	A
○ 広報面で問題があり、そのつど良い方法がないか、また、潜在的な利用者がいないかを会員とも話し合い、知らせていただく。	A
○ 高齢化した担い手は、いずれ利用者として生活支援を行うことが求められる。	A
○ 今までの活動歴で多様化してきた任意活動を一本化して整理。やむをえない値上げも各利用者に書面了承いただき、今後の利用増にむかう体制を整えた。	A
○ 今回の介護保険制度の改定での「基準緩和型の生活支援（所詮A型）」への対応が、介護事業者登録をしていないNPO団体として苦労しています（運営面）。（「介護事業者としての条件」と合せる事項多い）	A
○ 今後に向け、あらゆる方面から人材の確保に努めるつもり	A
○ 最近、特に若い年令（60歳以下～60歳代前半）の会員が減少し、若い方々の入会がほとんど無いので、仕方なく私たち高齢者（70歳以上）が活動に出かけるケースが多くなって来た。また、新しい利用者が現れても、依頼内容や頻度が多い場合は活動者を選択するのが難しく、お断りせねばならない時もある。従って、そのようなことにならないようにしようと思ひ努力はしているが、予算の関係もありできるだけ費用をかけないように、現在の会員に口こみで友人知人に声掛けしたり、同好会やサークル活動に参加を促し、入会を募っている。が、なかなか思うようには集まらないのが現状である。また、以前に活動していた会員が逆に利用者側になっているケースが何件がある。	A
○ 支援スタッフの情報の共有化（利用者についての）、支援の統一。	A
○ 資金不足ためにボランティアに頼るしかない状態だが、スタッフも日常業務に追われて、改善のために取り組む余裕がないのが現実です。	A
○ 資金不足で会の運営状況は大変厳しいのが現実です。ヘルパーにも最低賃金でやっていただかなくてはならず、高齢化の問題など課題も山積しています。このままでは会の存続も厳しいのではないかと思います。	A
○ 車輦リースをして、H23～28年まで移動サービス運営していましたが、経費がかかるのでリース車を解約し、自家用車の提供をお願いし、29年からは担い手報酬に還元する。	A
○ 若い世代のボランティア育成推進を進めて行きたい。	A
○ 常駐の事務局員を確保できないため、提供会員の協力を得て、電話当番を置くことでサービス依頼の対応を行っている。現状は毎月定例の役員会を開催し、情報共有に心がけている。	A
○ 情報を得るため、研修会などに出席。	A
○ 職員募集の広告を折り込みチラシやネット情報で拡散している。医療行為をできるようになるための研修を受講している。	A
○ 精神障害者の家族会は任意団体で、サロン維持が困難でNPO法人にしたが、高齢者が多く、事業拡大や利用者の責任についての補償等確立できない。また障害者福祉サービスの地域活動支援センターを立ち上げたが、今までのサロンへ来られる方の対応が困ってる。障害者と高齢者のサービスを一緒にできるととても助かる。サロンで憩える高齢者で、昼食を一緒にできるだけ日中活動の居場所として手作業をしていき、障害の方は自立にむけて各作業・活動を取り入れて行きたい。	A
○ 担い手(人材)が不足…限られた少数人数でできる範囲の活動をしている。	A
○ 担い手が高齢化傾向にある。期待した団塊の世代による担い手としての入会がない。現在は、担い手に対しては受取額はゼロであり、このあたりが入会の少ない要因かもしれない。今後の課題である。	A
○ 担い手不足（専業主婦の減少）により、単発依頼の重複に対応できない→パンフ、チラシ配布・登録者による紹介を呼び掛けるが、定期仕事でないため人が集まらない。	A
○ 地域組織、活動団体との連携推進及協力体制づくり。	A
○ 定例会で話し合っているが、改善策が出てこない。	A
○ 提供者の老齢化が進み、後継者の不足に悩んでいる。改善のための方策があれば教えて欲しい。	A
○ 当会は、会員制・相互扶助で、平均年令67歳。73歳以上が35人中23人、その中で一人暮らし5人。介護保険のサービスを受けている人あるいは元気に頑張って居られる35人の方々へ、年2回「日常を教えてください！」の往復はがきを出します。返ってくるはがきの文面は、その方の日常を切り取った様子が読み取れます。もちろん返事のない方には電話が訪問をしています。30年近く活動を続けているためか、飾りのない心のうちがチラチラするおたよりなのです。ありがたいです。年なりの自己との闘いを続けている方々です。	A
○ 年金で暮らせる介護保険事業所を目標に、食事料の見直しに入ります。	A
○ 会員の補充ができず、活動人員が平均年令70歳後半でこの先を考えると不安です。先細りが見えていますので苦しい毎日です。ボランティア活動に限界を考えています。	A
○ 利用者の減少により収入が落ち込んでいる。個別の勧誘を勧めている。	A

類型B 社会福祉協議会

○ 本会広報紙に協力員募集呼びかけの記事を掲載したり、協力員から知人への呼びかけを行っている。また、本会に対応できない方については、市の関係機関等と連携をもち支援を行っている。	B
--	---

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

	類型
○ (1)現状 平成27・28年度は、住民参加型在宅福祉サービスに関する社協への相談やニーズ、利用会員と協力会員の新規加入はなく、活動実績もありませんでした。背景には、各訪問介護事業所が給付外で実施している独自の生活支援（当社協においても実施している）や、シルバー人材センターの取り組みの浸透があるものと分析しています。	
(2)見通し 今後は、市から委託されている生活支援体制整備事業の中で、サービスの実施体系を社協型から住民主体型へと移行していきたいと考えています。社協としては、住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げノウハウの提供、連絡会議や研修会、保険加入の取次ぎなど、運営のサポート役として実施主体と関わります。また、今年度は、県社協のモデル事業「有償助け合いサービス立上げ支援事業」に、当市に7つ組織されている地区社会福祉協議会のうち、一地区がモデル指定を受け、サービスの実施主体としての一歩を踏み出す準備を進めることになっています。	B
○ (1)ボランティア交流会など、活動の魅力をアピールできる機会を検討している。(2)違う角度から、例えば、雑誌にでている記事なども参考に「暮のお掃除教室」などを開催し、自分の家庭にも役立ち・地域社会のためにも役立つような参加促進を図る手法を模索している。	B
○ (1)依頼会員に「相互援助」と意識を伝える。(2)住民参加型のサービスでは、人によって気づくことが異なったり、個人の思いが入ってしまうことがあるため、研修会等で意識統一を図るようにしていきたい。(3)担い手の賃金改正を検討。	B
○ (1)活動の担い手の確保→ホームページやフェイスブックの活用、ポスターを作成し掲示、子育て世帯の参加のために、協力会員説明会時に一時保育の実施。(2)研修の充実→前期、後期と分けて、同様の内容を2回実施を行い協力会員の資質向上を行い、活動につなげる。	B
○ (1)研修を実施し、活動についての啓発をする。(2)資金不足により会場の確保が難しいという現状があるので、助成金制度の見直し等を検討。(3)交通へ不便を感じている方へ行政とともに新たな仕組みを検討。	B
○ (1)研修会を開催し担い手の増員につなげると共に、現会員の資質向上に取り組んでいる。(2)事務作業を効率化させるため、他市町村より情報を収集している	B
○ (1)現行の生活支援サービスについては、担い手不足・高齢化等で軽微な生活支援にしか対応できていない状況になっている。(2)介護保険改正・生活困窮者自立相談支援など、「地域づくり」がキーワードになってくると考えているが、新たな人材発掘や資源の発掘・発見が必要と考えている。ただし、現状では、担い手の高齢化など既存のつながりだけではなく、新たな機関や団体と連携を広げていくことが求められていると感じているが、まだこれからである。	B
○ (1)個別に各家庭に支援に入る地域支援員を対象に、情報提供や地域支援員同士の意見交換を目的に、地域支援員連絡会を年間2回実施している（地域支援員同士で、こんな時どうする・どうした、を情報共有する中で、地域支援員が活動の中で一人だけでストレスを溜めないための取組み）。(2)複雑多様化する生活支援ニーズに対応するため、地域支援員のスキルアップ講座を平成27年度から実施している。	
(3)市社協で実施(H22.5～)して来た「住民参加型生活支援事業」を各地区社協主体の事業として移行（H25.10月から順次移行：市内20地区社協中、5地区社協で実施中）し、その地域の住民が個別課題に遭遇する中で、地域課題に気づき、地域で支え合う限界点を高める活動をしている。一方で、市が新しい総合事業としてスタート（H29.4～）させた訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス：市家事援助ヘルパー制度）を実施する中で、生活支援事業を実施する5地区社協から、制度の違いや地区社協で生活支援を実施する意義等についての疑問が寄せられ、生活支援事業を展開する5地区社協と市社協との連絡会・懇談会を実施し、事業の違いや市の考え方、地区社協で事業展開する意義等の情報提供と懇談をする中で、共通理解を得た。	B
○ (1)地域づくりのための地域ボランティアの活動（居住地域の方々の支援により、安心して地域の中で生活ができるための活動）の視点では、地域の協力により、孤立していた方が地域の中の1人として安心して生活ができるようになった時には、この活動の担い手とともに喜んでいきます。(2)相談される内容が多様化してきており、基準を定める必要性和担い手の専門性が課題になってきていると感じています。	B
○ (1)今年度より、担い手の年齢要件を撤廃した。(2)平成28年度の中旬までは、草むしりや窓拭きなど、大掃除にあたりと判断した内容は活動不可だったが、後半より家事支援の範囲であれば可とした。	B
○ (1)作業マニュアルの整備検討。(2)利用者の依頼を明確化し、依頼書にもとづいた活動の実施。(3)利用者の選定（金銭の管理、時間の管理能力の有無を確認）。	B
○ 昨年度から当市では訪問型サービスBがスタートし、当団体が実施しているサービスと内容が類似していることから、双方が効果的に事業展開を進めていくための協議を実施したい。	B
○ 支援員確保のため、支援員の他事業活動状況を確認し、調整。	B
○ (1)担い手が高齢化→チラシ等で呼びかけ、(2)利用者の減少→サロン等でチラシ配布、(3)独居増、過疎化のため、除雪の担い手がいらない。利用者の周りに人がいない→地域の協力を得る、(4)ご近所、地域との人間関係が希薄→地域・民生委員・自治会に投げかけ。	B
○ (1)担い手の解消に向けては、法人内の部署との連携により情報収集を行っている。団体の広報紙のほか、他団体の広報紙の活用し、担い手の募集を図っている。	B
○ (1)担い手の確保のため、年4回定期的に登録説明会を開催、(2)時短のため登録説明日に基礎研修をセットして実施し、参加者の負担を軽減	B
○ (1)担い手育成の為に講座開催、(2)広報紙での担い手募集。	B
○ (1)担い手不足→広報の充実（広報先の拡大・ポスターの内容充実など）を検討中、(2)相談を受けてから活動に入るまでの手続きの簡略化→よりスピーディーに対応できるよう検討中。	B

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

	類型
○ (1) 担い手不足については、特に担い手の必要な地域（エリア）や年齢層をねらって、協力会員を通じての口コミや、募集のポスターを掲示している。今後、募集時期を見極め、広報紙等で募集記事を掲載していく予定。(2) 有償ボランティアであって労働ではないという位置づけで、報酬を最低賃金より低く設定しているので、介護保険のヘルパーとは同じ業務を行わない。（家事援助のみで介護を行わない。介護保険優先など）、(3) 関係機関・団体との連携を強め、お互いが出来ない部分を補完し合うようにしている。	B
○ (1) 担い手不足解消のため、PR方法の改善、(2) 利用者のニーズをどう満たしていくか、係内での検討。	B
○ (1) 担い手不足については、有償ボランティアとして福祉で活動したい人が減ってきている。特に若年層を募るのは難しく、賃金をアップすることを検討している。(2) 医療行為については、技術的に困難なものは原則やらない。ただし、在宅酸素使用者など、家族が許可する場合に限り見守りなどで訪問している。	B
○ 地域で活動している住民参加型在宅福祉サービス団体との情報交換	B
○ (1) 内規（要綱）の見直し、(2) コーディネーターが運営事務を兼務しているので、事務マニュアルの作成や事務作業の効率化を図っている。	B
○ (1) 年1回通信を発行し、自治体の広報に挟み込んでいる。(2) その紙面上で、草刈や雪かきの協力会員を募集している。(3) 事務局の引継ぎを進めていく予定。(4) ニーズとしては送迎が多くあるが、国土交通省の法律でグレーゾーンのため、サービスとして受けられていない状態（他サービスでは取り入れつつある。送迎中の時間は有償とカウントしない等の明記・お墨付きが欲しい）。(5) 学習会の場で、規約を読み合わせたり、問題提起することで、サービスの質を合わせていきたい。	B
○ (1) 利用会員、協力会員の減少に対しては、研修会の内容の工夫や広報での呼びかけ・案内をしている。(2) ペットの散歩や庭の草取りなどの問題があった活動内容については、活動対象から外している。シルバー人材センターなど他団体を紹介している。(3) 訪問時に独居で容態が思わしくない方の場合、協力会員が負担に感じたり自分が辞去した後のことをとて心配してしまう。そのようなときはセンターに連絡をもらい、センターのほうからケアマネージャーや親族に連絡を取り迅速な対応をお願いしている。(4) 市民の要望するニーズと団体が提供できるサービスにずれがあると感じているので、今後検討していきたい。	B
○ (1) 利用会員への聞き取り調査、(2) 協力会員へ連絡会による意見聞き取り・アンケート。	B
○ (1) 利用者に訪問して話をきく、(2) 協力員さんの活動の中で気になる事は、連絡をもらい対応する。	B
○ (1) 新たな担い手を募集するために、年に1回説明会を計画、(2) 活動中の担い手のスキルアップのために、研修会を年に2回計画。	B
○ (1) 送迎についての依頼に対応できない、(2) 活動までの調整に時間がかかる、(3) 長時間かかる活動依頼に対応できない、改善→他のサービス機関を紹介している。	B
○ サービスの質に差が生じないよう協力会員に対し研修を行い、利用者に対しては専門性のある支援は難しいことを伝えている。	B
○ サービスの必要性に対応した内容になっていないため、使いにくいという声をいただくためサービスの見直しをする必要はあると考えている。しかし、生活支援体制整備事業との兼ね合いもあり、今後の動向がわからないため現状のままとなっている。	B
○ そのつど、班長と話し合い、課題を話し合う。	B
○ 担い手の協力を得るための一番の欠点は、お金である。クリーンアップ(地域清掃)等は、年1～2回の活動なら無料でも住民はボランティアに参加協力してくれる。しかし、常時週1～2回の依頼となれば、利用者も無料のボランティアであれば利用しにくいし、頼みづらくなる。低額でも利用料を払うことで継続している。例えば、重いお米の精米、ゴミ捨て場まで遠いゴミ出し、蛍光灯・電球の交換などを利用してきている。今後は、シルバー人材センターでやれない「ちょっとした困った仕事」をできるだけ多くお手伝いできれば良いと思っている。	B
○ 送迎サービスの当会は、仕事ではなくあくまでボランティア活動なので、利用者からの依頼があっても運転役の皆さんの都合が悪い時は断っている。利用者からの依頼にすべて応えられるほど運転手が確保できていないので、運転手不足を補うため、広報などで運転手を募集している。また、継続的に活動する意思を持っている方には、福祉有償運送講習会への参加費を社協で負担してもらっており、気軽に運転役の登録ができるよう努力している。	B
○ 移送サービスの追加について検討している。	B
○ 会員確保のため、社協広報誌に広告の掲載を行ったり、一般市民も参加のできる講座を企画しPRにつなげている。	B
○ 活動の担い手不足により、新規の相談に対応できない場合がある。また、平日の活動時間(8:30～17:00)により、早朝や夜間に対応できていない。担い手不足に関しては、説明会等を開催して会員の確保に努めているが、説明会に参加する人数が少なく、満足な会員確保ができていない。	B
○ 既存の住民参加型在宅福祉サービスは平成6年にスタートした。その後平成12年に介護保険サービスが始まったため、現サービスの内容では、今の制度やサービスの狭間にあるニーズに適應できていない。より個別のニーズに添った支援が求められている。そのため、住民参加型在宅福祉サービスの研究や、他機関への視察を行い、既存のサービスの抜本的見直しに取り組んでいる。	B
○ 協力会員（担い手）の活動中の不安や疑問等は、毎月の活動報告（意見や利用者情報等）、茶話会、アンケートで聞く機会を設けている。今年度は子育てサポートに経験の浅い協力会員からの要望により「子育てサポート応援講座」を実施。今後も会員同士がお互いに気持ちよく活動できるよう研修を行っていきたい。	B
○ 協力会員の高齢化、新規協力会員の確保が難しく、協力会員が不足している。協力会員を増やすことが課題であり、他の活動を行っているボランティアに声かけもしている。	B
○ 協力会員の声を聴く場として、情報交換会を平成28年度に開催するようにした。	B
○ 研修の見直し、強化を考えていく。	B

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み (質問票 問25)

	類型
○ 現在、地域福祉向上のために、市内全域で生活支援体制検討会議の設置を進めています。各地域の自治体、民生委員・児童委員協議会、社会福祉法人、地域包括支援センターなどの様々な主体が参加し、情報共有と支え合いの体制作りについて検討する場であり、市内の校区ごとに順次開催する予定です。	B
○ 現在、本サポートのコーディネートは実質1か所で行っているが、身近な相談窓口となる生活支援センターの設置（現在1か所）を今後も増やしていきたい。また、地区によっては登録されているサポーターが活動に結びつかないことも多く、いかにフォローアップの体制を整備することも重要であり、研修等を計画している。また、本会が実施している他の活動（事業）紹介もあわせて行っている。	B
○ 個人情報を守りつつ、身内、地域、関係機関と連携をする。	B
○ 今後、担い手の高齢化が考えられるため、若手の育成を図っていききたいが、新たなボランティア希望者が集まらない。	B
○ 子育て世帯が年々増加している地域であり、利用を望む依頼会員の登録も増加している。以前は、子どもの短時間の預かりなどに集中していたが、最近では、依頼内容が多様化してきている。例えば、早朝からの預かり、土日・祝日の依頼、送迎希望が多く、それらの依頼に対応できる担い手、提供会員が不足している。提供会員の増員のため、広報誌やホームページ、市役所、保健センター等で子育て世帯の方々にリーフレットの配布などお願いしている。これからは、地域住民の方々により広く知っていただくため、学校関係、自治会関係等にも呼びかけていきたいと考えている。	B
○ 市の広報誌や公共施設に通信・ちらし・ポスターを設置するだけでなく、町会の回覧板で回したり、小児科・産婦人科にも掲示してもらっている。また、市のイベントにも参加し、ティッシュやちらしを配布しながら協力していただけたらという声かけし、会員を増やしている。	B
○ 市の子育てサークルの活動をしている人、また、学校などのボランティア活動をしている人に声掛けをし興味をもって	B
○ 市内40の地区社会福祉協議会と連携しながら、住民主体の取り組みに向けて事業を展開しています。	B
○ 事業名称が「オレンジサービス」であったが、サービスとつくると、どうしても支え合い活動の意味合いが薄れてしまったり上手く伝わりづらいことがあった。そこで、今年度より市社協のオリジナルキャラクターをモチーフに、事業名称を変更した。また、活動の内容も小地域での支え合いをさらにすすめていけるよう、マッチングの仕方も、なるべく可能な範囲で近所からつなげていけるようなしくみとした。	B
○ 社協内のヘルパー事業所に勤務していたヘルパー等が退職する際に、有償ボランティアとして登録してもらえないか声をかける。別事業で地域に訪問した際、住民主体の助け合い活動の必要性を説明し、参考までに当団体の協力会員の募集についても案内を行っている。協力会員同士の情報交換や意見交換の機会を作るため、交流会を検討している。	B
○ 若い世代のサポーターの確保のため、月一回のミーティングの際に現サポーターへ呼びかけ、勧誘していただく。	B
○ 新たな担い手確保のため一般市民向け研修会等実施するが、参加人数が少なく、広報不足と感じている。ポスター掲示箇所を増やす等、積極的に広報活動を行い、家事サービスについて多くの方に周知いただけるよう努力する。	B
○ 人材確保に向けて多方面に声掛けをしているが難しい。	B
○ 総合支援事業の担い手養成研修を受けた方に本事業の担い手活動の紹介をして、担い手の不足の解消に努めている。	B
○ 担い手（協力会員）が不足しがちなので、民生委員児童委員協議会、自治会の会合、いきいきサロンなどで本サービスの担い手募集のお知らせをさせて頂いている。	B
○ 担い手である協力員の数が地域によってかなり差が出ており、利用ニーズに応じきれないことがあるため、協力員の少ない地域には、戸別ポスティング等で登録に関する具体的な働きかけを行っている。	B
○ 担い手のスキルアップによる支援の幅の拡大。	B
○ 担い手の活動者に偏りがあり、サービス提供がない方の関心が薄れていることに対して、年1度、状況報告や状況確認するために通知を送付している。研修内容について、担い手が興味がありそうな内容で実施している。	B
○ 担い手の減少・高齢化により、受けられる内容でも担い手不足のため、対応できないケースも増加してきた。当団体で対応できなくても相談者や利用者の支援が他へも繋げられるように、他団体と連携を取っていきたい。	B
○ 担い手の高齢化と不足に対し、広報紙やホームページなど様々な方法で募集を試みている。	B
○ 担い手の不足を解消するため、協会会員登録促進を目的とした「協力会員養成講座」を毎年実施しています。活動中の会員にも参加してもらい、座談会にて現場の声を直接聞いていただきました。（平成28年度実施内容）①家庭での感染症対策の基礎（県衛生研究所協力）、②心の健康講座（日本精神科看護協会協力）、③食の健康講座・ランチ座談会（市包括支援センター協力）	B
○ 担い手を増やすため、市や社協の広報に募集案内を掲載している。	B
○ 担い手を増やすため、担い手養成講座・研修会の回数及びポスター、ちらしの配布増	B
○ 担い手不足という共通の課題を抱えている団体同士で協働し、早期説明会を開催。今後も定期的に行う予定。	B
○ 担い手不足について、活動をしてくださる方がいないか個別に声かけを行ったり、広報紙やホームページなどにも掲載して、広く呼びかけている。	B
○ 担い手不足について。登録会を平日日中以外（土日または夜間）に開催し、広く担い手の応募を募る。	B
○ 担い手不足のため、広報や掲示板に掲載、社協主催の講座等で協力会員募集のPRをしている。	B
○ 担い手不足を解消するために、介護予防事業（体操教室）や、地域のサロン活動の場に出向き、元気な高齢者に事業を	B
○ 担い手不足解消と類似サービスのファミリー・サポート・センター利用料（800円）との差をなくすため、利用料・活動謝礼の値上げを検討中。	B
○ 担い手不足解消のため、広報紙での告知や活動員などからの紹介を通じて活動登録者を増やしたい。	B
○ 地域での暮らしを支えていくために、担い手としての人材を積極的に獲得するよう、実習生への声かけや市内の専門学校や大学等へポスターを配布した。また、広報配布時に利用者獲得も取り組んでいる。	B
○ 地域で支える担い手（協力会員）を社協だより等にて募集し説明会、相談会を実施しています。	B
○ 地域包括支援センターと連携し、ニーズの掘り起こしをする。	B

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（質問票 問25）

	類型
○ 移送サービスでの事故について。協力会員が利用者の通院介助のため自家用車で移送、受診に付き添っている間に駐車場であて逃げ事故発生。協力会員の車は傷つけられ相手不明、警察も何もできず、結果、修理代は協力会員の全額自己負担となった。協力会員の車は車両保険に加入しておらず、協力会員仲間で見舞金をカンパしたが雀の涙だった。一団体にとっては10年に1回程度の事故と思うが、県段階、国段階の集計をとれば相当数の事故が発生していると思われる。移送にかかわるボランティアの拡充にとっては重大な障害である。	B
○ 日頃から地域の他の非営利団体と連携を図っており、多様な課題に対して、自サービスで対応できない場合に他の団体の特色ある活動を紹介している。	B
○ 有償家事援助事業、地域の支え合い活動は今後一層重要であるため、サービスの内容を検討し、利用内容を新たに追加する予定である。	B
○ 利用件数は平成24年度をピークに減少に転じている。減少している要因を把握するため、会員・事業所にアンケート調査を実施した。アンケートの結果、現在の提供システムに対しおおむね満足という回答が得られた。また、生活に不可欠な支援以外にも、生活を充実させるような支援（窓拭き、荷物整理、衣替え、植木の手入れなど）や緊急時の対応（緊急時の通院付添いなど）についての要望も多く、ニーズの変化に対応するため、支援内容の拡大、見直しについて準備をすすめている。	B
○ 利用者の状態や利用状況の把握	B
○ 利用料金負担における現金方式の導入（担い手への支払い）	B
類型C その他	
○ (1) 養成研修会の参加者増加の為、プログラムの組立を工夫。周知・広報活動に力を入れる。(2) 委託元である行政と連携を取り、未納者への声かけ・分割払いの提案をする。(3) 他の市町村ファミリーサポートセンターと情報共有を行い、柔軟に対応する。	C
○ (1) コーディネーター36人の研修、事例検討、(2) 社協や地域包括支援センターに講師依頼をすることで、くらしのたすけあいの会についての認知を広げる。	C
○ ファミリーサポートセンターを知ってもらうため、公開講座（公演等）を開催している。公演の開演前に、ファミリーサポートセンターはどのような支援を行えるのかを寸劇にてわかりやすく披露している。	C
○ (1) 活動が地域ニーズに合うように、各エリアに拠点を設置、(2) 活用者への教育、(3) 事務作業効率化、(4) 活動者募集	C
○ (2) 活動会員、利用会員募集のチラシ作成と配布	C
○ (1) 研修会によるサービスの質の向上、(2) 交流会による活動者の活動における困難さの聞き取り及び改善への対応	C
○ (1) 広報の仕方を少しずつ見直すなどしながら、担い手に少ない若手世代にも関心を持ってもらえるように取り組んでいる。(2) 利用者の負担額については、市にひとり親家庭以外についても補助が出ないか等の要望も出しているが、なかなか難しい。	C
○ (1) 実際にサービス依頼が地域包括支援センターから来たときに、住民参加型の有償ボランティアでは対応が難しいと思われるケースが持ち込まれた（サービス希望者が深夜に大声をあげている等の情報があった）。そのため、住民参加型在宅福祉サービスでは対応が厳しいことを伝え、行政や地域包括支援センターと話し合いを重ねた。(2) 支援者・利用者を増やすために、広報誌での啓発活動や地区の公民館長・民生委員からの情報を地区社協にも連絡が入るようにしていきたい。(3) 担い手の新規加入者が少なく、現在の登録者も高齢化が進んでいる。また、利用者宅とボランティア宅との交通距離及び時間が長い。そのため、地区社協よりでの活動報告及びボランティア募集を行っている。(4) 担い手の高齢化により数が少なくなってきたので、担い手を増やすために広報誌などで活動を周知し、民生委員・協力員方々からの利用者の情報や援助員の募集をしていく。(5) 担い手が少なく、地域への周知が十分でないため、民生委員児童委員協議会等の定例会に出て事業内容を説明している。	C
○ (1) 新入会員が増えないことがヘルパー不足となり課題となっていますが、イベント時のPR活動や生活クラブの組込チラシを定期的に行っています。(2) 介護福祉等、資格取得者が少なかったため、積極的に声掛けを行いました。(3) 事務所に設置しているサロン・居場所のスタッフが不足しており、外部ボランティアのルール作りを行い、起用を検討しています。	C
○ (1) 人材不足対策として、地域のJ A女性部への声掛け、(2) 研修会への参加を呼び掛けている。	C
○ (1) 利用会員のニーズ量を把握するため、利用者に対してアンケート調査を実施する。(2) 担い手である提供会員へのサービス提供時間等の調査を実施する。(3) 会員数の増加のため、利用料の助成を実施する。	C
○ (1) 広報活動の見直し、(2) 活動内容の線引き・見直し（ニーズの変容・多様化に対する）	C
○ 子育てを支援してほしい依頼会員が増加し続けているなか、提供会員の確保は活動を円滑に行うための喫緊の課題である。自治体の広報利用や社協、ボランティア団体などの関係団体を活用した広報に加え、会員の友人知人の紹介活動を同時に進めていく。さらに区ごとに入会説明会を引き続き開催し、安定した会員増に努める。	C
○ (1) 広報活動の強化→各生協の機関紙等への掲載やポスター掲示、各生協のつどいや学習会等での宣伝、(2) 今後の方向性の話し合いに向けての学習→地域包括支援センターに対する理解を深める学習会、先駆的な活動実践を学ぶ学習会の開催。	C
○ 育児不安の方が少しでも楽になるよう始めた活動を、今では複数のNPO法人が引き継いでくれました。しかし、子ども全体の体力や健康状況が良くなったわけではなく、行政担当者の支援も得て「ひろば」活動を行っている。若い両親がいつでもヘルプを言える、ひろば活動の支援が重要と考えている。	C
○ サービスのマンネリ化を防ぐため、各ミニデイを運営する担い手同士でレクリエーションを教え合ったりしている。	C
○ メディア（テレビ・新聞）を活用し、担い手の募集を図った。	C
○ 依頼増に対し、援助会員の不足により対応できないケースが増えており、会員拡大に向け料金値上げを決定した。また地区を限定して活動を強化することとし、新チラシの配布を予定（22,000枚程度）。	C

25. 課題に対して、改善のために実施している取り組み（質問票 問25）

	類型
○ 課題は、①資金不足、②担い手の確保である。取り組みは、①委託先（行政）との協議、②各種媒体を活用し幅広く周知を行うとともに個別の声掛けを行っている。	C
○ 介護保険制度分野でも混合介護の論議が本格化してきており、市区町村からのヒアリングも実施されています。生活支援内容が多様化しており、ニーズに即した形での再編を検討しています。また、担い手の処遇改善、職場環境改善、労働環境改善を進めており、正規職員も含めた全てのスタッフの定年年齢を70歳に引き上げました。また、同一労働同一賃金の整備を行いました。	C
○ 会員になった方々が、助け合いの趣旨をなかなか理解できない。昔から役員をしている方々により「双方向がお互いさま」「自分も助けられて生きている」と説明しても、なかなか理解が難しい。やって行くしかないです。	C
○ 経営が厳しいため、今ある15名定員の放課後等デイサービスを2つに分け、10名定員のものを2つにするという事で経営改善を予定している。しかし、児童発達支援管理責任者の不足から、なかなか分割まで至っておらず、現在、ハローワークや知り合いを当たりながら人材の確保に向けて動いている。サービスのマンネリ化については、利用者の多さから、なかなか利用者に対して個別的な支援ができていない。週に1回ほど外部の遊びの先生等と呼び、色々な物に触れる機会を増やしてマンネリ化防止に努めている。それは継続しながら、もっと他に何が必要なのか考え、支援していきたい。	C
○ 今年度地域限定で、利用会員募集チラシ。活動会員募集チラシを生協組合員に配布する。	C
○ 重度の障がい者へのサービスの従事者が少ない。研修、事業所内の指導により人材を育成している。メンバーが高齢化しており、サービスの担い手が不足している。募集方法はいろいろしているが難しい。	C
○ 障害福祉サービスが増えているが、担い手が不足。事務作業が煩雑化している。	C
○ 人材不足、サービスの質の低下に対して、賃金（手当）の増額、研修に対する費用負担（全部または一部）を実施。	C
○ 担い手の高齢化があり活動内容が制限されてしまう。担い手不足も含めて口コミでの人材確保に取り組んでいるがなかなかうまくいかない。ハローワークなども考えている。	C
○ 担い手集めのためのアプローチ多様化。	C
○ 地域の特徴から送迎サービスがとても多い。送迎の際、何かあった時には提供会員自身の保険を利用するしかなく、負担も多いことから、担い手である提供会員不足である。改善策として、男性会員を増やしたり、交通安全やチャイルドシートの使用方法等についてなどのスキルアップ講座を開催等を実施。	C
○ 通所事業のスタッフが助け合い活動にも参加していますが、事業の方に重きがおかれて賃金も格差があります。また、移動時間は換算されないこともあり、コーディネートする事も大変ななっています。利用料金を値上げし、事業の賃金との差を縮める方向で考えています。	C
○ 当事業所が実施する公的サービスのスタッフに活動の協力をお願いしている。	C
○ 当団体の支え合い事業（活動）は、平成29年3月をもって終了。事業は4月より、サービス内容の充実を図るために生協が地域貢献活動の一環として実施している助け合い活動へ移管する。引き続き身近な生活支援サービスの提供をしていただく計画となっている。	C
○ 動植物が高齢者に対して良い影響を与えるということで、施設等では犬を飼育し、入居者とふれあう機会が多くなっています。一方、在宅でペットを飼育している方が多くなっていますが、介護保険ではペットの世話は認められていません。自費対応ですが、今後はペットの世話も認めてもらいたいと思っています。（改善のために取り組んでいるものではありません）	C
○ 毎日雑務におわれて、本来の仕事ができません。	C

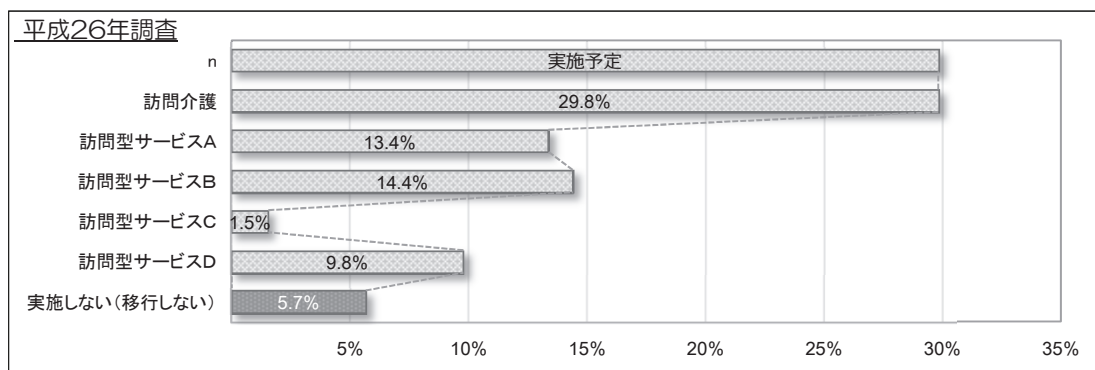
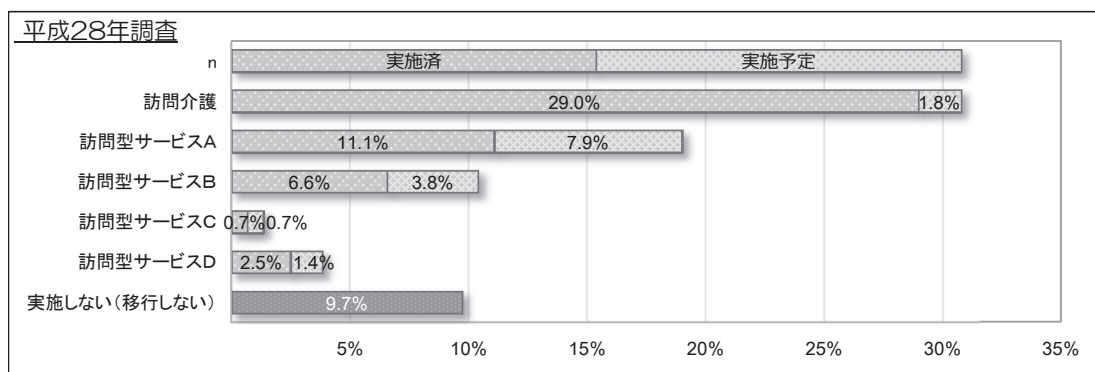
26. 介護予防・日常生活支援総合事業の 実施状況・今後の予定（訪問型サービス）（調査票 問26）

- 訪問型サービスの実施状況と実施予定について伺った。その結果、すでに実施しているのは「訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）」が最も多くて 29%、次いで「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」が 11.1%、「実施しない（移行しない）」が 9.7%となっている。なお無回答も40.5%ある。
- 実施予定では「実施しない」(9.7%)、「訪問型サービスA」(7.9%)「訪問型サービスB」(3.8%)の順となっている。なお、無回答も74.7%ある。

■図表80 訪問型サービスの実施状況・実施予定

選択肢<SA>	平成28年調査				平成26年調査			
	実施済		実施予定		実施済		実施予定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	442	100.0%			389	100.0%
1: 訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）	128	29.0%	8	1.8%			116	29.8%
2: 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）	49	11.1%	35	7.9%			52	13.4%
3: 訪問型サービスB（住民主体による支援）	29	6.6%	17	3.8%			56	14.4%
4: 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	3	0.7%	3	0.7%			6	1.5%
5: 訪問型サービスD（移動支援）	11	2.5%	6	1.4%			38	9.8%
6: 実施しない（移行しない）	43	9.7%	43	9.7%			22	5.7%
- 無回答	179	40.5%	330	74.7%			99	25.4%

■図表81 訪問型サービスの実施状況・実施予定・経年回答傾向



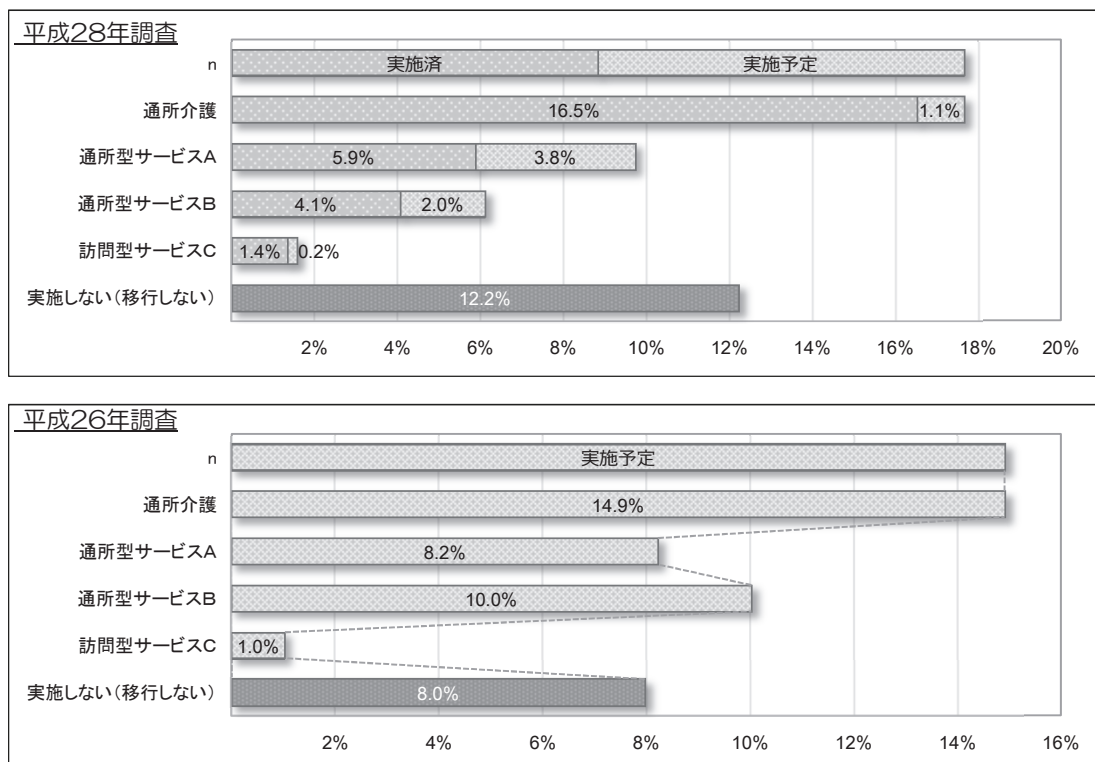
26. 介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況・今後の予定（通所型サービス）（調査票 問26）

- 通所型サービスの実施状況と実施予定について伺った。その結果、すでに実施しているのは、「通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）」が最も多くて16.5%、次いで「実施しない（移行しない）」が12.2%、「通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）」が5.9%となっている。なお無回答も60.%ある。
- 実施予定では「実施しない」（12.2%）、「通所型サービスA」（3.8%）、「通所型サービスB」（2.0%）の順となっている。なお、無回答も80.5%ある。

■図表82 通所型サービスの実施状況・実施予定

選択肢<SA>	平成28年調査				平成26年調査			
	実施済		実施予定		実施済		実施予定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	442	100.0%			389	100.0%
1: 通所介護（通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）	73	16.5%	5	1.1%			58	14.9%
2: 通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）	26	5.9%	17	3.8%			32	8.2%
3: 通所型サービスB（住民主体による支援）	18	4.1%	9	2.0%			39	10.0%
4: 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）	6	1.4%	1	0.2%			4	1.0%
5: 実施しない（移行しない）	54	12.2%	54	12.2%			31	8.0%
- 無回答	265	60.0%	356	80.5%			225	57.8%

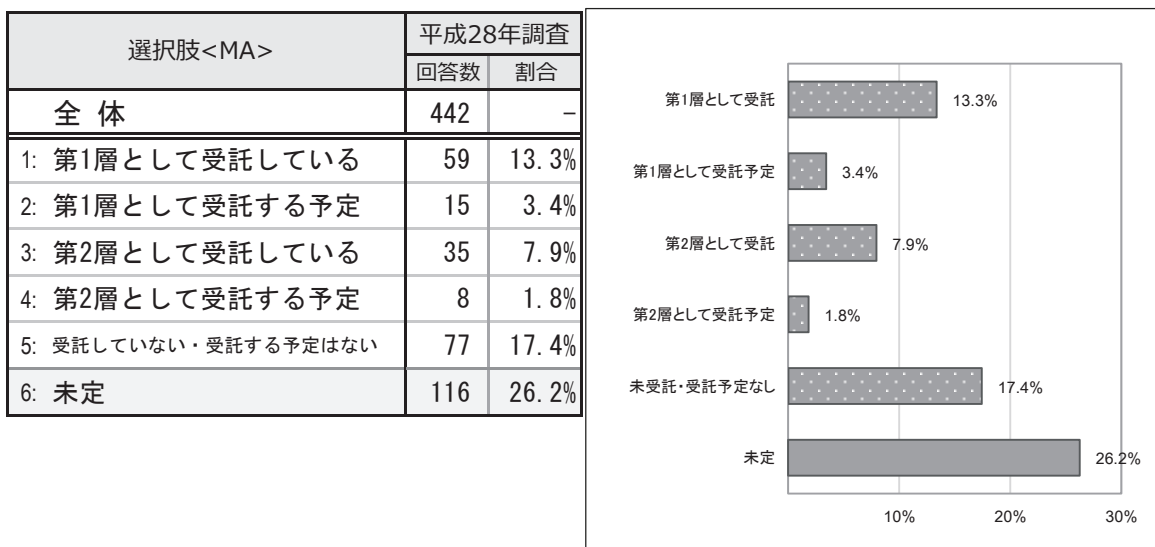
■図表83 通所型サービスの実施状況・実施予定・経年回答傾向



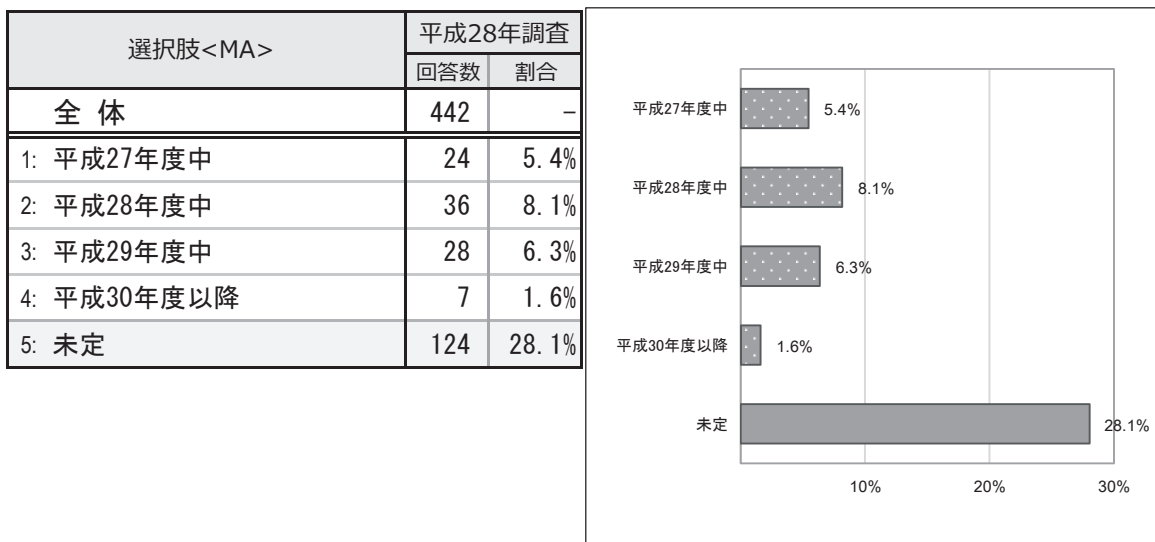
27. 生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」（調査票 問27）

- 生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」については、「受託していない・受託する予定はない(17.4%)」、「第1層として受託している」(13.3%)「第2層として受託している」(7.9%)の順となっている。なお、「未完」(26.2%)が多くなっており、調査時点では具体化していない所も多くなっている。
- 同様に、受託時期も「未定」(28.1%)が多くなっている。すでに予定されている所では、「平成28年度中」(8.1%)、「平成29年度中」(6.3%)、「平成27年度中」(5.4%)の順となっている。

■図表84 生活支援コーディネーターの受託状況



■図表85 生活支援コーディネーターの受託時期（予定含む）



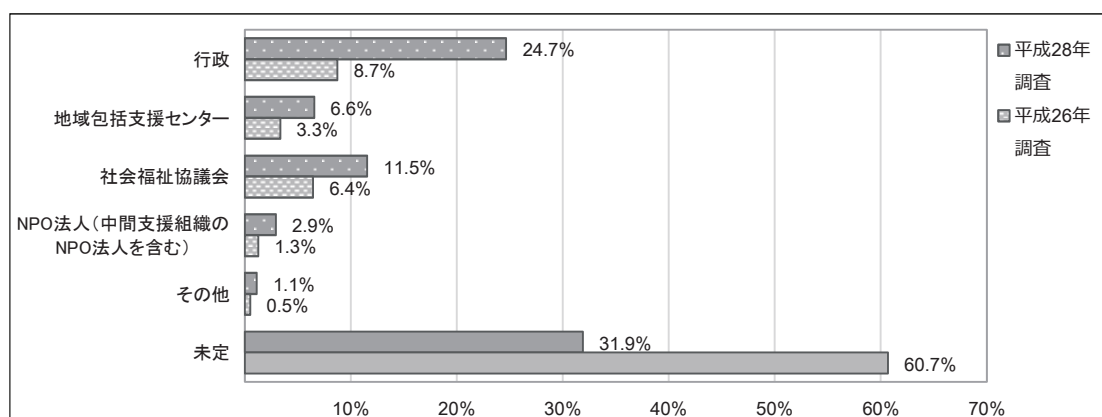
28. 市町村における「協議体」(調査票 問28)

○協議体の設置主体では、前回(平成26年)調査に比べ、「未定」の回答数・割合とも減少している。平成28年度調査では、「行政」(24.7%)、「社会福祉協議会」(11.5%)、「地域包括支援センター」(6.6%)の順になっている。なお調査時点では「未定」(31.9%)もまだ多くなっている。

■図表86 協議体の設置主体

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	389	-
1: 行政	109	24.7%	34	8.7%
2: 地域包括支援センター	29	6.6%	13	3.3%
3: 社会福祉協議会	51	11.5%	25	6.4%
4: NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	13	2.9%	5	1.3%
6: その他	5	1.1%	2	0.5%
5: 未定	141	31.9%	236	60.7%

■図表87 協議体の設置主体・経年回答傾向



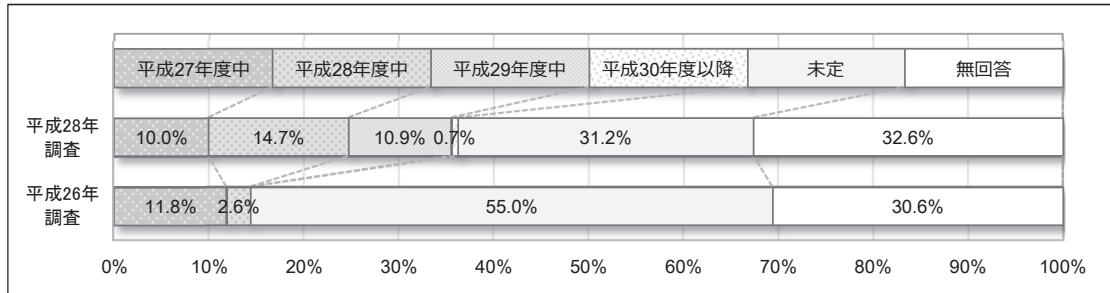
○協議体の設置時期では、前回(平成26年)調査に比べ、「未定」の回答数・割合とも減少している。

■図表88 協議体の設置時期

選択肢<SA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	100.0%	389	100.0%
1: 平成27年度中	44	10.0%	46	11.8%
2: 平成28年度中	65	14.7%		
3: 平成29年度中	48	10.9%	10	2.6%
4: 平成30年度以降	3	0.7%		
5: 未定	138	31.2%	214	55.0%
- 無回答	144	32.6%	119	30.6%

28. 市町村における「協議体」(調査票 問28)

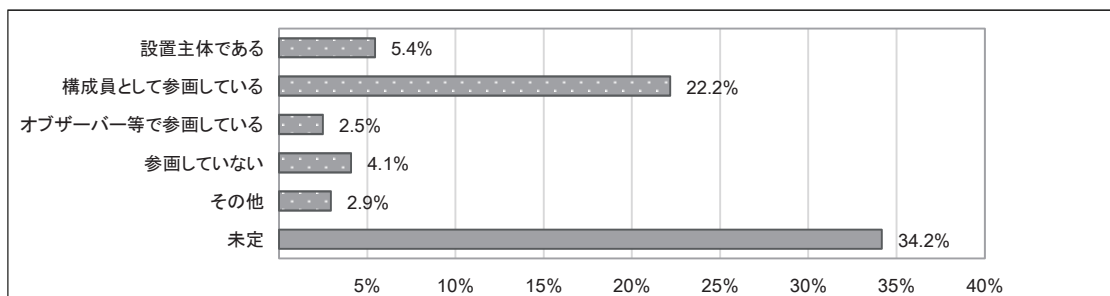
■図表89 協議体の設置時期・経年回答傾向



○協議体への参加状況では「構成員として参画している」(22.2%)が多くなっている。なお、調査時点では「未定」(34.2%)が最も多くなっている。

■図表90 協議体への参加状況

選択肢<MA>	平成28年調査	
	回答数	割合
全 体	442	—
1: 設置主体である	24	5.4%
2: 構成員として参画している	98	22.2%
3: オブザーバー等で参画している	11	2.5%
4: 参画していない	18	4.1%
6: その他	13	2.9%
5: 未定	151	34.2%



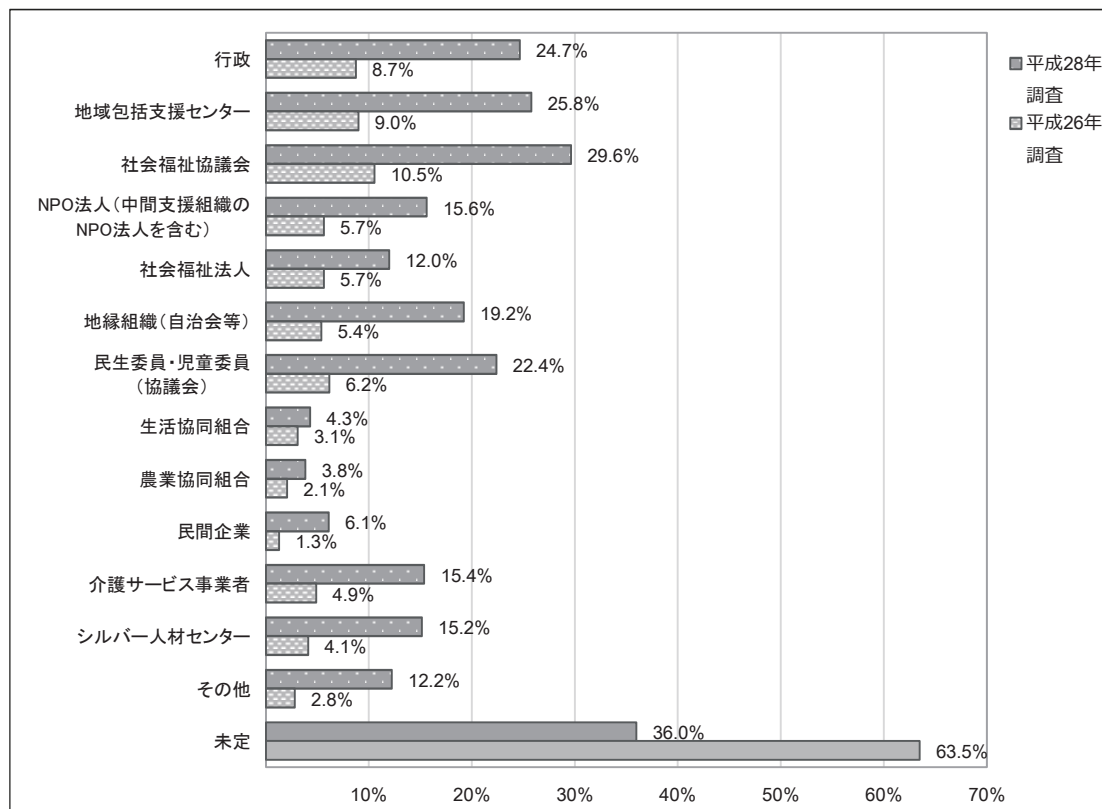
28. 市町村における「協議体」(調査票 問28)

○協議体の構成団体では、「社会福祉協議会」(29.6%)、「地域包括センター」(25.8%)「行政」(24.7%)、「民生委員・児童委員協議会」(22.4%)の順になっている。「未定」は、調査時点で36.0%となっている。

■図表91 協議体の構成団体

選択肢<MA>	平成28年調査		平成26年調査	
	回答数	割合	回答数	割合
全 体	442	-	389	-
1: 行政	109	24.7%	34	8.7%
2: 地域包括支援センター	114	25.8%	35	9.0%
3: 社会福祉協議会	131	29.6%	41	10.5%
4: NPO法人（中間支援組織のNPO法人を含む）	69	15.6%	22	5.7%
5: 社会福祉法人	53	12.0%	22	5.7%
6: 地縁組織（自治会等）	85	19.2%	21	5.4%
7: 民生委員・児童委員（協議会）	99	22.4%	24	6.2%
8: 生活協同組合	19	4.3%	12	3.1%
9: 農業協同組合	17	3.8%	8	2.1%
10: 民間企業	27	6.1%	5	1.3%
11: 介護サービス事業者	68	15.4%	19	4.9%
12: シルバー人材センター	67	15.2%	16	4.1%
14: その他	54	12.2%	11	2.8%
13: 未定	159	36.0%	247	63.5%

■図表92 協議体の構成団体・経年回答傾向



29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

1. 地域生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）※SC表記あり

○従来NPOの実績ある団体は地域の構成員にして、行政中心地域包括ケアを推進中。

○生活支援コーディネーター（第2層）の成り手がいないという課題がある。また生活支援コーディネーター（第2層）が設置されることによって、今までできなかった支援ができるようになるのではという期待と、何年か経ったあとに地域によって差が出てくるのではないかと不安がある。

○27年度から取り組んでいる「地域住民助け合い事業」の推進に置いて、SCが中核的な役割をしている。また、地域のイベントへの誘いも増え、そこから地域ニーズをキャッチできている。まだまだSCの認知度が低いので、活動の仕方や広報について工夫が必要。

○コーディネーターの人が分からないし、活動しているようには思えない。地域にいるのかいないのかも分からない。

○育成（担い手）が行えていない。役割（適して支援の実施）ができておらず、役割を果たしていない。

○何をどのように動いているのか不透明。

○活動範囲をどうするか（地域範囲とコーディネーター人数のバランスが取れていない）、行政（第1層）との連携、今後の方向性をどうするかが不明確。

○現在、社協事業や地域活動団体への訪問に生活支援COが同席・同行している。生活支援コーディネーターの役割や機能が市民に知られていないため、更なる周知が必要。また、人や物、金、情報など、社会資源に関する情報を集約し、どのようにニーズとマッチングさせるか。

○個人情報と取扱いの仕方

○人材育成について（コミュニケーション能力と専門性）、役割・業務の明確化について。

○(1)生活支援コーディネーターの配置について。当法人では、専門職として第2層に1名ずつのコーディネーターを配置している。今後は、コーディネーターを推進役とし、住民参加型在宅福祉サービスを従来の社協型ではなく、住民主体の取り組みとして広めていきたい。(2)法人内での他専門職との役割分担。これまでの支え合い活動を推進してきた地域福祉担当職員（コミュニティソーシャルワーカー等）との守備範囲を整理し、より専門性が発揮できるよう、役割分担を検討していく。(3)コーディネーターの選任について。専門職配置型か、地域から選任するルートや仕組みをつくるか、今後の活動の進捗を見ながら検討していきたいと考えている。

○第1層の生活支援コーディネーターを社協が担っている市町村では、情報交換会や生活支援体制整備事業などに参加を呼びかけてくださり、推進状況や地域課題が把握でき、活動が活性化します。年に数回でも顔を合わせ話し合うことで、具体的な連携がしやすくなります。

○平成28年度は「住民主体の生活支援（B型）」の「担い手養成研修講座」を委託（3回150名）。

○(1)利用者ニーズ・地域特性等の把握、(2)現事業の総合事業移行に関する調査・研究、(3)担い手の増加に向けた取り組みの協働・推進。

○(1)複合的な課題を持つ世帯に対し連携して介入できる。(2)連携をスムーズに図れる。

○1層、2層の生活支援コーディネーターの委託を受けている。（担当者は別）

○1層は、本会が受託。2層は本会が個人に対して生活支援コーディネーターを委嘱している。社会福祉協議会事業、行政と一体的に進めている。

○29年度は「生活支援サポーター要請事業」を受託するが、30年度以降ではコーディネーターの受託をするかは未定。サポーター養成はボランティアセンターの機能を強化して取り組む。総合事業の訪問・通所型につながるかは、30年度以降の課題。

○73校区での2層の協議体開催にあたり、人員が不足しています。

○H29年度より行政にて設置予定。生活支援Cについては新規採用されるのかは不明です。行政としては、立ち上げ～2年くらいは行政主管で実施後、社協で協議体を委託される予定と聞いています。都道府県主管の研修会には参加したが、今一つ協議体の意味合いが理解できない部分もある。

○NPO会員の中に1人のコーディネーターを配置している。

○NPO法人が地域生活支援コーディネーターに選ばれることは未定ですが、当会よりコーディネーターとして活動できることは今の活動が広がるとともに必要だと思っています。

○生活支援コーディネーターが、当団体の運営する認知症カフェで、「認知症サポーター養成研修」や「新総合事業についての説明会」などの講師をしてきている。地域住民とのつなぎ役として大きな役割を果たしている。

○コーディネーターは未配置だが、行政（今後設置される）コーディネーターからヘルパーの受け皿として期待される立ち位置になることは避けたいと考えている。

○この事業を生活支援コーディネーターが担当しているため、マッチングや担い手養成なども生活支援コーディネーターが行っている。生活支援コーディネーターの事業内容にもある「担い手の養成」という部分と絡めて、生活支援、支え合いのあり方や、担い手の養成について、今後の展開方法を検討している状況。

○コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）との兼務による業務負担の増加と生活支援コーディネーターとして求められる機能において、各自が実践の最中であること。

○サービスの認知度を高め、拡充（利用者増・担い手確保）を進めるために、コーディネーターとの連携を深めていく必要性を感じる。

○どういった関係で進めていくのか、ボランティアを地域に根付かせることに活かせるのか。これからですが、うまく絡めていくといいが、別物として考えられてしまうことを恐れています。

○ボランティアを増やすための講座を開催している事は役に立っていると思う。

○依頼や相談を受ける機会が増えた。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

- 地域で活動を始めるきっかけづくりとして、定期的に担い手養成講座を実施。受講した方へ本活動の研修や事業の案内を行うことにより、会員登録に結びついている。
- 介護保険サービスは実施しない。あくまで介護保険でできない手助けを、ボランティアとして行う予定。
- 社会福祉協議会に設置されていると思いますが、まだその活動については周知されていません。当会でも、地域福祉を豊かにするために他団体との協力をしていきたいと考えています。ぜひ地域での活動を活発にし、連携をとっていきたい。情報の届かない住民にとって、大切な役割を担うと思います。
- 各種機関と地域の人々の力を結びつけ、責任を持ち連絡事務作業、チラシ作り、掲示etc.
さまざまな能力と時間が必要な仕事です。私たちは地域の一事業所として部分的な協力のみにとどめることができ、助かっています。
- 各地区の民生委員が生活支援コーディネーターとなっている。
- 活動自体は、これまで社協が行ってきた地域福祉活動や相談業務をそのまま担っているので、特に問題はない。ただ、第1層のコーディネーターとして配置されているのは一人で、第2層コーディネーターの配置予定は未定であり、市全域を一人で対応するのはかなり厳しい状況である。
- 既存団体を軸とした支えあいを推進するか、手挙げ方式による活動者を募り進めていくか思案中。さらに事業推進における具体的方針が決まっていないため、今後協議体の中で検討していく。
- 協議体の構成団体として、生活支援コーディネーターと連携し活動していきたい。
- 当市は、地域15地区（公民館単位）としており、社協は、地区担当職員（1人2地区）として、地域福祉の推進母体である地区地域福祉推進委員会の活動支援等に携わっている。地区担当職員が生活支援コーディネーターの委嘱を受けたが、生活支援コーディネーター（市内10か所）の担当エリアとしており、従来の地区（公民館単位）と異なっているため、活動のしづらさもあると思う。
- 行政が担当しているCSWさんが少ないので、なかなかサービスが届かない。
- 行政との連携に課題。
- 行政の担当部署のスタッフが2年間で5人程移動になったため、当市では他市に比して遅れが著しい。
- 行政の動きを見守っている状況です。
- 行政の予算を社会福祉協議会へ渡し（丸投げ）、社協で臨時職員としてコーディネーターを設置。コーディネーター一人が苦勞していて行政も社協もほとんど関知せず（と見える）。当団体としては相談・意見等を求められた時に話し合う程度の関係。
- 高齢者に向けた生活支援や介護予防というものに対するニーズに応じていく事も大切だが、障害という理由で、同じように地域や社会生活しづらい障害当事者に向けたコーディネートも見据えて考えていく必要があると思う。
- 今のところ事業を開始したばかりで、今後課題等が出てくる可能性がある。
- 今までの流れで要支援の方が利用するのは難しい。支援内容が分かりにくい。
- 今後の地域福祉の推進に繋がる。
- 昨年11月に社協に設置され、地域ケア会議や交流会、サロンに出向き、地域のニーズや課題の把握につとめている段階であり、具体的な課題解決へ向けての活動に至っていない。
- 市では社協に委託し、社協は困惑している。法人として社協を全面的に支援し、方向付けに協力し成功体験をしていただこう、と模索中。
- 市に対し、1層と2層のSC、またアドバイザーとして協働を行っており、NPOが進める地域づくりが1つのモデルとなっている。その反面、法人として地域に関ると、地域の方より当法人の活動が優先と思われることがあり、市の事業としての法人の事業落としてなのかについて混同されてしまうため、そこに対する配慮が必要になっている。
- 市より委託を受け当団体に設置。
- 市町村から具体的に示されていないため、現段階では不明である。
- 事務局である社協が受託予定（H30～）で、当団体のコーディネーターと兼ねる可能性もある。サービス提供時間が増える可能性があるのではないかと。子育て支援時に利用できる場所がなかった（自宅等を利用していた）が、できるようになるかもしれない。
- 社会福祉協議会が受託している。必要なサービスの開発、担い手の育成、ニーズとのマッチング等について、定期的に会議を開催しながら講座等を実施している。
- 社協が委託を受けている地区では、職員がコーディネーターとしてサロン活動の運営等を担っているため、その業務のウエイトが大きく本来業務に支障が生じている。
- 社協が担うと聞いている。私達の活動の内容の問い合わせはない。大きく変える事はないと思うが、今活動している人達の実情も知らず、何をしていくのか全く見えてこない。
- 社協でコーディネーターをお願いする場合、人件費等の予算を計上しなければならないなど、自主財源の確保が問題となってくる。
- 受託に向けて、行政と調整中。
- 住民の生活支援結びつくように連携していきたい。
- 住民参加の促進に期待がもたれ、担い手と受け手の発掘により、一層事業の活性化につながる。
- 住民主体の居場所活動を行っているが理解されていない。（利用者紹介のみ）SCの役割として、必要な地域に創出する事が大切だと考えていただきたい。
- 従前より行ってきた社会福祉協議会の地域活動の経験を活かせる役割でありことから、担うべき役割と考えている。今後、行政へ受託に関して働きかけていくとともに、受託後の活動なども検討していく。
- 市では、まごころ訪問事業サポーター養成講座への講師派遣を行っております。
- 県では広域のため存在が見えてきません。市でも複数の包括からヒアリングを受けましたが、具体的なものは見えません。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

○親団体である社協に生活支援コーディネーターを配置予定。社会資源の1つとして在宅福祉サービスセンターの役割が期待されている。

○人材の担い手不足時に、十分な対応ができるかが不安である。

○人材不足（コーディネーターになり手がいない）。

○人数が少なく細かい支援ができるのか。

○制度、名称ともにまだ周知されていないため、役割を説明する必要がある。コーディネーター自身の研修も必要である。

○生活支援コーディネーターがいる事で利用者を地域全体でみていける様な枠組みを作っていけたらと思う。

○生活支援コーディネーターからサービス提供依頼がある。

○生活支援コーディネーターが行った「ネットワーク構築（協議体発足時の構成団体の選出）」では、当会が持っているネットワーク力を有効活用し協議体を組織した。今後、生活支援コーディネーターが作る新たなネットワークの構築結果は、本会のネットワーク力強化に繋がるものと考えられる。また、今後生活支援コーディネーターが行う「不足するサービスの創出」「サービスの担い手の育成支援」において、当会の事業活動、地域支援活動やボランティア市民活動推進活動との連携や協働のあり方について、個々に検討を進めていく必要がある。

○生活支援コーディネーターについてのガイドラインでは、「地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、又は中間支援を行う団体等であって、地域コーディネート機能を適切に担うことができる者」等いくつかの重要な事項が示されている。さらには、一層のコーディネーター配置は職員体制の強化につながる要素を含んでおり、事務局体制の整備の面からも重要なものとされる。将来を見据えると社協が活かせる場面が多いとされるが地域ニーズの洗い出し、対応策、協議の場づくり、その際の財源等々 これから本格的に取り組むことになるが、様々な面で課題がある。職員も含め地域の人づくりが優先されなければならない。

○生活支援コーディネーターを社協職員も担っており、情報交換等は容易である。総合事業との振り分けは行政のコーディネーターが行っている。

○生活支援サポーターという名称で良いのか。市からの説明や一般人に説明する場はあるが、サポーターも少しでも報酬の多い所へ登録する傾向があると思う。当社の設定が低い分、登録には今のところなし。包括から依頼があっても受けることができない現状。

○生活支援体制整備事業の実施主体は市（行政）であり、生活支援コーディネーター委託後、事業を丸投げされては困る。市（行政）との関係性では、生活支援コーディネーターは専門性・専従性を持ったパートナーという立場で、常に連携・協働し、市（行政）と社協と一体となって、これからの地域づくりを進められるようにしたい。

○早急に設置すべきと思うが行政の動きが遅い。

○総合事業との割り振り、調整など、利用者（対象者）が不利益にならないような連携

○総合事業への参画について等、情報を共有し前向きに検討することができる。

○当市では介護保険事業者が担当することになり、市民主体の助け合い活動に展開できるか疑問。

○第1層、第2層生活支援コーディネーターを設置しているが、全員が兼務であり、他業務を持つ中で、どこまで踏み込んだ活動をしていけるかが課題である。

○第2層コーディネーターが、利用者の需要を聞き取り、サービスにつないでいる。この活動は、在宅で認知症の人を介護する家族を対象とした活動であり、面談による介護者家族のニーズ把握を行い、表出しているニーズのみならず潜在的なニーズの把握に努め、必要に応じ地域包括支援センター等福祉専門機関と連携している。また、コーディネーターはこの活動を通じ把握したニーズを分析し、校区など地域共通の生活課題把握に努めている。

○第2層コーディネーターが、利用者の需要を聞き取り、サービスにつないでいる。面談によるニーズ把握を行い、表出しているニーズのみならず、潜在的なニーズの把握に努め、必要に応じ地域包括支援センター等福祉専門機関と連携している。また、コーディネーターはこの活動を通じ把握したニーズを分析し、校区など地域共通の生活課題把握に努めている。

○第2層の生活支援コーディネーターを委託するため、本事業の役割を1層圏域で実施していたが、2・3層圏域での実施を広げていく必要がある。

○第2層助け合い協議会の代表。

○地域でサービスを必要としている人の利用状況が、今以上に細かく出てくるのではないかと。それに伴いニーズに答えられるサービスや担い手が間に合うのが課題

○地域との繋がりが行政も含めて考えることができるようになった。ただ、行政の固い部分と共に取り組んでいくため、柔軟な対応ができにくい場合がある。

○地域によって温度差がある。地域生活支援コーディネーターの他、色々なサークル活動等も行っている人が多く、同じ人に責任がたかさんかかっている。

○地域に足りないサービスをコーディネーターと共に創出すべく協働する等

○地域の方との話し合いの中から困っていることや、地域のお宝を探し出すことがまだまだできていない。社協の地域福祉活動と関係する部分が多いので。連携を密にしながら活動することが課題。

○地域生活支援コーディネーターの選任を検討段階であるため、今のところ大きな影響はない。

○町では生活支援に係る研究会が行われていますが、まだ明確に決まっていないうで、具体的な案が示されれば検討したいと思っています。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

○町内で住民主体の生活支援サービスを作り出す上で、当団体の要綱などをたたき台として活用できないかとの打診があった。現在の当団体の生活支援サービス提供の流れは、町全域で利用会員・協力会員の登録の取りまとめは行っているが、実際のサービス提供に関しては、ご近所間のボランティアを重視している為に、同自治会もしくは隣の自治会間までのマッチングを行うようにしている。今後生活支援体制整備事業での住民参加型在宅福祉サービスを充実させていく上で、当団体の目的に一致する部分が多いため、連携を取って活動していく必要性がある。

○通常はくらしの助け合いの会事務局として、事務所での電話応対、助け合いの会ご利用のコーディネート、会員のための講習会のための対策、行事計画実施など業務内容が多く、「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」としての活動は充分に可能とは思えないと思います。

○当団体の主旨や活動内容を理解し、地域のニーズに答える活動を継続できるようにして欲しい。地域の大切な資源として、そしてパートナーであることを理解して欲しい。

○特に影響はないと思うが、高齢者や障害者が地域で暮らすための手助けができればと思う。

○福祉のまちづくり推進委員として28年7月から参加。介護保険制度の事業のために作られた推進委員会ではなく、市の5か年計画を推進していく委員会であった。そのものをあてつけた地域推進委員である。初め委員のほとんどが介護保険制度の改定総会事業は知らなかった。

○平成27年度より市から受託を受け、3名のコーディネーターを配置。地区社協設立等に向けた地域における住民の主体的活動を支援。

○平成28年4月に、市から第1層生活支援コーディネーター1名を配置し、それに付随する「地域通いの場調査・情報発信事業」「地域支え合い活動普及啓発事業」「生活・介護支援サポーター養成講座実施事業」等を受託した。第1層協議体や市内4か所で開催している地域ケア会議の参加を通じて、市内各所で進められている地域包括ケア推進の取り組み状況の確認と構成員との関係づくりを進めてきた。また、地縁組織、関係機関、住民組織に直接出向き、活動状況の確認と関係づくりに努めたことにより、地域づくりに関する新たな担い手や支援機関とのネットワークの構築とともに、地域づくりの根幹を成す、つなぐべき地域の人や資源、課題等の情報を社会福祉協議会や生活支援コーディネーターに集約するという意識共有が図れつつある。

○平成28年度4月から、市から受託し、当法人に生活支援コーディネーターを1名配置している。担当は、地域福祉系の者が他事業との兼務で行っている。今年度は、第2層協議体を設置するために、モデル地区立上げの年度としている。地縁組織との関わりが多い中で、いかに既存の組織以外の方を巻き込めるかが重要であると感じる。

○平成29年度から、市からの委託事業として、嘱託職員1名を採用した。地域福祉活動計画にも新規事業として位置づけた。これを契機に、住民主体の地域福祉活動を更に活発化し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進める。

○平成29年度から、親団体である社会福祉協議会が生活支援コーディネーター（1名）を受託し、協議体へ参加予定であるため、連携を取りながら課題解決に努めたいと考えている。

○平成29年度から実施される為、影響や課題はなし。

○別で配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）と役割が重なっていてわかりづらい。

○法人としては、第1層生活支援コーディネーターを受託している。平成28年度はオリジナルの介護予防体操の市内各地域への普及と地域で継続的に実施していくための市民サポーターの養成を行った。

○本会より生活支援コーディネーターを市（地域包括支援センター）へ出向で配置している。老人クラブの活性化や、各地区で現在実施している地区ごとの活動（居場所づくり等）の調査を実施しながら、各種団体と連携し今後の地域包括ケアシステムの構築をめざしている。

○本年4月よりスタートであり現在、問題点（課題）の収集中である

○連携がない（声がかからない）

2. 協議体について

○現状としては、協議体（第2層）を新しく作るのか、既存のものを使用するのが各地区で話し合われている段階である。

○メンバーやどこまでの職種・団体を構成員とするか迷う。また住民主体として進めるためには住民の理解をまず得なければならない。

○(1)機能や役割。協議体は、住民参加型在宅福祉サービスや集いの場づくりをはじめ、地域の支え合い活動を推進する機能の中枢として、協議、共有、発信、創造の役割を担うものと考えている。(2)構成。既存の福祉エリアと協議体の階層（1層、2層…）の整合について、町づくりの視点も含めて検討し、多様な助け合い活動を実践している団体に対し、協議体への参画を呼び掛けていきたい。

○協議体に参加する事で、知的障害だけではなく、社会に於ける福祉全体の流れや、考え方を知る事が出来る。その中で、当法人がどのようなことをどういった役割で果たしていくかが今後の課題である。

○現時点で具体的な影響は未定だが、本事業に限らず住民相互の活動の理解促進や担い手不足解消についてどのように関わり進めていくのか、協働の在り方に課題がある。

○構成団体をどうするのか（既存の組織との差別化）

○事例検討の際に、個人情報の取り扱いの仕方

○生活協同組合として、訪問型のくらしのたすけあいの会だけでなく、居場所づくりにとりくんでおり、また事業ではお弁当の宅配やお買い物支援につながる事業、見守りにつながる宅配、介護保険事業など事業と活動の総合力で地域づくりにも関わっていく方針ですが、具体的に市町村ごとや2層のようにさらに小地域の協議体やネットワークづくりにどう参加していけると良いのが課題です。介護事業所がある行政区で第1層協議体に参加のところもありました。

○他の事業でも「協議体」を作ろうとしており、区別をどうするか、連携をどうするか。協議体のメンバーがダブるため人材が不足する。

○地域ケア会議と協議体の関連性、既存する会議の活用について。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

○平成28年度に協議体設置。平成29年度には、アンケート調査を基に「サービス内容」の検討。また、今後の一層の課題は、地域住民協力、それを補うための企業参加の促しと企業サービスの提供である。一方、年金生活者が利用するとすれば利用料を低額に抑えられるかが検討課題である。

○(1)平成28年度は行政が事務局機能を担っていたが、平成29年度からは社協が事務局機能を担うこととなった。一層の生活支援の役割として、会議の運営に関する事務負担などが増えるのではないかと感じている。(2)一年間で計6回の会議を行ってきたが、支え合いの取り組みを市内で活発化させていく方法については構成団体の中で共通の認識に立てていないと感じている。構成団体が異なる中で、どの様に連携し、支え合いの仕組みづくりを実現していくかについて、更なる検討が必要。

○1層は、本会が受託し進めている。2層は、支えあい推進員と本会の地区担当職員が一体となり設置し会議運営を進めている。1層の協議体で検討した人材育成の仕組みを具体化するために、サービスAの生活支援人材の養成研修を行っている。また、及びサービスA事業所への紹介をコーディネーターが担っている。

○27年10月に「協議体準備会」をNP0・社協・行政などと立ち上げましたが、29年4月の行政の状況から足踏み状態。

○これまで実施していた地域包括ケア連絡会を協議体として位置づけているため、構成員に偏りがあるように思っている。今後、行政、各包括と相談の上、少しずつ見直しをする予定。

○ニーズの把握、必要なサービスの開発、担い手の育成、ニーズとのマッチング等について、情報共有、企画、協働を進めている。

○まだ一般的に浸透していない

○まだ出来ていないが、住民のニーズを最もよく満たせる人が必要と思う。

○まだ不透明なので現状維持

○まちづくりの視点を入れた介護予防策を検討している

○メンバーの意識統一

○わがまち支え合い協議会（準備委員会）として推進している。1層としては行政の各課と社協の連絡会を設置。

○県内の複数の市で、オブザーバー参加程度の声かけはされていますが、組織全体としてではなく、エリア毎にコーディネーターが参加している状況です。

○当市では人口が多く、地域ごとの協議体が必要なのではないのでしょうか。

○可能な範囲での活動となりますので、積極的な事は不可能です。

○地区社協の活動と協議体の役割が課題。

○活動の中で見えてくる地域課題を共有し、解決に向けて協議がなされる。

○議論した内容が形にならない。

○協議体が行った「地域の現状把握」「地域の課題発見」は、当会の行う地域福祉活動計画の進捗状況の把握、地域アセスメント情報にも資するものであり、連携し取り組むことにより、双方が効率的に進めることができた。また、協議体が今後行う「不足するサービスの創出」では、生活支援コーディネーターと同様に当会の活動との連携や協働のあり方について個々に検討を進めていく必要がある。

○協議体が設置され、地域の福祉課題等を整理し、解決するための社会資源の一つとして期待される事業であると考えている。

○協議体での意見交換を積極的に行ない、地域で活動する様々な団体と協働して、支え合いの仕組みをつくっていききたい。

○(1)協議体との協働で、高齢者が活躍できる地域づくりや支え合いの地域づくりに向けた協議・取り組みを実践することにより、これまで繋がるものが少なかった各所属が、共通のテーマをもって「定期的に集い、話し合い、みんなで一緒に市民に見える形を残す」という認識の共有をすることができた。(2)生活支援コーディネーターに不足している情報や技能、実践力を、ネットワーク会議委員の各所属において補完していただくとともに、委員や所属部署がこれまで長年培った地域住民・関係機関との親密な繋がりを生かすべく、今後、目指すべき地域包括ケアシステムで大きな役割を果たすことが期待される。(3)9月より老人クラブ連合会・シルバー人材センターが新たに委員として加わったことで、より地域で活躍している住民の声や実情が会議の中で共有されるようになった。地域の生の声を委員からより多く引き出せるような会議の雰囲気づくりや役割の明確化についても、生活支援コーディネーターとして「つなぐ」視点をもって機能を果たしていきたい。

○協議体と類似した組織が地域には多く存在しているので、新たに立ち上げるには「業務が増えるだけ」という指摘もある。既存のものを活用できないのかも検討するべきなのか。

○協議体に参加して、地域の課題や目指すべき地域を共有し、地域づくりに協力したい。協力の仕方「たすけあいの立ちあげ支援」。社会資源を大切に、生かしあえるようにしたい。

○協議体に参加して2年になりますが、自治会や老人会・婦人会・民生委員児童委員協議会など、普段あまりお付き合いのない方達と知り合いになり、NP0に対する理解も少しずつ深まって来た。しかし年2回程度の開催ではなかなか進展が見られないので、もっと頻繁に開催するべきだと思う。

○協議体の構成員は、現状では未定なのでわからない。

○協議体の設置主体としては未定だが、常設サロンの運営組織を社協で立ち上げつつあるところなので、事務局としては、この協議体の延長を原村としての協議体としていけたらよいと考えている。

○協議体の話し合い実施は28年度中1回のみであり、本活動について説明する機会がなかったため、現時点で影響・課題は特になし。

○協議体は、今後、地域活動の中心となる組織であることから、社会福祉協議会として参画するのはもちろんのこと、コーディネーター業務とともに、協議体の在り方を検討していく。

○協議体設置準備から行政からの相談を受け、協議体の構成員となり6回の会議に出席しているが、一層のコーディネーター（市社協職員）業務の確認のための会議のようで、協議事項にあまり協議体の存在意味を感じない。

○具体的に示されていないため、不明。

○形は作っているが機能するのかわかると疑問。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

- 現在、市全体で相互援助事業としてサービスをしているが、協議体を通じて生活圏域内での活動になること、また、新たなサービスが今の活動にプラスされることが望ましいが地域住民に理解してもらい活動につながるまで時間がかかりそうである
- 現在のところ、協議体ははっきりとは設置出来ていない。協議体を構成するメンバー間の調整が難しく、また制度内容が似ている点も多く、十分に理解してもらいにくい。
- 現在未設置。構成メンバーも未定。設置主体は市（行政）であるため、設置にあたり、これからの「地域づくり」を目的とし、型にはまらず自由な意見交換が行えるような協議体が設置できるよう協力したい。
- 行政の中で一地区の協議体をまかされている。平成28年度事業として地域資源を集めて地域の助け合い「ガイドブック」の作成がされた。「ガイドブック」の活用などについてや、「協議体」自体今後どのような活動に展開していくのかが分からず、「抗議隊」になりつつある。
- 行政責任が不明確（目的・主体性など）
- 国が考えた協議体の組織になっていないと思う。
- 今一つ方向性が分かりにくく、まだスタートラインについた状況です。情報（それぞれの）の共有の場であるようです。本来目指しているものが見えにくい。
- 今後、オブザーバー等での参加依頼を打診されている市区町村もある。
- 今後の方針について現在、設置主体の行政（地域包括支援センター）と協議中。
- 市社協の意向を確認中。本来なら協議体の一員となるべきですが、未だ不明です。
- 市と社協と事業者連絡協議会長の間で作っており、市が他の団体には呼びかけていない。
- 市の意向で、平成29年度中に、介護保険運営協議会の会議体に市の協議体を設置する意向で進んでいるが、本来の協議体の持つ機能等から鑑みると、適切であるとは思えない。市と協働で生活支援体制整備事業を展開しているので、市の意向は無視できないが、疑問に感じている。
- 市の生活支援体制整備事業に対して積極的に関与しており、当法人のインフォーマル事業が1つのモデルになっている。住民主体ということであるため、法人としての参加は今のところ控えており、協議体のメンバーに入っていない。情報は得るようにしている。
- 市区町村における制度と住民の支え合い活動についての情報・意見交換の場。本会では県内に10か所の地区活動本部・事務所があり、そのうち9か所に助け合いの会の事務局がある。協議体には地区活動本部から参加しており、助け合いの会の他、居場所やサロン活動等の組合員活動や、個人宅配・夕食宅配などの事業も含めた、生活支援の情報提供や協力を行っている。
- 市町村から具体的に示されていないため、現段階では不明である。
- 市内に設立されていない。継続的なニーズ把握やそれに基づく社会資源開発などの循環性のある仕組みの確立については、団体としての取り組むべき重要な課題であると考えている。
- 地域で高齢者を見守り、話し合える場所に、そしてその場所に移動販売等があったら大変助かるのではないかと考えています。
- 社会資源不足のため、協議体の中心を担うことが予想される。
- 社会福祉協議会との関係団体、市有償ボランティア団体連絡会協議会加盟団体に所属していて、定期的に定例会を行い、さまざまな行事に参加しているが、今のところあまりメリットはないと思われる。
- 社協の職員が一人で主体となって講演会や担い手の募集活動を行っている。業務が負担なのではないかと感じる。
- 社協の地域福祉に関するノウハウを「日常生活総合事業」における住民主体の事業に活かし、「協議体」での存在感を発揮することで、各種団体等との連携を取りやすくするための環境整備を更に推進していきたい。現在、協議体で議題に挙げられたボランティア活動等のポイント制度の設立に向けて検討中。
- 住民の生活支援結びつくように連携していきたい。
- 住民主体による生活支援サービス実施団体の一員として、サービスの実態や課題・展望等を発信していくために、積極的な参加が求められていると思う。
- 高齢者のみならず、誰もが地域で生活しやすい環境づくりを見据えたネットワーク作りを考え、連携を図れる場として協議体を設けていく必要があると思う。
- 生活支援コーディネーター研修会に参加した時の講師の話で「社協で本来の仕事をしていたら、協議体は必要なかった」との内容には違和感があった。行政では、地域の資源再活用を唱えるが、元々人口規模の少ない町村では、その人材確保に苦慮すると思う。
- 生活支援コーディネーターが、この活動のコーディネートを通じて把握した地域共通の生活課題は、第2層協議体をはじめ、第3層以下の小地域福祉ネットワークへの情報提供を行い、住民とのニーズ共有、新たな社会資源づくりに向けた協議を行っている。この活動は、認知症の人を在宅で介護する人を対象としている。協議体ではニーズとして出されにくい分野もコーディネーターから投げかけることも可能だと考えている。
- 生活支援コーディネーターが、この活動のコーディネートを通じて把握した地域共通の生活課題は第2層協議体をはじめ、第3層以下の小地域福祉ネットワークへの情報提供を行い、住民とのニーズ共有、新たな社会資源づくりに向けた協議を行っている。
- 早急に設置すべきと思うが行政の動きが遅い。
- 他団体との交流により知識の取得
- 多様なサービスの訪問型サービスへのアドバイス等を期待されている。
- 第1回を平成27年に開催したのみで、その後開催されておらず、コーディネーターの配置も未定の状況（行政の方針体制が未整備）。本会としては「制度外の助けあい」という特長を大事にしていきたいので、影響を受けずにすすめていけると良いと考えている。
- 第1層としての協議体の運営主体は、難しい面がある。

29. 「生活支援コーディネーター」や「協議体」の影響や課題（調査票 問29）

（主な回答を掲載）

○第1層の協議体を引き受けることは、社協がど真ん中となるものであり、地域づくりができないことには社協としての評価が得られないものとする。

○第1層協議体は、平成28年度に設置済みだが、地縁組織の団体等の長が多いこともあり、委員の皆さんの総合事業に関して知識の差が表れている。改選期等で交代をする委員も出てきているので、引き継ぎ等が上手くいくかは疑問である。これからは多様な主体の方々に参画をして頂き、議論し知恵を出し合うことが、これからの施策を考える上で重要になってくる。

○第2層（日常生活圏域）の協議体の設置については、地域包括支援センターが担当し運営することになっており、圏域も地域包括支援センターの担当エリアとしてであり、設置時期も未定です。

○団体が集まって何かをするというのはとても良い事だと思うが、現場の仕事が忙しい中で集まり話をするのは、もう少し経営が安定して働いている仲間にも余裕ができてからの事だと思う。

○地域で顔の見える関係づくりは重要です。協議体をもつことで地域づくりが進み、安心・安全な暮らしがお互いの力で支え合っていければ良いと思います。

○地域の課題を協議体につなぐことでその解決に当たることができる等

○地域の課題を高齢者に特化せず共有や検討ができる。また、子育ての課題に対し、元気な高齢者の役割としての支援が可能となる。

○地域の方々と出会うきっかけになっている。それぞれの考え方や、大事にしていること、強みや課題が見えてきて、つきあい方や連携の参考になる。

○地域支援コーディネーターと同様で協議体のメンバーとして動いていきたいと思っています。

○地域住民の理解を得るのに時間がかかる為、現在は会議開催前の説明に取り組んでいます。

○地域住民も含めた協議体をつくることで地域住民が自分の地域を自分達で良くするということを考える機会になると思う。ただ、自治体や民生委員さんとの連携も重要になるため、地域格差が生まれるのではないのかとの懸念がある。

○地域全体に支え合いを広めるために、それぞれの委員の身近な課題を提案し、全体で共有しながら発展させるような会議をしたい。

○地域包括支援センターで進めることになっているが、担当者と連携をよくとり、行政とのパートナーシップを確固たるものとし、地域住民のために組織の使命と役割を果たす。

○地域包括支援センターの活動が見えない（サービス依頼はあるが）

○同法人の介護事業として参加しているが、くらしのサポートとして活動できる協議は行えていない。

○特に影響はないが、行政等と常に情報を共有し進めていきたい。

○特に影響はないと思われる。ただ、この体制づくりには一部の人だけでなく、市民（行政も一市民として）全員が意識を持ってもらうことが必要だし、そうでないと難しいのではないと思われる。

○平成29年3月に社協が設置したが、各構成団体が何を求められて参加しているのか理解できていないようです。会議の進行もコーディネーター一人が対応している状態で、今後会議の進め方が難しいと思われ、本来の目的を達成するには非常に厳しいのではと心配している。当団体がこれまで実施してきた支え合い事業を他団体に移管するが、地域の皆さんにより広く利用していただけることを大きな目的としている。今後協議体では、具体的な受け皿論の意見を申し述べたい。

○平成29年3月に発足。具体的協議については平成29年度から。

○平成29年度の本格設置（予定）に向けて、生活支援コーディネーター（第一属）として、構成メンバーの改定に関与していきます。

○未設置。今後、生活支援について地域で考えることができるような話し合いの場を持っていきたいと考えている。

平成 28 年度「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」

＜ご記入いただく上でのお願い＞

- ・はじめに、下欄の団体情報に関する欄からお書きください。
- ・問 1 から最後の問まで順番にお答えください。なお、貴団体に該当しない設問の回答は不要です。
- ・回答は原則として **平成 29 年 3 月 1 日時点** の状況でお答えください。
(3 月 1 日で捉えにくいものは回答可能な時点(平成 28 年 4 月 1 日など)で結構です)。
- ・回答は、当てはまる番号に○をつけていただくものと、自由に記述していただくものがあります。自由に記述していただくものや、「その他」にお答えの場合は、内容を具体的にお書きください。
- ・設問が活動の実態と合わない場合は、お手数ですが欄外にその内容を書き足してください。
- ・社協、生協、農協等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス団体(活動)そのものについて記入してください。
- ・「担い手」とはサービスを提供している方を指しており、団体によっては協力員、ヘルパー、ワーカー等の呼称があると思いますが、全て「担い手」として考えてください。
- ・「公的サービス」とは介護保険サービスや障害福祉サービスなどの法制度内でのサービスを総称したものとしてお考えください。

＜アンケートの提出について＞

- ・本調査票は、以下ホームページからダウンロードください (Word 形式)。
<https://www.sankagata.net/>
- ・アンケート提出方法は、メールもしくは FAX によりご提出ください。
- ・ご記入いただいたアンケートは、**平成 29 年 5 月 31 日 (水)** までに下記の ＜アンケート提出先＞ にご提出をお願い申し上げます。
- ・ご提出いただいたデータや回答内容は、統計的に処理いたしますので、個々の団体のデータを公表することは一切ございません。

＜アンケート提出先＞

ワンダークラフト株式会社【担当：新川・脇田】

住所：〒104-0032 東京都中央区八丁堀 2-1-10 JN ビル 5 階

FAX：03-3552-1896 E-mail：zcwvc@wonder-craft.co.jp

＜アンケート内容の問い合わせ先＞

(社福) 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア市民活動振興センター

【担当：金谷内・志村】

住所：〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL：03-3581-4656 FAX：03-3581-7858

E-mail：sankagata@shakyo.or.jp

＜報告書について＞

- ・本調査にご回答いただいた団体に、後日、報告書を送付いたしますので、次頁に住所等のご記入をお願いいたします。
- ・なお、調査結果は後日 PDF ファイルで Web 上にも掲載する予定です。

最初に下記の項目についてご記入ください。

団体名：			
電話番号		F A X 番号	
住所	〒		
代表者 職名・氏名：		ご記入者 役職・氏名	

【団体の組織体制・運営について】

問 1. 団体として事業を開始した年月をご記入ください。

西暦	年
----	---

問 2. 貴団体の運営形態について、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 住民の自主的な会員組織である（ボランティア団体・NPO 法人含む）	
(注) 親団体がある場合でも、次のア～エの条件に当てはまる場合は、上記 1 に○をつけてください	
ア. 親団体に事務局を置くが、自立した組織として活動している	イ. 組織として独自の意思決定を行っている
ウ. 会計、役員会が親団体とは別である	エ. 親団体とは別に団体独自の規定がある
2. 市区町村社会福祉協議会が運営している	
3. 生活協同組合が運営している	
4. ワーカーズコレクティブである	
5. J A (農業協同組合) が運営している	
6. 行政設置による第 3 セクター (福祉公社・事業団等)	
7. 社会福祉施設が運営している。	
8. ファミリー・サポート・センター (子育て援助活動支援事業の相互援助組織) である	
9. その他 (具体的に	

問 3. 貴団体は法人格を持っていますか。

持っている場合、それはどのような法人格ですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

A 法人格をもっている	B 法人格をもっていない
↓	
1. 特定非営利活動法人 → いずれかに○を (①. 認証をうけている ②. 申請中である)	
2. 認定特定非営利活動法人 → いずれかに○を (①. 認証をうけている ②. 申請中である)	
3. 社会福祉法人 → いずれかに○を (①. 社会福祉協議会 ②. 社会福祉協議会以外)	
4. 財団法人 → いずれかに○を (①公益財団法人・②一般財団法人)	
5. 社団法人 → いずれかに○を (①公益社団法人・②一般社団法人)	
6. 生活協同組合	
7. 農業協同組合	
8. 有限会社	
9. 株式会社	
10. その他 (具体的に:	

問 4. 貴団体は事務所をお持ちですか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 持っている
2. 親団体の事務所・施設等の中に事務所を借りている
3. 持っていない

問 5. 貴団体は活動拠点の形態について、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

1. 独自の活動拠点を持っている
2. 親団体所有の施設・拠点を継続的に借りている
3. 親団体所有の施設・拠点を活動時のみ借りている
4. 自治体や民間の施設・拠点を継続的に借りている
5. 自治体や民間の施設・拠点を活動時のみ借りている

問 6. 貴団体の広報活動について、当てはまる番号全てに○をつけてください。

1. 広報誌・機関紙
2. 団体専用のホームページ（Facebook、ブログ等を含む）
3. 親団体のホームページに団体の活動を紹介するページがある
4. 公民館等でチラシやポスターを掲示している
5. その他（具体的に： _____）

【会員の状況について】

問 7. 貴団体・活動の自主的な有償助け合い活動（以下「たすけあい活動」）では会員制（サービス利用者・提供者ともに団体・活動の会員であること）を採用していますか。

1. 会員制を採用している
2. 会員制を採用していない

問 8. 貴団体のたすけあい活動の登録者数（サービス利用者・提供者の両方の合計数を指す）をご記入ください。

				人
--	--	--	--	---

問 9. 貴団体に登録されているたすけあい活動の「担い手数」（サービスを提供している方の数）について、下記表にその人数をご記入ください。

※「公的サービス提供者」と兼務している場合も「担い手数」として数えてください。

	女性	男性	合計
20代			
30代			
40代			
50代			
60代			
70代以上			
合計			総計 人

問 10. 貴団体の担い手と利用者のバランスはどのような状態ですか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

1. 担い手が不足している傾向がある
2. 利用者が少ない傾向がある
3. 担い手と利用者のバランスはちょうどよい
4. その他（具体的に： _____）

問 1 1 (1). 担い手の募集にあたって、貴団体として実施しているもの全てに○をつけてください。

- | | | |
|----------------------|-----------------|----------------|
| 1. パンフレット、チラシ、ポスター | 2. ホームページ | 3. 他団体の広報誌 |
| 4. 個別に声掛け | 5. 登録者による紹介 | 6. 担い手養成講座・研修会 |
| 7. 広報誌 | 8. 地域ラジオ・FM ラジオ | 9. 説明会、交流会 |
| 10. ハローワーク | 11. 掲示板 | |
| 12. その他（具体的に： _____） | | |

問 1 1 (2). 担い手の募集に最も効果があったと考えられるものを、上記 1 1 (1) の番号の中から 1 つお答えください。

番号

問 1 2. 担い手への研修機会について、貴団体が実施しているもの全ての番号に○を付けてください。
また、開催頻度（出席頻度）等についてもご記入ください。

〔内部研修〕

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. 学習会、勉強会、研修会等 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 2. 交流会 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 3. 新人研修 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 4. ミーティング、定例会の際に | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 5. ケースカンファレンス | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 6. 外部から講師を呼んで研修 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 7. 他団体と共催により研修会を開催 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| (共催の相手先： _____) | |
| 8. その他（具体的に： _____） | (頻度：年・月・週に _____ 回) |

〔外部研修等〕

- | | |
|---------------------------------------|---------------------|
| 9. 社協主催の研修会に参加 | (頻度：年・月・週に _____ 回) |
| 10. 地域包括支援センター主催の研修会に参加 | |
| 11. 地方自治体主催の研修会に参加 | |
| 12. 社協、地域包括支援センター、地方自治体以外の団体主催の研修会に参加 | |
| 13. 資格取得支援 | |
| 14. その他（具体的に： _____） | |

問 1 3. 担い手に対する研修内容について、貴団体として実施しているもの全ての番号に○をつけてください。

- | | | |
|-----------------------|-------------------|---------------|
| 1. 高齢者・障害者理解 | 2. 認知症理解 | 3. 介護職員初任者研修 |
| 4. 介護（介護職員初任者研修を除く） | 5. 介助技術 | 6. 調理 |
| 7. 食品衛生（食中毒） | 8. 移送サービス（送迎サービス） | 9. 掃除 |
| 10. 救命救急 | | |
| 11. 災害時高齢者・障害者等生活支援 | 12. 医療・感染症 | |
| 13. リスクマネジメント（ヒヤリハット） | 14. 傾聴 | 15. コミュニケーション |
| 16. 接遇（マナー） | 17. レクリエーション | 18. 育児・子育て支援 |
| 19. 法人理念 | 20. 行政・社会情勢等の動き | |
| 21. その他（具体的に _____） | | |

【サービス、活動事業の内容について】

問 14. 貴団体が行っているサービスについて伺います。

そのサービスが住民相互の支え合いによる「たすけあい活動」、介護保険や障害福祉サービス等の法制度内での「公的サービス」、いずれにも該当しない「その他」のどの形態で実施されているか、回答するもの全てに○をつけてください。

サービスの種類	たすけあい活動	公的サービス	その他
1. 家事援助			
2. 介護			
3. 入浴			
4. 食事（配食や会食）			
5. 外出援助			
6. 移送サービス（送迎サービス）			
7. デイサービス			
8. サロン活動			
9. 宅老所			
10. 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援			
11. ショートステイ・宿泊			
12. グループホーム			
13. 小規模多機能型居宅介護			
14. サービス付き高齢者向け住宅			
15. 住宅改修			
16. 相談・助言			
17. 話し相手			
18. 子育て・保育サービス			
19. 教育サービス			
20. 財産管理・保全サービス			
21. ケアマネジメント（居宅介護支援等）			
22. その他事業〔上記以外を記述ください〕			

問 15. 貴団体が実施するサービスのうち、**平成27年度**の「たすけあい活動」、「公的サービス」のそれぞれ利用者数（実人数）及び活動時間（回数）についてお答えください。

※1 概算でも構いません。複数サービス利用者は各サービスそれぞれ1人とカウントしてください。

※2 時間での記載が難しい場合は回数でご記入ください。

※3 実施していないサービスについての記載は不要です。

(1) 家事援助・介護・入浴等ホームヘルプサービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	(時間 回)	(時間 回)

(2) 外出援助・移送サービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	(時間 回)	(時間 回)

(3) 配食サービス

	たすけあい活動	公的サービス
サービス利用者数	人	人
活動時間	1日： 回 (食) 週： 回 (食) 月： 回 (食)	1日： 回 (食) 週： 回 (食) 月： 回 (食)

問 16. たすけあい活動と公的サービスの両者を行っている場合はお答えください。

活動の担い手の区別について、当てはまる番号に○をつけてください。

1. 別々の者が行っている。
2. 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスを別々に管理している。
3. 同じ者が行っているが、たすけあい事業と公的サービスの管理の区別はしていない。

【財政について】

問 17. 【活動実績のある団体のみご記入ください。】貴団体の平成27年度の収入および支出の総額は、いくらですか。また、その内訳の割合が分かればあわせてご記入ください。

※社協、生協、JA等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス事業（活動）そのものについて記入ください（概算額で結構です）。

1. 収入総額	_____ 万円
(収入の内訳)	
たすけあい活動の利用料収入	_____ 万円
会費収入	_____ 万円
介護保険に関わる収入	_____ 万円
障害者総合支援法制度等収入	_____ 万円
行政からの事業委託収入	_____ 万円
助成金収入	_____ 万円
寄附金収入	_____ 万円
その他	_____ 万円
2. 支出総額	_____ 万円

問 18. 「たすけあい活動」と「公的サービス」の両者を実施している場合のみお答えください。

「公的サービス」の収益を「たすけあい活動」にどの程度充当していますか。「たすけあい活動」に係る支出全体に占める割合等をご回答ください。

1. 充当していない	
2. 1～2割程度を公的サービスの収益から充当	
3. 3～5割程度を公的サービスの収益から充当	
4. 5割以上を公的サービスの収益から充当	
5. その他（	_____）

問 19. 「たすけあい活動」に行政・民間からの補助金や助成金を受けている場合のみお答えください。

「たすけあい活動」に係る支出全体に占める補助金や助成金の割合等をご回答ください。

1. 1～2割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	
2. 3～5割程度を行政・民間からの補助金や助成金から充当	
3. 5割以上を行政・民間からの補助金や助成金から充当	
4. その他（	_____）

問 20. 「たすけあい活動」で提供するサービスについて、1 時間当たり（または 1 回当たり）の利用料及び担い手の受取り額はいくらですか。なお、「サービスの内容にかかわらず利用料は定額」の団体は「1」の欄に、「サービスの内容によって利用料が異なる」団体は「2～7」の欄にご記入ください。

<記入上のお願い>

※ 1. 無料の場合は 0 と記入してください。

※ 2. 内容や距離等の関係で一律に金額を出せない場合は、平均となる金額を記入してください。

(単位：円)

	利用料	担い手の受取り額
1. 内容にかかわらず定額	円/1 時間 (円/1 回)	円/1 時間 (円/1 回)
2. 日常生活のお手伝い (家事援助等)	円/1 時間 (円/1 回)	円/1 時間 (円/1 回)
3. 介護・介助	円/1 時間 (円/1 回)	円/1 時間 (円/1 回)
4. 給食・配食	円/1 食	円/1 時間 (円/1 回)
5. 移送	円/1 回	円/1 時間 (円/1 回)
6. いきいきサロン・ミニ デイ (たまり場)・コミュ ニティカフェ	円/1 回	円/1 回
7. その他 ()	円/1 時間 (円/1 回)	円/1 時間 (円/1 回)

【課題等】

問 2 1. 貴団体が活動するうえで、日常的に協力・連携関係がある団体全てに○をつけていただき、あわせて具体的な関わり方（連携内容）を記入してください。

団体名	○印	具体的な関わり方（連携内容）
1. 社会福祉協議会		
2. ボランティア・市民活動振興センター		
3. NPO 法人		
4. 地方自治体		
5. 民生委員・児童委員（協議会）		
6. 自治会・町内会・女性会・青年会（連合会）		
7. 老人クラブ		
8. 公民館		
9. ボランティア団体（法人格をもたない）		
10. ボランティア連絡会		
11. 生活協同組合		
12. 農業協同組合		
13. 企業		
14. 労働組合		
15. 商工会議所		
16. 青年会議所		
17. 小・中学校		
18. 高等学校		
19. 大学・専門学校		
20. 警察		
21. その他（ ）		
22. その他（ ）		
23. その他（ ）		

問 2 2. 都道府県や市町村等、一定のエリア内で住民参加型在宅福祉サービス団体間の連絡会等がありますか。あれば、その圏域の該当するものに1つに○をつけ、その名称ならびに所属の有無についてもご記入ください。

圏域	連絡会名	所属の有無
【記載例】市町村	〇〇住民参加型連絡会 〇〇有償ボランティア連絡会	所属している
都道府県・市町村・地区 その他（ ）		所属している／所属していない
都道府県・市町村・地区・ その他（ ）		所属している／所属していない
都道府県・市町村・地区・ その他（ ）		所属している／所属していない

問 2 3. 公的制度について、お考えになっていることがございましたらお書きください。

〔介護保険等、高齢者施策〕
〔障害者総合福祉法等、障害者施策〕
〔子育て支援施策〕
〔生活困窮者自立支援法等、生活困窮者施策〕
〔その他〕

問 2 4. 貴団体が現在直面している活動の課題について、**該当する番号の全てに○をつけてください。**
 また、貴団体にとって**最も大きな課題と思われる項目について、A・B・Cごとに各1つ、◎印を**
お書きください。

〔A〕組織運営について 1. 担い手不足 2. 資金不足 3. 広報不足 4. 利用者の減少 5. ハードの老朽化 6. コーディネーターの不足 7. 事務局の体制が不十分 8. 作業マニュアル、就業規則等が未整備 9. 人材育成の機会不足 10. 後継者不足 11. 地域組織（自治会等）との関係づくり 12. 他事業、他都道府県との連携・協働 13. 行政あるいは社協との連携・協働 14. その他（ ）
〔B〕サービス提供体制について 1. 助け合い活動の利用者負担額 2. たすけあい活動の担い手（有償ボランティア等）と介護保険等のヘルパーとの賃金差 3. 労働基準法との兼ね合い 4. 活動先（サロンの会場等）の確保 5. 24時間見守り体制づくり 6. サービス提供（申請）のための手続き 7. その他（ ）
〔C〕サービスの質について 1. 医療行為が必要な方へのサービス提供 2. サービスのマンネリ化 3. ニーズをサービスに結び付けられない 4. 担い手の専門性が確立されていない 5. ニーズの把握ができていない 6. 行き場のない方への支援 7. 生活支援内容の多様化 8. その他（ ）

問 2 5. 貴団体が現在直面している活動の課題に対して、改善のために実施している取り組みを具体的
 にお書きください。

【介護予防・日常生活支援総合事業について】

問 2 6. 高齢者向けサービス（ホームヘルプサービス、移送、配食等）を実施している団体のみお答えください。介護予防・日常生活支援総合事業により貴団が現に実施、または実施予定としている訪問型サービス、通所型サービスについて、該当するもの全てに○をつけてください。

（１）訪問型サービス

基準	サービス種別	該当に○	
		実施済	実施予定
現行の訪問介護相当	訪問介護（訪問介護員による身体介護、生活援助）		
多様なサービス	訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）		
	訪問型サービス B（住民主体による支援）		
	訪問型サービス C（短期集中予防サービス）		
	訪問型サービス D（移動支援）		
実施しない（移行しない）			

（２）通所型サービス

基準	サービス種別	該当に○	
		実施済	実施予定
現行の通所介護相当	通所介護 （通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練）		
多様なサービス	通所型サービス A（緩和した基準によるサービス）		
	通所型サービス B（住民主体による支援）		
	訪問型サービス C（短期集中予防サービス）		
実施しない（移行しない）			

【生活支援体制整備事業について】

問 2 7. 生活支援体制整備事業体における「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」について、貴団体として該当するものに○をつけてください。

※市町村から具体的に示されていない場合は、全て「未定」を選択してください。

設問	回答
（１）生活支援コーディネーターの受託状況	1. 第 1 層として受託している 2. 第 1 層として受託する予定 3. 第 2 層として受託している 4. 第 2 層として受託する予定 5. 受託していない・受託する予定はない 6. 未定
（２）生活支援コーディネーターの受託時期（予定含む）	1. 平成 2 7 年度中 2. 平成 2 8 年度中 3. 平成 2 9 年度中 4. 平成 3 0 年度以降 5. 未定

※市町村から具体的に示されていない場合は、全て「未定」を選択してください。

問29.「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」や「協議体」について、貴団体の活動への影響や課題についてご記入ください。

～ご協力ありがとうございました～

平成 28 年度

「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」報告書

平成 30 年 3 月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

電話 03-3581-4656 FAX 03-3581-7858

